

369.26
Z24y



0040057-000

369.26-Z24y

養老に関する我が国の古文献,
思想及扶持制度

社会事業研究所・編

社会事業研究所

1938

AGI

YM15

養老に関する我が國の

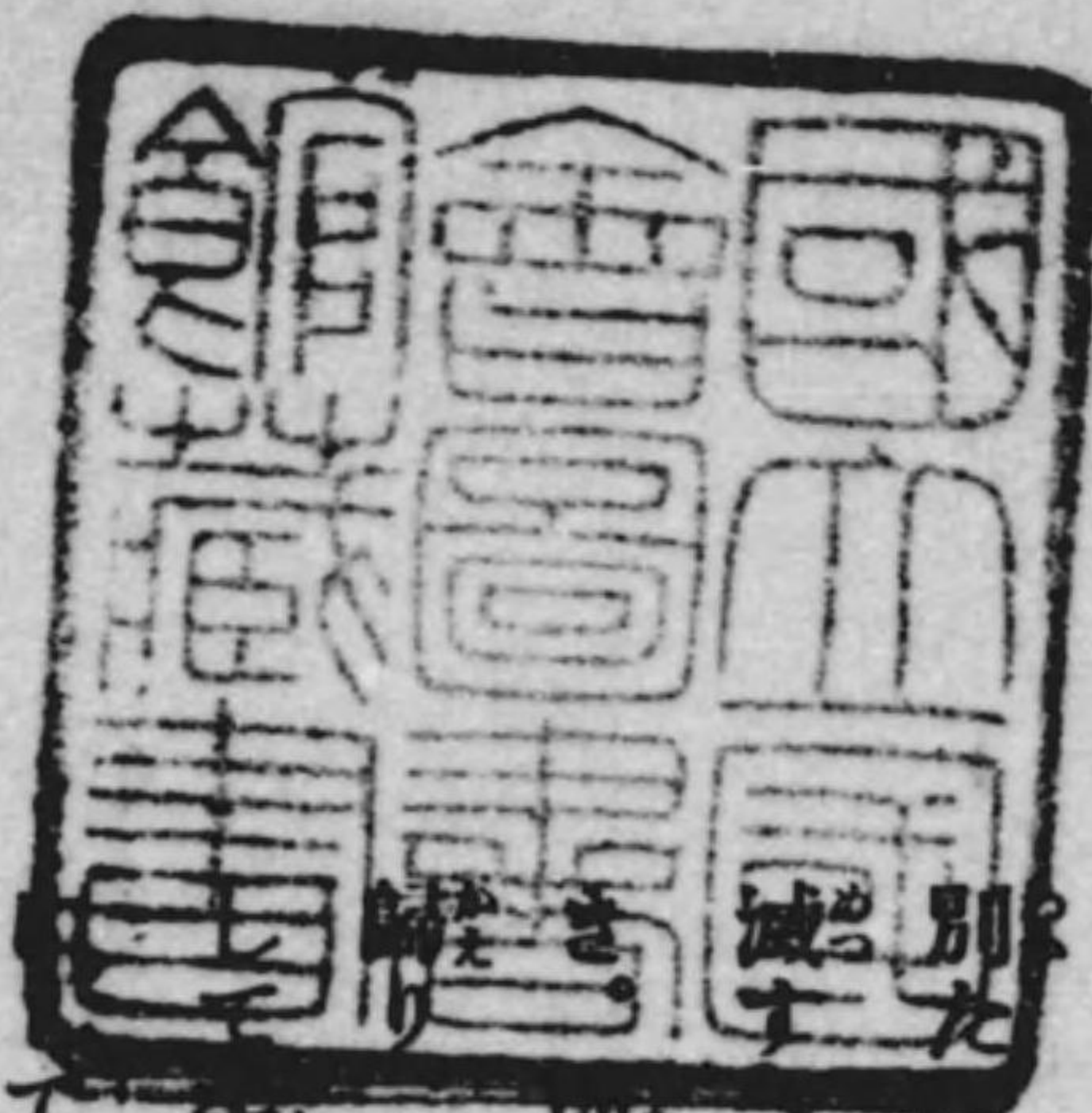
古文献、思想及扶持制度

財団法人中央社會事業協會

社會事業研究所

57

369.26 ~~5922~~
Z249



佛言く、過去久遠なりしとき國ありて棄老と名づけたり。彼の國老人あれば皆遠く驅り棄てにき。一の大員あり、其の父年老ひぬ。國の法に依り應に棄つべかりき。(大臣)孝順にして心に忍びざりしかば、地を堀つて密なる屋を作り、父を匿つて孝養しき。爾時天つ神二つの蛇を捉へ、王の殿上に着いて言ひけらく、若し雌と雄とを汝國安きことを得ん。若し別ち得ずんば汝が身と國とは七日の後に悉く覆しと。王聞いて懐に懊惱み、群臣と參議すれども、各々別つこと能はじと稱し。即ち(王)國の界に別つ者を求め、爵賞を加へんと宣り給ひき。(件)大臣家に往いて其の父に(之を)問ひ給へり。父言く、別つこと(いと)易し。細く米かなる物を以て蛇を停めて(其の上)に著らしめんに、蹂躙するものは其の雄にて、動かさざる者は是れ雌なりと。即ち其の言へるが如くしければ果して雌雄を別ちにき。天つ神又二つの白驃馬の形と色と異なることなきを以て問ふらく、誰れが母にして誰れが子なると。大臣復び父に問ひ給へるに、(父)答へ給はく、草を與へて食ましめんに、若し是れ母ならんには、必ず草を推しやりて子に與ふるならんと。天つ神(之を)聞いて歡喜し給ひ、大に國王に遺るに珍奇、財寶を以てし給へりき。此れより王普く天下に告りしらしめて、老ひたるものを棄つることを聽るさずなりにき。

漢譯 篠崎篤三私藏經



273297

例言

本冊子は養老に關する古來の文獻及扶持制度の一斑を概觀し、之に若干の批判を加へたものである。現下の時局に於て斯の種制度の再吟味が要望せらるゝの際本冊子が江湖の關係者に幾分にも裨益する所あらんことを庶幾するものである。

昭和十三年三月

社會事業研究所



851

一般資料

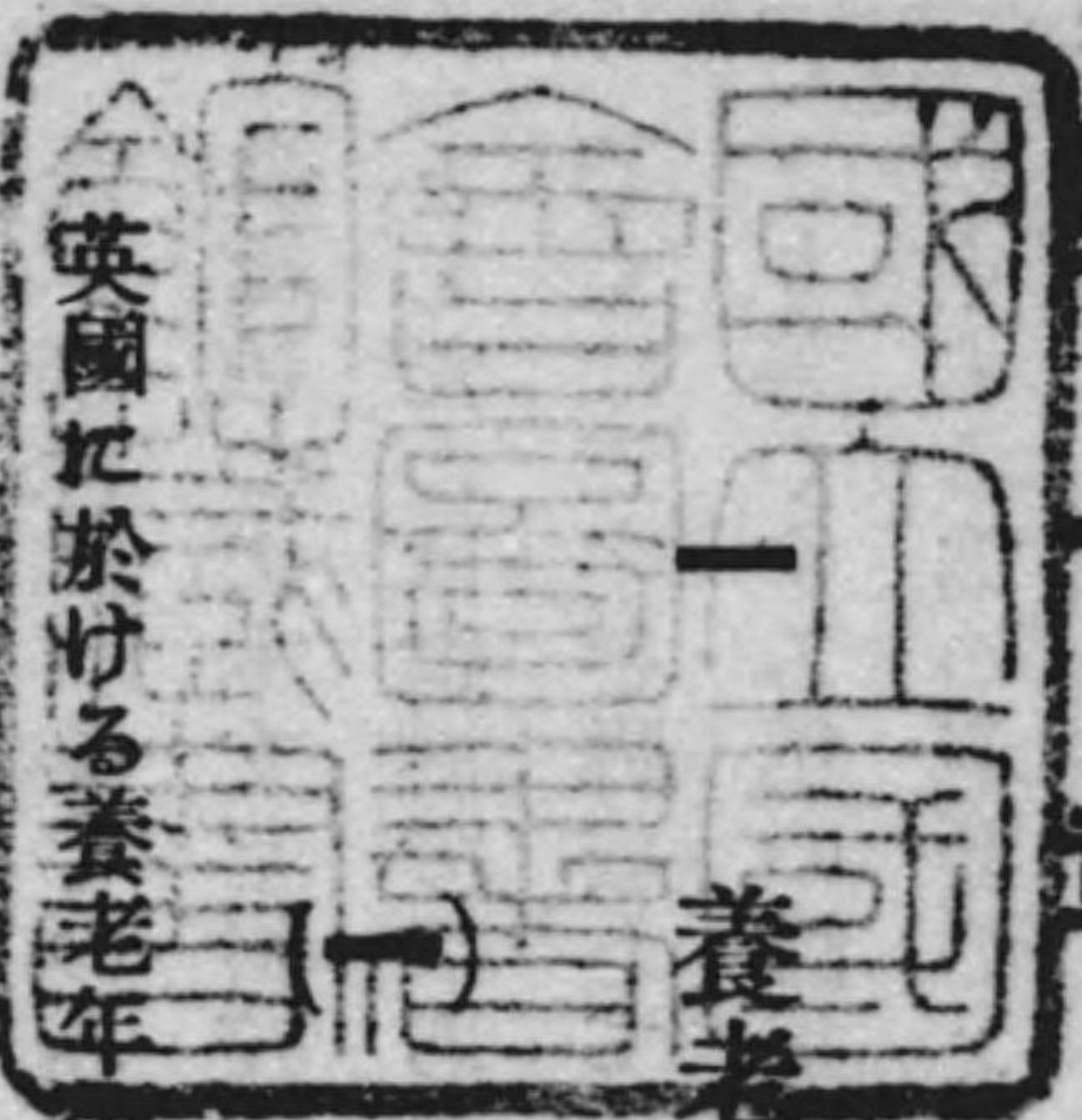
養老に關する我が國の古文獻、思想及扶持制度

目次

第一章 養老制度に對する文献の一としての大學養老篇	一
一 緒言	一
二 大學養老篇本文	三
一 養老大義	三
二 學校說	五
三 養老說	五
三 知られたる範圍に於ける入江南漢	二
第二章 周代に於ける養老制度	二六
一 緒言	二六
二 禮記王制	二九
三 周代に於ける養老の制度	三二
四 洪範、孟子及管子	三六
第三章 我が國に於ける舊藩時代の養老扶持制度	四五
一 緒言	四五
二 金澤藩の養老扶持制度及其の創始者	四六
三 金澤藩の養老扶持制度の内容	四八

四	會津藩の養老扶持制度	三五
五	米澤藩の養老扶持制度	三六
六	米澤藩の養老扶持制度	三七
七	松雲公の側面	三八
八	徳島に見出されたる養老に關する文書	三九
第 四 章	我が國に高齢者保全の新制度を移入する其の前に	四〇
一	社會問題の對象としての老人	四一
二	グロウヴ博士に依る老人觀	四二
三	問題は元へ、ノース教授の老人觀	四三
四	銃前銃後の經營事業の一としての養老利用ホーム	四四
拾 遺		四五
一	中井竹山と其の養老說	四六
二	草茅危言	四七
三	草茅危言成りし日の竹山	四八
四	中井履軒の恤悖及義嗣の說	四九
五	神惟孝の草茅危言摘義	五〇
六	鰥寡孤獨の扶持制度及養老宴の提議者としての徂徠	五一
附 録		五二
能と老人		五三
以上		五四

第 一 章



養老制度に關する文獻の一としての大學養老篇

緒 言

英國に於ける養老年金實施鼓吹者の開山であつた例のチャアルス・ブウスが筆を執つて人も知る「ロンドン市民の生活及其の勞働状態」を書いた時、其の最終の卷の三十一頁に

今日に存在する「凡べて」を徹見せんが爲にはそれに對しての過去の對照が絶対に必要である。

と書き残したのを、一九三〇年、即ち我が今上陛下の御世しろしめす昭和五年に、其の補訂版が、色々の新材料を補加して昔馴染の標題に「新」觀の二字を冠らせて公にされた時に、ことさらに其の卷頭の一頁へ書き加へることにしたのは、床しくも亦意味が深い。謂ふ所の養老事業、即ち養育院、養老院、老人ホーム等の何處かに在來の御救ひ小屋めいた香ひを持つた施設の外に、ブウスの主張で出來上つた（勿論單にブウスの思想のみで出來たものでないことは明白な事實であるとしても）養老扶持を目的とする年金制度などの實施を計畫するとしても、我國の過去と對照した場合に、何等之を純熟圓成せしむる素地がないとするならば、折角の努力も到底徒勞に終へてしまふのが落所であらう。時局は一段の進展を斯界に要望する。未だ會て其の聲を聞いたことのない養老年金制度の詮議などが社會の一隅には起つて居る。かういふことに就て少し落附いた詮議をしやうとするのが本冊の作製目的の主なる一つである。

無論英國と我が國とは國情が違ふからブウスの苦心と丹精とに依つて結實した「ロンドン市民の生活及勞働の状態」に

比較すべき書冊とは、將來はいざ知らず、今日の所では見當らぬ。また老人の生活を特に道徳、經濟、生理、心理、社會等のあらゆる方面からながめて見て其の結果を一冊に蒐録し、元氣の壯年者に在つても日にく住み憂くなり勝ちである現代の社會情勢に對應して適切妥當の措置を講ずる資料に宛つべきものも見當らぬ。一言にしていへば、老人——高齢者——に關連して起るべき將來の、否、既に起りつゝあるかとも思はれるあらゆる問題を解決する爲の文獻は決して豊富であるとはいはれない我が國の情勢であるのに、當年の儒流中に氣を負ふて卓立した藤園門下に一の入江子園のあるあつて、我等に大學養老篇一冊を書き残して置いて呉れたことは、無論チャアルス・ブウスのに對抗する程の大規模の著述ではないにしろ、それが徳川政府の中期の事でブウスに先立つこと數十年のそのかみにあつたことだけに、我等はそぞろに誇らしく感ずるのである。随つて筆者は何をさし置いても、讀者を、古の足利文庫、金澤文庫、淺草文庫、紅葉山文庫等の庫中に案内し、一冊の青標紙の綴ち目の緩んだ和本を讀者の眼前に御目に懸けやうといつた好奇の氣分ばかりで本章を起稿するのではない。其の内容の紹介が何より大切なのである。

かうするに就ては凡べて文章は假名交り文に書き改め、必要と思ふ箇所には脚註に字解、辭釋、意釋を加へて置いた。忠實に原典をのみ複製するやうにしたのでは、現時に入江子園を紹介する爲めの功をしないからである。尙一度原典に依つて本文を對校する希望且豫定であつたが、刊行の期が逼つて何とも致し方がなくなり、之を他日に期することとしたのは遺憾ではあるが、それでも本冊を公刊する目的の達成には十分副ふことが出来るやうにはして置いた。二字若くは三字を聯成して一熟語となるものは一々、「養老」といふ如く字傍に小線を挿入し、(一)内に收めた文字は理解をより善くする爲の添加文字で筆者の故らに補つたものである。字傍の片假名も筆者の見計らひで目馴れない文字を讀み易くする爲の老婆心より出た蛇足である。

大學養老篇本文

南冥 入江子園著

一 養老大義

夫レ養老ノ禮ハ上古ノ至教ナリ。其ノ^①昉^②虞舜ヨリ起レリ。孟子曰、堯舜ノ道ハ孝弟ノミト。凡ソ天下國家ノ先務ハ孝弟ヨリ上ナルハナシ。是レ人々明カニ聞知スルコトナレドモ、澆季ノ風俗ニ引カレ、孝弟ノ教ヲ迂闊トナシ、目前ノ功利ヲ事トシ、才智ヲ專ラトシテ篤實ヲ疎ンジ、孝弟ヲ行フ人鮮ク、又孝弟ノ教ニ風靡スル代モナシ。西漢以來孝弟醇厚ノ人ヲ擧^③ル令アレドモ、命令ノミニテ、孝弟ノ實上ニ行ハレザレバ風化ノ益ナシ。是^④レ何ノ故^⑤トナレバ、上古ノ政教ヲ曉ササルニ由ルナリ。

孝弟ヲ以テ天下ヲ風化スルニ術アリ。(老ヲ敬スルニ如クハナシ)是ヲ以テ上古ノ聖人養老ノ禮ヲ興シ、大學校ニ於テ是ヲ行ヒ(以テ)天下ニ示シ、天子ノ尊(キ)ヲ以テ(シテ尙)賤シキ老老ニ事ヘ、國人ニ遍ク縱觀セシム。國人コレニ風化シ、自ラ孝弟ノ道ヲ辨ヘ知ルナレバ、養老ハ教化ノ要道ナルコト明白ナリ。

凡(ソ)年五十ヨリ養老ノ禮ニアツカル。シカモ七十以上ハ養ヒ重シ、故ニ大學校ニ

* 一 原文に無し。筆者の補加にかゝる。以下の二及三も同じ。

① 昉 始メ也、

② 虞舜 帝舜有虞氏

③ 鮮 少也、乏也

④ 西漢 前漢ヲイフ、東漢即後漢ニ對ス。

⑤ 命令 法令、

⑥ 風化 詩ノ六義ノ一、上以風化下、下以風刺上トイフ解釋アリ。教化ノ意、風化ニ益ナシトアルベキ處。

⑦ 政教 一ノ下「民衆ニノ三字アルベキ處」

⑧ 大學校 大學ヲ以テ養老ノ式ヲ舉行スル式場トスルナリ。

⑨ 縱觀 縦覽ト同ジ。

於テ養(ヒ)ヲウクル也。大學校ノ所在(ハ)殷(ト)周(ト)ハ制ヲ異ニス。殷ノ大學ハ郊ニ在リ。周ノ大學ハ(郊)ニアラズシテ(國)ニ在リ。天子ニ辟雍ト云ヒ、諸侯ニ辟宮ト云フハ大學校ノ(名)稱ニテ周ノ制也。其ノ義下文ニ具ス。サテ處庠(トイフ)ハ舜ノ學校ニテ、大舜ハ孝ヲ專ラニシ給フナレバ、周ノ代ニ至(ツ)テ(モ)特ニ之ヲ尊ビ、四代ノ學校ヲ立ツト雖、處庠ハ別シテ(コレヲ)四郊ニ立ツ。

祭義ニ曰天子設(四)學、當(入)學ニ而太子齒。齒ハ太子ノ尊キヲ以テ庶人ト列シテ老者ヲ尊ブ(オイフ)。徂徠先生ノ說ニ小學ハ太子ノ學校ト云ヘルモ、蓋シ此ノ義也。(トアリ)。

是クノ如ク老ヲ尊ビ、齒ヲ上トシ、養老(ヲ)禮教ノ一ツニ(數)ヘテ、萬民ノ教ヘトナシ、老(イ)テ困窮スル人ヲ憫ミ、強キモノハ弱キヲ犯サズ、衆人ヲ保チ(原本保ツ、今「チ」トス)、勢(ヒ)ニ任セテ寡小ノ者ヲ暴虐セズ、和順ノ風俗トナルハ大學校(ニ於ケル)養老ノ效ヨリ行ハレ來ルコト也。故ニ徂徠先生ノ說ニ、大學ノ書ニ在(リ)明(ニ)明德(ヲ)在(リ)親(シ)民(ヲ)トハ養老ノ義ナリトイヘリ。其ノ說辨名ニ具(サ)ニ見ヘタリ。尊老ノ道ハ甚ダ行ヒヤスキコトナリ。孟子ニ徐カニ行イテ、長者ニ後ル、之ヲ弟ト謂ヒ、疾ク行キテ長者ニ先ツ、之ヲ不弟ト謂フトイヘリ。夫レ徐カニ行クコトハ豈ニ人ノ能ハザル所ナランヤ。爲サマル所ナリ。僅カゴ人ニ先ツト、後ル、トニテ弟ト不弟ノ道ワカル、ナレバ枝ヲ折ルヨリモ易キコトナルニ、一人モ行フモノナク、却ツテ(長者ヲ)老耄ナリト慢リ、老者ヲ小兒同前ニ待(遇)スル人多シ。古ハ天子百年ノ者

ヲ問ヒテ是ヲ憫ミ、又大夫ノ老人ヲ(尊)稱スルコト春秋ノ例ニモ之レ有リ如是風俗淳厚ナル故、人々自ラ老ヲ尊ブコトヲ知ル。(然ルニ)今ハ弊風ニ引(カ)レ、孝心アルモノモ、世上ニ順ジテ行フユヘ、踏ミ切テ特操ヲ立テ行フ人ナキヤウニナリユク事ナリ。其(ノ)弊風ヲ救フニハ君タル人養老ノ禮ニ本(ト)ヅキテ、老ヲ尊ブノ義ヲ興スニアリ。是レ養老ノ要道ナルコトヲ知ルベシ。因テ先王養老ノ禮ハ教ノ本ナリ。他ハ萬行アリトイヘドモ、コノ道ヲ、ザレバ源ナキ水ノ如シ。秦・漢以來聖代ノ風ナキハ全ク養老ノ政教闕グルガ故ナリ。是(レ)養老ノ大義ナリ。

二 學校說

古(ヘ)ノ學宮(ハ)庠・序・校・塾ノ別アリ。然ルニ大學校(ハ)其ノ宗タリ。故ニコ、ニ大小學校ノ(意)義ヲ述ブ。

大舊音(ハ)泰ナリ。ソノ後程子・朱子ニ至リテ初メテ讀(シ)デ、大小ノ大トシ、大人小人ノ學問變リアルユヘ、大學小學トワカチタル說オコレリ。師說云(ハク)劉(劉)ガ音ハ直帶ノ反(ニシテ)、聖人ノ學問ヲ博大ニスト云フニ本ヅク(モ)迂遠ニシテ通ジガタシト。

大學トイフハ、天子ヨリ諸侯ノ國都ニ至ルマデ、(何レモ)學校ヲ設ケ、民ヲ教(ユ)ルナレバ學校ヲ稱スル名ナリ。

大ハ舊音ノ如ク泰ニテ、大宰、大司徒ナドノ大ト同ジ。

⑩ 殷又商トイフ。古支那三代ノ一。周ノ代ヲ承ケテ天下ニ君臨ス。周モ亦三代ノ一ニシテ前代ノ文化ヲ繼承シテ之ヲ大成セリ。故ニ周ハ二代ニ鑑ミテ都々乎トシテ文ナカナルノ評アリ。

⑪ 郊ニ下文ニ説明アリ。國都ノ外。今ノ郊外ノ語ハ是ヨリ出ツ。

⑫ 辟雍ハ天子ノ大學、辟宮ハ諸侯ノナリ。

⑬ 舜ハ三代以前五帝ノ時ニ屬シ頗ル悠久ノ世代ニ屬セリ、一代ニシテ天下ヲ禹ニ禪リ、夏ノ世トナレリ。

⑭ 四代ハ虞、夏、殷、周。

⑮ 四郊ハ東西南北ノ四郊。

⑯ 大學ニ所謂四書ノ首、大學、中庸論語、孟子。

⑰ 辨名ニ卷、徂徠ノ著書ニシテ、政治學術論上ノ名義術語ヲ考説論シタル書。

⑱ 徐行後長者謂之弟、疾行先長者謂之不弟、夫徐行者豈人所不能哉、所不爲也。

⑲ 枝ハ肢ニ通ズ、折肢ハ按摩ノコトナリ。樹木ノ枝ヲ折ルトイフ新註ハ從フベカラズ。趙註ニ依リテ解スベシ。

⑳ 百年ハ高齡。

⑳ 字ヲ以テ尊稱スル今日ト雖然リ、尊名如何トイフコトハ未曾テ支那ニナシ。名ヲ問フ場合ハ字ヲ以テスルナリ。

㉑ 春秋ハ魯國ノ史記、國家ノ大事ノ日記ナリ。

㉒ 闕グルハ闕クルノ訛ナルベシ。

① 學宮ハ學校と同じ。三代の學校の構へを見るに今の學校の如くならざる、宮殿に類す、近しく例へば神田の大成殿の構造の如し。

② 程子、朱子ニ至リテ初メテ讀(シ)デ、大小ノ大トシ、大人小人ノ學問變リアルユヘ、大學小學トワカチタル說オコレリ。師說云(ハク)劉(劉)ガ音ハ直帶ノ反(ニシテ)、聖人ノ學問ヲ博大ニスト云フニ本ヅク(モ)迂遠ニシテ通ジガタシト。

③ 劉(劉)ガ音ハ直帶ノ反(ニシテ)、聖人ノ學問ヲ博大ニスト云フニ本ヅク(モ)迂遠ニシテ通ジガタシト。

④ 劉(劉)ガ音ハ直帶ノ反(ニシテ)、聖人ノ學問ヲ博大ニスト云フニ本ヅク(モ)迂遠ニシテ通ジガタシト。

⑤ 直帶の反ハちよくの初音ちの反しを求むれば即ちたいとなる。

其ノ意ハ大ナル學校ト云フ事ニテ、稱スル言バナリ。小學ノ小モ小宰、小司徒ノ小ニテ音(ハ)少、少ハ幼ト訓ミ、幼少ノ人ノ學校ト云(フ)コトナリ。愚謂ラク、大學ノ義ヲ知ラントナラバ先ツ學校ノワケヲ詳(カ)ニ得心スベキコトナリ。因(ツ)テコ、ニ其ノ要ヲ述ブ。

師説ニ云フ、學宮ニ大小ノ名アルハ庠・序・校・塾(トイフ)ヤウナル別名ニアラズ。

學記ニ曰家ニ塾アリ、黨ニ庠アリ、術ニ序アリ、國ニ學アリ。王制(ニ)又曰、小學ハ公宮ノ南ノ左(ノ方)ニ在リ、大學ハ郊ニ在リト。此ニ知ル、塾ト庠、序ト(ハ)皆學校ノ名ニシテ、塾ハ自ラ塾、庠ハ自ラ庠、序ハ自ラ序、小學ハ別ニ小學、大學ハ別ニ大學(ト)各自ニ相別レタル名ニシテ混雜スベカラズ。小學ハ公宮ニ近シ故ニ漢ノ時賈誼モ專ラ世子ノ學校ト云フ(クラキ)ナレバ、單ニ閭巷ノ人ヲ教ユル所ニアラズト云々

愚案ズルニ賈誼傳ニ云フ。太子少シク長ジテ妃色ヲ知ルニ及ビ(原註、師古曰妃色トハ妃匹ノ色ナリ)テ、學ニ入ル。學ハ學ブ所ノ宮ナリ。(原註、師古曰宮ハ官舎ナリ)學禮ニ曰ク、帝東學ニ入り親ヲ上ビ、仁ヲ貴ベバ則チ親疎序アリテ思、相及ブ。帝南學ニ入り、齒ヲ上ビ、信ヲ貴ベバ則長幼差アリテ民誣ズ。帝西學ニ入り賢ヲ上ビ德ヲ貴ベバ制チ聖智位ニ在ツテ功遺ラズ。帝北學ニ入り、貴キヲ上ビ、爵ヲ貴ベバ則貴賤等アツテ、下(ノモノ)踰エズ。帝大學ニ入り師ニ承エテ道ヲ問ヒ、退キ習ヒテ太傅ニ孝レバ、太傅ハ其ノ則ラザルヲ罰シテ其ノ及バザルヲ匡サン(此クセバ則チ帝者ノ)ラズト云々

德智長ジテ治道得ラレナム。此ノ五學既ニ上ニ成ルトキハ則チ百姓黎民下ニ化輯セン云々。コレマタ太子ノ學校公宮ニ近キコト知リヌベシ。愚因ツテ王制ヲ按ズルニ、天子之ニ教ヘヲ命ジテ然後ニ學ヲ爲グル。小學ハ公宮ノ左ニ在リ、大學ハ郊ニ在リト云フ。郊ハ、百里ノ國ニ十里ノ郊、七十里ノ國ニ九里ノ郊、五十里ノ國ニ三里ノ郊トイヘリ。百里ノ國ナレバ國城ハ四方一面毎ニ五十里、ソノ五十里ノ内ニ十里ハ郊ヲ置ク。三十里ハ郊外ナリ。七十里ノ國ナレバ國城ハ中央ニアリ。亦面毎ニ三十五里ナリ。九里(ニ)郊ヲ置キ、郊外二十六里ナリ。餘ハ准ジテ知ルベシ。然ルニ愚、疏ヲ按ズルニ、小學ハ公宮ノ南ニ在リ、大學ハ郊ニ在リトイフハ殷時ノ制ヲイフナリ。周ノ制ハ然ラズ。大學ハ國都ニ在リ、小學ハ西郊ニ在リトイヘリ。又王制ノ終リノ文ヲ考ルニ、曰ク、周人ハ國老ヲ東膠ニ養ヒ、庶老ヲ虞庠ニ養フ。虞庠ハ國ノ西郊ニ在リ、云々。又儀禮ノ鄉射ニモ、周ハ四代ノ學ヲ國ニ立テ、又有虞氏ノ庠ヲ以テ鄉學ト爲ストイヘリ。コレニ據ルニ周ハスナハチ、大學ハ公宮ノ左ニ在リ、小學ハ郊ニ在リ(シコト疑ヒナシ)西周ノ代ニ東膠ト云ヒシハ即チ大學ニシテ、虞庠ハ即チ小學ナリ。書ヲ虞氏ノ學ニ習ヒ、舞ヲ夏后氏ノ學ニ習フト(モ)イヘリ。此(等ノ)文ヲ併セ考フレバ王制ニ所謂小學ハ公宮南ノ左ニ在リ、大學ハ郊ニ在リトハ殷ノ時ノ制ニヨツテ、小學ハ太子ノ學校ナルユヘ、公宮ニ近キコトヲ明カセリ。周ノ制ハ三代ノ學校ヲ兼ネ用キタルナレバ或(ハ)殷ノ代ノ學校ヲ用ヒテ説クガ本(ト)ナリト知ルベシ。又師説ニ曰ク、小學公宮ニ近シト云ヘバ閭巷ニ小學ナキコト分明ナリ。且閭巷ノ賤キ者、公宮ニ近キ小學校ニ入ルベキ理ナシ。專ラニ世子ノ學校ナルコトヲ推シテ知ルベシ云々。コレ亦殷ノ制ニ由テ明スモノナリ

⑥ 愚ニ子國自身己といふを卑下して何れも同じ。自分といふこと。以下

⑦ 學記ニ禮記の第十八篇の名。王制ニ同上第五篇の名

⑧ 賈誼ニ前漢の學者。新書十卷を著す。又賈子ともいふ。閭巷ニ市井といふと同じ。一般民衆の意

⑩ 妃色ニ女色の如し。

⑪ 大傳ニ皇帝の師傳、我が元田永孚杉浦重剛の如きは思ふに其の人ならん

⑫ 化輯ニ化被輯陸

⑬ 王制ニ前に出づ。

⑭ 之ニ諸侯をいふ。

⑮ 教の字經濟叢書本大典本共に無し禮記の本文に依つて之を補ふ

⑯ 疏ニ禮記の注解なり。

⑰ 虞庠ニも亦前二本に無し、禮記の本文により之を補ふ

⑱ 西周ニ周室東遷して委靡不振となる。西周は其の以前にして周の全盛期なり。

念の爲め爰で一寸一言したい。

一一の養老の大義はまだ読み易いが、一二に這入つて學校の説になると、學校そのものゝ解説を虞、夏、商、周の四代に通じてするのみならず、傍ら古學といはれた饒園派即徂徠一流の學説を新註即程朱派と抗争しながら主張して行くのであるから是を諒解するのは可なり六づかしい。併し大學で養老の式典を擧げるといふ事實や其の沿革を一般に理解させやう爲に特に子園が筆を執つた大學養老篇としては是れ位の繁雜さは當然の事と思はれる。讀者各位は願くは希臘、羅甸の古文、巴利語、サンスクリット語と迄は外國化して居ない漢文を原典としたものであるのを承知し、明窓淨几の下に緩りとした學究的研究態度で讀下していただきたい。さて以上の文章に次いで、大學養老篇には

王制ニヨツテ周ノ制ヲ案ズルニ曰ク

とあつて以下入江南冥は郷學即庠、所謂周の小學に於て養老の禮を擧げること就いて其の詳細の模様を述べて居るのであるが、之が引用文を禮記王制の本文と對照すると、其の引用が粗略に失して折角の彼の説明も一般の理會を得られまいと考へられる。依つて聊か自分の分際には出過ぎた作略であるかは知らないが、少しく引用の本文を増補し、分り易く以下の様に改作して見たのである。のみならず、少し註解を加へなければ、折角の子園の意見も徹底しないことになるから其の段も敢てすることにした。何しろ周代の古制度を當時の遺文に依つて闡明する爲の企であるから多少の困難は豫期しなければならぬ。

依つて前に轉記しかけた子園の禮記王制から抄文を書き續けやう。其の文にいふ、

王制ニヨツテ周ノ制ヲ案ズルニ曰ク朝ハ猶會トイ「フガ如キ也」元日ニ射ヲ習フトキハ功ヲ上ニシ、郷ヲ習フトキハ齒ヲ上ニス。大司徒國ノ俊士ヲ帥キテ事ヲ執ルニ與ル。變ゼザルトキハ國ノ右郷ニ命ジテ教ニ帥ハザル者ヲ簡ビテ、之

ヲ左郷ニ移シ、國ノ左郷ニ命ジテ、教ニ帥ハザル者ヲ簡ビテ之ヲ右郷ニ移ス。王太子、王子(王ノ庶子ナリ)郷大夫、元士ノ適子、國ノ俊選皆造ルト云々

とある。これは郷學に於て養老の禮を行ひ、そして一郷の子弟を薰陶し、其の良と不良とを差別淘汰して徳教を隆んにする爲に司徒が平素行ふ所を叙述した禮記王制の本文ではあるが、以上の文章だけを抄出したのでは首尾が缺けて居るので更に其の意味が分らない。無論今の人には目くらの垣覗き同様一向に分らず、恐らく昔の青表紙を弄るに適した漢學書生でも頭を傾けたに違ひない。禮記の本文といつても色々其のテキストが異なるであらうから、此には今日の人達が尤も手に入り易い在上海開明書店が民國二十三年八月に活刷した十三經々文に依つて、司徒の職責に關する本文に補訂を行ひ、且、其の意義を略解することにする。甚だ面倒の次第ではあるが、大學養老篇を善解することは我が國にて年金制の施行でも考察しやうとする場合には是非入用の書冊であることも能く考へなければならぬ。依つて先づ前に轉載した子園が抜抄した本文へ彼が削除した處を補つて見やう。是も読み易いやうに和翻することにした。本文の右傍に單線を引いたのが子園の抄出した部分である。

司徒は六禮を修めて以て民の性を節し、七教を明かにして以て民の徳を興し、八政を齊へて以て民の滯を防ぎ、道德を一にして以て俗を同し、養老を養つて以て孝を致し、孤獨を恤みて以て足らざるものに速ぼし、賢を上げて以て徳を崇び、不肖を簡びて以て惡を細く。

郷に命じて教に帥はざる者を簡びて以て告ぐ。養老皆庠に朝す。元日に射を習ふときは功を上にし、郷を習ふときは齒を上す。大司徒國の俊士を帥ひて事を執るに與かる。變ぜざるときは國の右郷に命じて、教へに帥はざる者を簡びて之を左郷に移し、國の左郷に命じて教に帥はざる者を簡びて之を右郷に移す。

變ぜざるときは之を遂に移すこと初禮の如し。尙變ぜざるときは之を遠方に屏け、身を終るまで齒せず。

郷に命じて秀士を論じて之を司徒に昇ぐるを選士といふ。選士の秀でたる者を論じて、之を學に昇るを俊士といふ。司徒に昇げたる者は郷に征せず、學に昇げたる者は司徒に征せず、造士といふ。樂正は四術を崇びて四教を立つ。先王の詩、書、禮、樂に順ひて以て士を造す。春と秋は教ゆるに禮、樂を以てし、冬と夏は教ゆるに詩、書を以てす。王大子王子群后之大子、卿大夫元士の適子、國の俊選皆造る。凡そ學に入るには齒を以てす。

以上を一通り解釋することが必要である。司徒といふのは周の官制に於ては頗る重要な職で、今の語でいへば郷學を總管する學校長と社會教育の課長と主事とを兼攝した如き仕事に従事する。冠、婚、喪、鄉射、鄉飲酒、士相見の六種の禮を修めて民衆の秩序、禮節を保たしめ、父子、兄弟、夫婦、君臣、長幼、朋友、賓客等に對する七種の教育、訓練を施して徳教を振作し、飲食、衣服、百工技藝、器具機財、度量衡、數及布帛の廣狹を以て八政と稱し之に一律の標準あらしめ、際限もなく日常生活が亂離奢靡に陥らざる様警戒するのみならず、亦賑恤救濟の方面から選良緇惡、即良きを選び、惡きを緇くる事柄にまで携はつて、日夜職責の遂行に粉骨碎身するのである。

年齢の少長に論なく、賢愚不肖の差別あるは致し方もない處であるが、併し不肖を簡拔し之を處分して、其の放肆に流れしめざるやうに、文政の局に當る司徒當然の職責として心を用ゐる術がなくてはならない。其の方法として司徒は郷に命じて傲愎教へに循はざるものあるときは、先づ之を己の手許まで報告させて置いて吉日を選んで之を郷校即ち庠にあつめさせる。この日に於ては郷の耆宿即老人と目される程の者は皆校内に會し、民衆の善良なるものに命じて二大郷禮と並び稱された射禮と鄉飲酒禮とを修習せしめ、射に於ては功あるものを、鄉飲食に於ては齡の高きものを上席とし、一國の教育總長にして文教の樞軸を司る大司徒の職にある高官も亦國家の俊秀を率いて式に參與する。然れば一

度は是の堂々又肅々たる盛儀に與ることがあれば如何に不良の徒であらうが、奮然過を改めて善に移るの念を起さざるは無いが、尙且心の改らないものは國の右方にある郷に命じて之を左方に移し、左方の者は擧げて之を右方に動かし、場所と境遇を一新して、善導扶掖以て其の良化を期するのであるが、尙以て其の功を奏しない場合に於ては、初めに都門を去る百里なる郊に追放し、それでもまだ不可なれば今後は之を三百里を隔てた遂に流し、其の人の世にあらん限り久離切つて義絶してしまふのである。

以上は不良者の措置であるが、賢良を上げ、英俊を獎めるの法としては、是も先づ郷に命じて才徳兼ね備へたる年壯者を選定し、之を司徒の手許まで推擧させる。之が則ち選士である。司徒は之を考試して地方の吏員に採用し、其の才能を實地に試みた後、其の優秀なるものを簡拔して之を國學に送り、學業を修習せしむ。之を俊士と呼ぶ。此の兩つの特待を被れるものは地方は勿論、國家と雖之に勞役を課するといふことは決してしない。選士と俊士とは何ちらも是を稱して造士と呼ぶのである。

司徒の職責は以上いふ如し。司徒の外に樂正といふ職があつて、國學の事を司つて居る。詩、書、禮、樂の四つを四術と稱し、又、四教と崇めて之を講習教授するに、春秋は主として禮、樂を、秋冬は多く詩、書を以てする。詩は即ち詩經、書は即ち書經であつて、後世に至り、孔子が先王虞夏の文と贊して述而不作の折紙を付けて尊んだものであることは誰も善く知つて居る。而して國學には王の太子、王子、諸侯の太子、卿大夫元士(上士)國の俊士と皆悉く入學するのであるから、或は我が國の學習院といつた趣きもある。入學した上は王侯、家臣、庶民の俊才皆同一の資格、均等の待遇であつて、年に少壯の別はあるが、取扱ひに貴賤上下の差別は見られないのである。

以上甚だ粗末の解説ではあるが、これ丈の勞を執らずして唯、子園の抄出に依つたのでは周の盛時に於て國學大學即養老の大典を擧げた學宮、費舎の概念は得られないのである。

以下再び子園の養老篇の本文に入ることゝなる。

コレニ據テ見レバ周ノ小學ハ郷學ニテ處ノ庠ナリ。ソノ小學ニ入ル者ハ太子ヨリ國都ノ民ノ俊選ニ至ル。

俊選トハ(禮記王制ニ)曰ク、大樂正造士ノ秀デタル者ヲ以テ王ニ告ゲ、コレヲ司馬ニ升グルヲ進士トイフ。(又)郷ニ命シテ秀士ヲ論ジテ之ヲ司徒ニ升グルヲ選士ト曰ヒ、司徒選士ノ秀デタル者ヲ論ジテ之ヲ學學ハ大學校ニ升グルヲ俊士ト曰フ。司徒ニ升ゲタルモノハ郷ニ征セズ、學ニ升ゲタルモノハ司徒ニ征セズ。(之ヲ)造士ト曰フ。征セズトハ其毀役ヲ給セザルナリ。造ハ成ナリ。能ク禮ヲ習フトキハ造士トナル。

按ズルニ、朱子ノ大學ノ序ニ、凡民ノ俊秀ニ至ルマデ皆小學ニ入ルト説キ給ヘルハ全ク此ノ文ニ依ルナルベシ。然レドモ俊選ハ己ニ進士ヨリ段々出身シテ、王ニ告シ上ゲタル人ナレバ、官人ニシテ凡民ニアラズ、タゞ民ノ發明ナルヲ擇ミテ學校ニ入ル、ト心得テハ大ナル相違ナリ、故ニ全ク閭巷ノ賤シキモノ公官ニ近キ學校ニ入ルベキヤウナキコト知ルベシ。

小學ノ教モ「清掃應對進退ノ節、禮樂射御書數ノ文ヲ以テス」トアルモ、古ハ「小學校ニテ教ヘタル方ト心得テハ相違ナルコトナリ。故ニ師説ニ云ク、古ノ學問ハ詩書六藝ヨリ外ニハナキコトナリ。然ルニ六藝ノ學ビヤウニ次第アルコトナリ。内則ニ云フ、「十年ニシテ書計ヲ學ビ、十有三年ニシテ樂ヲ學ビ、詩ヲ誦シ、成童十五ニシテ射御ヲ學ビ、二十ニシテ始メテ禮ヲ學ブ」トアリ。論語ニモ「藝ニ遊ビ、樂ニ成ル」トノタマヘ

① 虞即舜の時代

② 又より以下前文の禮記本文の引用文中にも見える雙柱即二重線を以て示して置いたのが、其の部分である。

③ 發明即聰明、伶俐

④ 六藝前に禮、樂、射、御、書數之文とある。其の六つ即ち六種の學藝を指す。以下の十年、十三年は何れも學ぶもの、年齢なり。

⑤ 六藝ハ小子ノ専ラニ習フコトニアラズ、タゞ詩書六藝ニ就イテソノ力ノ及ブコトヲ計リテ授受ノ節トナスコトナリ。論語ニ子游ガ論ズルトコロノ清掃應對進退ノタダヒ

⑥ 少儀弟子職ニ載スル漢ノ時字學ヲ小學トスル類ヒヲ見ルニ、六藝ハ小子ノ専ラ事トスルニ非ルコトヲ知ルベシ。通雅ニ小學篇アリ。漢ノ時字學ニ通ズルモノヲ舉ゲタルコトアリ。併セ考フベシ。

愚按ズルニ酒掃應對進退ノ類ハ小子ノ平生ノ教ヘナレバ、學校ニテ専ラ教ルノ方ニアラズト見ヘタリ。然レバ庠、序二ツノ學校モ行フ所ノ禮各々殊ニシテ、宮室ノ制モ同ジカラズ。故ニ孟子曰ク庠ハ養也、校ハ教ナリ、序ハ射ナリ。夏ニ校ト曰ヒ、殷ニ序ト曰ヒ、周ニ庠ト曰フモ、學ハ則チ三代之ヲ共ニス。皆人倫ヲ明カニスル所以ナリ。

⑦ 是ニ依レバ庠ノ學校ハ養老ノ禮ヲ教ヘ、序ノ學校ニテハ射ヲ教ユルト見ヘタリ、後世ノ教ヘノ専ラ義理ヲ講ズルヲ教ヘトナス類ニアラズ、周衰ヘテヨリ。庠序二ツノ學校ノ政スタレ、士タルモノ始メテ其ノ國ノ境ヲ越ヘテ他國ニ遊學スルコトニナレリ、ソレヨリ秦漢ニ至リテ、費舍ヲタテ、學士ヲ養フコトニナリタルハ、孔子ノ郷里ノ闕里、又ハ齊ノ稷下ニテ學ヲ教ヘタル遺法ニシテ先王ノ舊ニアラズ。後世ノ學校ヲ以テ三代ノ法ヲ見ルトキハ大ニ相違スル筈ナリ。國都ノ學ヲ大學ト、「大」ノ字ヲ以テ稱スルコト深キ義アルコトナリ。故ニ師説ニ曰ク、大學ハ國都ノ學ナリ。蓋シ郷ノ學ハ庠ナリ、術ノ學ハ序ナリ、皆先代ノ學校ノ名ニシテ、庠ハ虞舜ノ學校、序ハ夏后氏ノ學校ナレドモ周ノ世ニ至リテモ(尙)コレヲ存シ給フ。先代ノ教ノ亡ビヌ様ニト思シ召スヌヘナリ。

⑤ 小子即兒童

⑥ 授受の節即教科目

⑦ 少儀、弟子職何れも禮記中の一篇
⑧ 通雅明の方以智撰する所、名物訓話、音韻等の考證を主とす。十五卷

⑨ 義理即理論、意義

⑩ 先王の舊即上世の舊法

* 部落といふが如し。

シカモ教ヘノ道ハ古ニ本ヅカネバナラヌヘナリ。然レドモ國都ノ學、其ノ統トナシテ三代ノ制ヲ引キク、リ兼備スル故國都ノ學ヲ大學ト云フナリ。故ニ詩、書、禮樂ノ教ミテ大學ニアリ。コレ郷庠、術序ニナキコトナリト知ルベシ、其ノ教ノ詳ナルコト文王世子篇ニ見ヘタリト云々。愚按ズルニ此ノ段ノ大學ノ説ハ祖徠先生又周ノ學校ノ制ヲ以テ大學ハ學校ノ宗タルコトヲ明シ給ヘ「ルナリ」。(先生ノ云ハレタル)文王世子篇(ニ)曰(ヘル)見ルニ其ノ文左ノ如シ)即チ、

凡ソ世子及學士ヲ學ルニ必ズ時アリ。春夏ハ千戈ヲ學ヘ、秋冬ハ羽籥ヲ教フ。皆東序ニ於テス。小學正ハ千戈ヲ學ヘ、大胥之ヲ贊ク、籥師ハ戈ヲ學ヘ、籥師丞之ヲ贊ク。(羽籥ノ舞ヲ教フルモ亦同ジ)而シテ之ヲ舞フニ當リテハ)胥ハ南(籥ヲ歌ヒ且)鼓(ヲ打チテ之ヲ節)ス。春ハ(歌)章ヲ暗誦シ、夏ハ弦(樂ヲ修習)ス。大師之ヲ贊宗ニ詔フ。秋ハ禮ヲ學ブ。執禮ノ官ニ在ル者之ヲ詔フ。冬ハ書ヲ讀ム、典書ノ者之ヲ詔フ。禮ハ瞽宗ニ在リ、書ハ上庠ニ在リ。(各々其ノ學ブ所ヲ異ニス)凡ソ祭リト養老、乞言、合語ノ禮トハ皆小學正之ヲ東序ニ詔ヘ、大學正千戚ヲ舞ヒ、語説ト命乞言ノコトヲ學フ。皆大學正數ヲ授ケ、大司成論説スルコト東序ニ在リ。學校ノ教ヘ詳カナルコトカクノ如シ。然モミダリニ學校ニ入(ル)ニアラズ。所謂大胥ト云(ヘル)役人學士ヲ掌リ、版籍ヲ以テコレヲ改メ、聚マルヲ待ツテ學校ニ致スナリ學士春校ニ入ル時ハ蘋藻ノ菜ヲ釋イテ先聖、先師ヲ禮シ、六舞ヲ合シテ節奏セシム。禮時ハ學士ノ才藝ヲ頌チ布イテ、音聲ヲ和合シ曲折ニ應ゼシムルナリ。コ、ニ知ル。

世子及學士、春夏ハ千戈ノ舞ヲ學ビ、秋冬ハ羽籥ノ舞ヲ學ブ、ミナ東序ニ於テコレヲ學ブ。春ハ詩ヲ誦シ、夏ハ琴ヲ學ブモ瞽宗トイフ學校ニテ習フ。秋ハ禮ヲ學ブ、冬ハ書ヲ讀ム。禮ハ瞽宗ニアリ書ハ上庠ニアリ。凡ソ祭リト養老、乞言、合語ノ禮ハ東序ニ於テナスコトナリ。コ、ヲ以テ大學校ハ學ノ兼備スルコト知ルベシ。大ヲ以テ稱スル由來分明ナリ。然レドモ養老ノ禮ハ第一ニ重キ教ナリ。ソノ義ヲ尋(ヌ)ルニ、先ヅ教ノ筋リハ堯舜ニ本ヅク。サテ教ノ方ヲ後世ノヤウニ義理ヲ説キ、一々ニ論サントスルニアラズ。言バノ上(ノ)ミニテハ)人々信用ナキ物ナレバ、躬教ト申シテ、直ニ身ニ行ヒ顯ハシテ天下ニ示シ給フナリ。ソノ教ハ孝弟ヨリ外ハナキコトナリ。孟子モ堯舜ノ道ハ孝ト弟トノミト曰ヘリ。コ、ヲ以テ處舜初メテ養老トイフコトヲ始メ給ヒ、孝弟ヲ教ヘ給フ。故ニ大學ノ教ヘ詩禮書樂コトゴトク備ルコト上ニ述ルゴトシト雖、養老ノ禮第一ニ重キ禮ナルユヘ、大學ハ專ラ養老齡ヲ序ヅルコトヲ述ルモノナリト知ルベシ。コレ大學一篇ノ主意ナリ。

三 養老 說

凡(ソ)養老一歳ニ七ツ有リト云ヘリ。①四時毎ニ老ヲ養ヒ、學士春舍菜シ、秋合樂スル時共ニ老ヲ養フ。合セテ六度ナリ。又(別ニ)天子視學ノ時(モ)老ヲ養フ。(之ヲ)併セテ七タビナリ。學校ハ人君孝弟ヲ教ヘ給フトコロユヘ、先ヅ老人ヲ養フコトヲ專ラニスルナリ。大學ノ初ニモ民ヲ親シムニ在リトハ此ノ事ナリ。上タル人老ヲ敬ヒ給フユヘ

①千戈、盾と矛とを取つて舞ふ舞學であつて動作を敏活にする爲に教えるなり
②瞽宗、殷代の學校の名。
③上庠、即ち庠にして舜の時代の學校なり。
④凡ソ、祭リトの五字子園の引用にナシ。
⑤補、世子の本文に依りて之を補ひ置ク。
⑥養老、養老の禮の時の行事に於て、養老に與かる老人に就テ善言の聞くべきものと善行の爲すべきものを問訊するを云ふ。
⑦合語、其の禮に至るまで先王の法を遺漏ナカラシむることをいふ。
⑧千戚、舞フニ干戚を持して舞ふことにて一の重要な武樂なり。
⑨語説、合語と養老を初めとし、其の他の禮に至るまで先王の法を遺漏ナカラシむることをいふ。
⑩命乞言、命は教を求むることにて、王の片言を採録せる篇章なり。
⑪論説、論説とあるは其の意義を詳かに論説明して能く之を理解せしむるをいふなり。
⑫禮、秋なり。

①七ツ、七回
②四時、春夏秋冬の四時四季と同じ
③舍菜、釋菜に同じ、釋も舍もさしおくの義、又奉奠の意あり、合樂は合舞と同じ
一五

人々是ニ見習ヒ、自ラ孝弟ノ道ヲ辨ヘ知ルコトニナリ行クナリ。周衰ヘテ學校ノ道廢レ、學者(人ノ)師トナリ、(物ヲ)教ルヤウニナリ來ルコト(ハ)秦漢已後ノコトナリ。ソレヨリ以來異見紛々トシテ、皆先王ノ古道ニソムケリ。養老ノ禮ハ王制ニ見ヘタリ其文ニ曰、

凡ソ老ヲ食フハ有虞氏ハ燕禮ヲ以テシ、夏后氏ハ饗禮ヲ以テシ、殷人ハ食禮ヲ以テシ、周人ハ備メテ之ヲ兼用ス。凡ソ(老ヒタル者)五十ナレバ郷ニ養ハレ、六十ナレバ國ニ養ハレ、七十ナレバ學ニ養ハレ、(天子ヨリ)諸侯ニ達ル。八十(ノ)命ヲ拜スレバ一タビ坐シテ再至ス。九十ナレバ人ヲシテ受ケシム。有虞氏ハ國老ヲ上庠ニ養ヒ、庶老ヲ下庠ニ養フ。夏后氏ハ國老ヲ東序ニ養ヒ、庶老ヲ西序ニ養フ。殷人ハ國老ヲ右學ニ養ヒ、庶老ヲ左學ニ養フ、周人ハ國老ヲ東膠ニ養ヒ、庶老ヲ虞庠ニ養フ云々トアリ。

蓋シ天子(モ)諸侯(モ)老ヲ養ヒ給フコト(ハ)同ジ。故ニ諸侯ニ達ルトイヘリ。人五十ニシテ始メテ衰フ。故ニ郷ニヤシナフナリ。然レドモアマネク天下ノ五十ノ人ヲ養フベキ理ナシ。コレ蓋シ子孫國ノ爲ニ難ニ死シ、ソノ父祖五十ナルヲ養フナリ。六十ハ漸ク衰フ。養ヒ益々重シ。故ニ國學ニ養フナリ、國學ハ小學ナリ。七十ハ又衰フ。禮重シ。故ニ大學ニ養フナリ。殷人ハ國老ヲ右學ニ養ヒ、庶老ヲ左學ニ養フトアレバ左ヲ賤シミ、右ヲ貴ブナリ。故ニ小學(ハ)國中ノ左ニアリ。大學ハ郊ノ右ニアリ。皇氏ガ説ニ云ハク、

已後以後と同じ。

禮記王制の本文には此の下に「瞽も亦之の如くす」の文あり。盲人も老人も其の取扱を一にするなり。

此の一節現下の時局も思はれて頗る深慮あり。子孫國の爲に難に死すれば特に養老の典に與かるるといふは深く考ふべきことなり。

皇氏皇甫諡か、不詳。前の劉と同じきは遺憾なり。

人君老ヲ養フ四種アリ。一ニハ是レ三老五更ヲ養フ、二ニハ是レ子孫國難ノ爲ニ死セルトキ王死セル者ノ父祖ヲ養フ、三ニハ是レ致仕ノ老ヲ養フ。四ニハ是レ戸ヲ引キ、年ヲ校ヘ、庶人ノ老ヲ養フ、

(トアリ)。シカモ四種ノ内、徳ヲ貴ブコト重キ故、三老五更ヲ第一ニ養フナリ。三老五更トイフコト鄭玄ガ説ニハ三徳五事ヲ知ル老人ノ稱ニテ、直ニ之ヲ云フナラバ三徳五事ヲ善ク修メタル老人ノコトナリ。三徳ハ正直、剛、柔ヲ云ヒ、五事ハ貌、言、視聽、思也ト云ヘリ。忠固按ズルニ、鄭玄ガ説、「更」ノ字分明ナル説(明)ナシ。タマタマ三國志ヲ讀ムニ蔡邕ガ明堂論ヲ引テ云ク、更ハ應ニ叟ニ作ルベシ。長老ノ稱ナリ。字(ノ)形叟ト更ト相似タリ。書者遂ニ誤ツテ以テ更ト爲ス云々。

養松之ガ論ニ、嫂ノ字女ノ傍ニ叟ナルニ、今亦以テ更トナセリ。此ヲ以テ驗スレバ、應ニ叟タルベキヲ知ル也ト云ヘリ。此ノ説ニヨルモ、更ハ叟ノ誤リナレバ、老ト同意ナリ。禮記ノ註疏ニモ、コノ説ヲアグルナレバ、蔡邕ガ説ニ隨テ見ルモ可ナルベシ。樂記ニ曰、三老五更ヲ大學ニ食フ。天子祖ヌギテ、牲ヲ割キ、醬ヲ執ツテ饋リ、爵ヲ執リテ酌ギ、冕シテ干ヲ總ル。諸侯ニ之ノ弟ヲ教フル所以ナリ。ト云々。三老、五更ヲ養フコト是クノ如シ。「天子自ラ祖イデ牲ヲ割ク」トハ天子自ラ俎ノ實ヲ制シ給フ、料理ノコトナリ。「醬ヲ執ル」トハ食スルトキ醬ヲ執リテス、メ給フ

⑥ 戸を引く即家族調査をなし、構成人員の年齢を考査するをいふ。

⑦ 鄭玄は「テヨウ」と讀む「テイ」にはあらず、後漢の時の人、學深くと雖支に對しては秋毫と雖目すことなし、彼が註する所の周禮の禮典は永く後世學者の馮依する處の忠固ハ入江子國の名。前には多く愚といへり。

⑧ 樂記ニ禮記の第十九篇。爵ニ盞、杯、しかし、たむら、ぐらすなどの觀念を以て見るべからむ。今の運動選手杯に類す。故に執るといふなり。

「爵ヲ執ル」トハ食シ訖ツテ天子自ラ爵ヲ執リテ老者ノ口ニノマシメ給フコトナリ。老者ニテ徳高キ人ナル故、ソノ養ヒノ重キコトカクノ如シ。凡ソ齡ヲ尙ブコト虞、夏、殷、周皆同ジ。故ニ祭義ニ曰ク、

昔者有虞氏徳ヲ貴ビテ齡ヲ尙ブ。夏后氏ハ爵ヲ貴ビテ齡ヲ尙ブ。周人ハ親ヲ貴ビテ齡ヲ尙ブ。(原註、燕賜諸臣ニ加ハルヲ貴ブト云ヒ、事有ルトキ之ヲ其ノ黨ニ尊ブヲ尙ブト云フ。虞、夏、殷、周ハ天下ノ盛王ナリ。未ダ年ヲ遺ル、モノアラズ、年ノ天下ニ貴バル、ヤ久シ。(其ノ老ヲ先キトスルヤ)親ニ事ヘマツルニ次グナリ。トアル即チ是ナリ。)サテ「致仕ノ老ヲ養フ」トハ曲禮ニ

大夫ハ七十ニシテ仕ヘテ致ス

トアリ。是レ首尾ヨク隠居シタル老(人)ナリ。然レドモ君ノ許シナケレバ隠居ナリ難シ。致仕ノ許シナキ老人ハ禮ヲ異ニスルナリ。祭儀ニ曰ク、

朝廷ニ爵ヲ同ウスルトキハ齡ノ高キヲ尙ブ。七十ナレバ朝ニ杖ツキ、君問フコトアレバ席ヲ賜フ。八十ナレバ朝スルヲ俟タズ、君問フコトアレバ則チ之ニ就ク、而シテ弟(道)朝廷ニ達ハル。云々

七十ニテハ致仕(スル)ガ定リナリ。然レドモ君許シナケレバ朝スルコトナリ。因ツテ杖ニ據ツテ朝スルコトヲ許サル。凡ソ朝ハ君臣トモニ庭ニ立ツ法ナリ。七十ヨリシテ席ヲ設ケ坐スルコトヲ許サル、コトナリ。八十モ本ヨリ朝ニ杖クナリ。ソノ上「朝スルヲ俟タズ」トテ朝廷ノ政事終ルヲ待タズシテ退出スルナリ。致仕ヲ許シタル

⑪ 祭義ニ禮記の第二十四篇。此には爵位の爵なり。

⑫ 曲禮ニ禮記の篇名、第一第二の二篇に分る。

⑬ 弟道ニ少を以て長に事ふる道。

⑭ 庭に立つニ諸臣外庭に立つて事を奏し君命を奉承す。

⑮ 春秋(前に見ゆ)即魯の國史を左丘明の註解したるものにして略して之を左傳といふ。

老人ハ七十ニテ國門マデ杖クナリ。故ニ王制ニ七十ハ國ニ杖クトアリ。八十ニシテ朝ニ杖クナリ。致仕ノ老人ハ常ニ朝スルコトナク、故アリテタマハ朝スルユヘ、致仕ヲ許サル老人トハ禮ヲ異ニスルナリ。サテ八十、九十二至リテハ大學ニ來リテ養ヒラ受クルニ堪ヘズ。因テ君ヨリ使ヲ賜ハリ、饗食ノ禮ヲソノ家ニ贈リ致シテ養フナリ。有虞氏ハ燕禮ヲ以テストハ虞舜帝道弘大ナルユヘ上下親和シ、燕樂ノ禮ヲ以テ老ヲ養ヒ給フ。故ニ屢ヲ脱イデ堂ニ舛リ。ソノス、メ物モ殺悉抑祖トイフコトアリ。肉ヲ切りシヲ殺ト云フ。悉ハ舛也。殺ヲ祖ニ舛スナリト左傳成公十六年ノ注ニ見ヘタリ。鄭玄ノ詩經箋ニ云フ、凡ソ穀ニ非ズシテ之ヲ食フヲ殺トアリ。折祖ハ左傳ニ「宴ニ折祖アリ」トアリ)ソノ註ニ云フ、體解節折之ヲ祖ニ舛ル、物皆食フベキハ慈惠ヲ示ス所以ナリトイヘリ。コレヲ按ズルニ、燕禮ハ慈惠ヲ專ラニシ給フナレバ、右ノ如ク殺悉折祖トテ牲ノ體ヲ解キ、節骨ヲ折ツテ食セラル、ヤウニ料理シテ賜ルナリ。飲酒モ立テ拜スルコトナク、只一獻ノ禮ノミニテ、坐シテ酒ヲ飲ミ、醉フヲ以テ度トナス。コレヲ燕禮ト云フナリ。夏后氏ハ饗禮ヲ以テストハ夏ハ虞舜ノ禪ヲ受ケ、三王ノ首ナレハ禮ヲ尙トシテ養老ニ饗禮ヲ用ヒ給フナリ。饗ニハ體薦シテ而モ食ハズ、爵盈チテ飲マズ、尊卑ニ依ツテ獻ヲ爲ス、數ヲ取ルノミトイヘリ。體薦トハ左傳宣公六年ノ文ヲ按ズルニ、曰、享ニ體薦アリ、宴ニ折祖アリト云ヘリ。體薦ハ房蒸トテ半ベ其ノ體ヲ解キテ之ヲ薦ム。又其ノ牲體ヲ全クソノマ、祖ニ舛ルユヘ全蒸トモ云フナリ。只牲ヲ備ヘタルマデニテ食スルコトナキナリ。故ニ成公十

⑯ 體薦ニ羊、豚の全體を煮き、若しくは蒸す。

二年ノ文ニ云ハク、享ハ以テ共儉ヲ訓ユ云々(トアリ)。共儉トハツ、シンデヘリ下
 リ、禮ヲ專ラニナスユヘ、享禮ノ席ニ几ヲ設ケオケドモ几ニ倚ラズ、爵ニ酒盈レド
 モアヘテ飲マズ、肴ハ乾クニ至レドモアヘテ食セズ、禮ヲ行フマデナルユヘ、共儉
 ヲ訓ユル所以ナリトイヘリ。周人ハ三代ノ禮ヲ兼ネ用ヒテ、春夏ハ氣ヲ養フユヘ酒
 ヲ專ラトシ、虞氏ノ燕禮ト夏后氏ノ饗禮ヲ用ヒ、秋冬ハ體ヲ養フユヘ、殷人ノ食禮
 ヲ用ヒテ老ヲ養ヒ給フ。故ニ脩メテ之ヲ用フト云ヘリ。脩ノ字義ハ本ハ脯、脩ノ脩ニ
 テ^⑮ホジ、トイフモノナリ。脯ハタ、鹽ニテ制シ、乾(カ)シタルモノナリ。「脩」ハ
 姜桂ノ類ノ香(バシ)キ物ヲ加ヘテコレヲ制シ、始メテ別ノ味ニ仕立テ用ニ立(ツ)ル
 ナリ。サルユヘニ道ヲ脩ムト云フモ、先王ノ道ヲ脩シ行ツテ隨ヒテ、別ノ物ニ成リ
 タルヤウナルモノユヘ脩ルトイフ(ナリ)。此ニ脩メテ之ヲ用フトアルモ、虞、夏、
 殷三代ノ禮ヲマゼ合セテ別ノ物ニ仕立テ。コレヲ用ヒ給フユヘ、周ハ脩メテ之ヲ用
 フト云フナリ。總ジテ脩ノ字義カクノ如シ。

サテ右ニ述ブルモノ皆養老ノ大略ナリ。他ハ禮記等ニ委シク見ヘタリ。然ルニ養老
 ノ禮ハ上古ノコトナレバ辨髦ノ如クニナリ、今ヨリ古ヲ尋ヌルハ亡子ヲ尋(ヌ)ルト等
 シク思フモノ多シ。コレ全ク後世ノ學ニ習熟シ、先人ヲ主ト爲スヨリ起リ來ル見ナリ。
 故ニ孔子古ヲ好ムヲ以テ(弟子ニ)示シ、尙書ニ「稽古」ヲ卷ノ始メニ説ケリ。コレ
 上代ト雖、古ニカンガヘズシテハ私ノコトナルが故ナリ。今ニ方リ養老ノ禮行ハレ
 ズトモ古學ニ考ヘ、先王ノ教ヲ本トシ學ブトキハ、老ヲ敬ヒ、幼ヲ憫ミ、人々和順ノ

^⑮ホジシニ乾肉。
 制ニ製と同じ。

^⑯辨髦ニ幼な髪、幼な髪の成人成女
 の上に求むべからざるに譬ふ。

風俗ニナルベシ。コレ皆養老ノ義ヲ知ルヨリ行ハレ來ルナレバ養老ノ義ハ嚴重ナル教
 ナリ。祖來先生ノ解全ク養老ノ義ヲ述ブ。然レドモ解中(ニ)正意議論混説ス。幼學ノ
 者ノ辯ズル所ニアラズ、養老ハ孝弟ノ教ノ本ナレバ、アマネク同志幼學ノ徒ニ示(サ)
 シンコトヲ致ス、是ニ於テ効カニ正意ヲ探(ツ)テコレヲ述ブ。國字ヲ以テスルハ幼學ニ
 便ス。ソノ餘説ノ如キハ、別ニ下篇ヲ著ハシテ以テ之ヲ明カニス。コレマタ之カ説ヲ
 承解シテマ、管見ヲ加ヘ、且國字(ノ)證引未タ著ハサザルモノハコレヲ補ス。蓋シ積年
 積志ノ致ストコロ(ニシテ)全ク養老ノ教(ハ)德行ノ本ナルが故ナリ。因テ効カニ之ヲ
 藏シ、同志ト之ヲ講習スルコト比年、同志ノ勸メニ因テ以テ梓ニ行ヒ、四方同志ノ幼
 學ニ示スト云フ。

大學養老篇畢

・三 知られたる範圍に於ける入江南溟

以上が「大學養老篇」なるもの、複製である。著者である入江南溟とは何ういふ人であるのか、又、何ういふ理由からし
 て此の篇を著はしたのか、一應の調査をしたいのだが、不幸にして詳細の事が今の所不明なのは遺憾の事である。しば
 らくは是から述ぶる程度のもので満足する外致し方はあるまいと思はれる。

★

^⑰比年ニ連年と同じ。

江戸の儒者、南冥は其の號、字は子園、通稱は幸八、又滄浪居士と號す。武州の人、學を徂徠に受け、業成りて惟を東都に下し、諸生に授く。終身仕へず、其の著はす所大學養老解、唐詩句解あり。明和二年五月二十八日歿す。年八十八。

★

爰に掲げた南冥の小傳は大日本人名辭書刊行會發行の新訂版大日本人名辭書に依つたものであるが、其の本文は曾て東京經濟雜誌社で發行した舊版の大日本人名辭書記載のもの一字の増損もないから、改版まで何十年の隔りはあつても其の間何等新事實の發見はなかつたのであらう。又、今の處南冥に關する限り他に依るべき文献はないのであらう。南冥も、瀧川博士は之を南冥とし、人名辭書は見出しを南明とし、本文を南冥とするといつた體裁で、稍々不穿鑿である。併し南冥奉使臣槎といふ湯淺常山の七絶中の句がある位で、南冥の二字には來歴もあり、出所もあることであるから、自分はシのある冥を使つて置いた。人名辭書の記事は諸家人物誌から採つたものであるさうだが、その諸家人物誌といふものは佐村八郎氏の國書解題にも載つて居ないから、自分は、著者も、編者も其の内容を併せて一切存知せざる所である。さる方面で所持する人があるさうだから一應原典を借覽する積りでは居るが、よし、見た處が格別の收獲はないに違ひない。但し國書解題には南冥詩集四卷を擧げて左記の解題がある。これに依つて南冥には大日本人名辭書に掲載ある書目以外に更に一つ追加しなければならぬ著書があることが分つた。即ち

南冥詩集 四卷 入江忠園

一名を滄浪居文集といふ。安永四年乙未(二四三五)源純覺の序を附して刊行す。

とあつて、別に小傳の附記もあるが、大日本人名辭書記載のものと殆ど一字を違へぬといつてよい。何かの序で埋骨の寺院でも分れば墓碑か過去帳で幾分か生前の事も明になるであらう。

先哲年表一卷は内藤恥叟翁が校訂纂輯して明治二十五年博文館發行の日本文庫に蒐録した著者未詳の年表で、全部漢文で認めたものであるが、文政十年丁亥の條下に

正月十九日物徂徠百年忌、其會孫物大雜則集時流於其護園

(正月十九日は物徂徠の百年忌なり、其の會孫物維則大に時流を其の護園に集む)

と特筆大事した處を見ると、疑もなく、護園即徂徠學徒の手になつたものらしいが、それかあらぬか、本年表の明和二年乙酉の條下には、

五月二十八日江南冥歿、年八十

とある。歿年に八歳の相違のあることと、自分の想像通り冥は漢の誤りであることがこれで立證されるのであつて、同時に彼が徂徠門下では可なりの上足であつたことも分ると思ふ。

彼の生涯の不明なることの多いのが既に此くの如くであつて見れば、彼が何を以て、何ういふ意志の下に大學養老篇を著したのか、何か特別の動機でもあつたのか、一向其の緣由を詳かにし得ない。只其の千が一つでもを説明するものがありとせば、それは南冥とは同窓の誼みがあり、相知相識の間であるらしく思はれる徂徠門下の鬼才太宰純即春臺の序文であらう。原文は漢文で餘り讀みよくないから、例に依つて便宜之も假名交り文に改めた。即ち、

大學養老篇序

先王の民に孝弟を教ゆる其の方一にして足らず(而も)養老は其の大なるものならんか。所謂天子祖^{かたはだぬ}いで性^{にえ}を割き、醬を執りて饋^{かひ}り、爵^{さかづき}を執つて醕^{くさ}ぎ、冕^みしてこれを摠^ひぶといふは、乃ち子父に事ふるの道なり。

夫れ教は上よりして下にするものなり。孝弟は徳の本なるに、先王豈身に孝弟を行はざらんや。(而も)區々たる内行を以てするのみにては、未だ以て天下に示すに足らずとし、故に天子の尊きを以てして三老に父とし事へまつり、五更(先きに叟の誤字とする説を出した、従ふべきである。筆者)に兄とし事へまつるなり。是に於て天下の人號令を待たずして、而も、父兄に敬み事ふることをせん。これを不言の教へなりといふは教への至れるなり。孝經に「之に陳ぬるに徳誼を以てすれば民行ひに興らん」といへるは(蓋し)これを謂ふなり。(かるが故に)三代の明王は皆嘗て是の禮を擧げ行へるも、周衰へて乃ち廢れ、戰國秦漢の際より、これに及ぶに暇あらず、漢の隆盛なる經術の士議を建つるもの有りしも、而も上に在る者之を果し行はざりき。明帝(後漢の)の時に及びて、乃之を果行し、上(天子)親しく辟雍(國の大學)に臨み、三老五更(原文の更とあるのを改む、筆者)を養ひ給ふといへるは、豈善からずや。然りと雖、是の擧(即ち計畫)たるや、世を曠(ひたし)うして(僅に)一び開けるのみにして、後復た繼げるものなかりしは、世衰へて國家故多かりしを以て、君も臣も禮樂の(政)治に志ざりしにあらざるか。(悲しといふべし)。

夫れ禮樂の興らずなりしより而後の教は務めて言語を以て人に諭すことなれば、則ち、また先王(の代)に不言の教ありしことを知らず、書を読む者も亦所謂養老の何事たるを知らざるなり。吾が友子園これを惑むの因みに此の篇を著し、以て初學の士に示さんとす。故に書するに國字を以てし、(漢文に因らず)かの養老の何事たるやを知らざるものをして、是に因つて其の義を了らしめんと欲せるなり。是れ、其の意亦善からずや。養老の禮は行はれずと雖、然れども此の篇を一見して先王高年を隆にするの意を知るときは則ち其の益少なからず。上に在るもの之を知らば、則ち不言の教も亦興るべけん。子園來つて序を求むる因みに、余之を贊すと爾か言ふ。

寛保三年癸亥の春三月戊寅の日

信陽

太宰

純

この序文に依れば、國書解題の著者佐村八郎氏が本篇の標題を大學養老解としたのは、何かの誤解で矢張り養老篇が正しい。只この序文は所謂序文たるに止つて、少しこみ入つた一種の解題たる役目を果す外に、彼子園が此くも用字の解説に面倒至極なる養老篇を著はしたのか、其の根本の原因に就いての説明が一向にない。従つて我等は大學養老篇の出來上つたのは單に子園の學的興味が彼を促がして爰に及ぼしたものでも見るより外に仕様がなない。

既に讀者の諒された通り、養老篇の本文は養老の大義第一、學校說第二、養老說第三の三部から出來上つて居て、先づ養老の意義から始め、養老典を擧げるに際し、其の式場に當つる學校の説明、養老禮典擧式の實際を詳述して、これが畢竟は教育、教化の大本を培ひ社會の不良分子を淘汰する副作用をさへ備へた國家的式典であることを解説したものである。外國語は The Care of Aged とすば老者の扶養、救恤の外の何物でもなく、高齡者の爲にする年金施設といつても、假に英國の場合を例に取れば、救貧法の狙ひ處を、もつと効果的にするが上に、其の弊害を、可及的に減少する爲の國家的の制度であつて、貧困階級 The Poor の利害を離れた施設ではない。東洋での養老制度即ち入江子園が憧憬したり、豪快の且仁慈の大名育ちの貴公子が徳島や米澤や、會津や、金澤でやつたりした養老の仕組は飽くまで敬老尙齒の遺風を追ふて子弟の徳教風俗を淳厚に導かうとする爲の教化的の態度を根本的基調とするもので、物的の救済は主眼でない。随つて其の扶持が一合であらうが、五勺であらうが、そういふことは問題にもならないのであるだから、外國風のエキスプレッションである The Care of Aged を用いたのでは毫も東洋的の意義——源流を周代文化に求める養老の原意は傳へ得ない。我が養老の古施設は事實 The Care of Aged ばかりではなないのである。此の一事は養老を詮議研究するものも能く且深く知り置かねばならぬ一面の實相である。

そこで入江子園は養老篇の本文を全部國字即ち假名交り文で叙述したが、外に養老篇補遺、圖說、及附録の三篇が本文の遺漏を補ひ諒解を助ける目的で篇後に附説してあつて、此の方は全部漢文で綴られてある。しかし、大學養老篇の

説明のみを單なる目的としない本冊にあつては、附説の部はしばらく全部を割愛することにするから、もし特別に其の通讀を希望される讀者は

日本經濟大典第十三卷

若しくは

日本經濟叢書卷八

に集採されたものに就いて研究して載きたい。依つて爰には其の内容の項目を略記するに留めて置く。即ち補遺は簡單なる序言に次いで、初めに、

庠、序、校、塾、

辟雍、辟宮

米廩

瞽宗、成均

天子視學之義

世子齒於學之義

尙齒之義

の各般に就ての明確にして考據に裨益することの甚大なる説明があり、圖説に就ては

天子の學堂たる辟雍

諸侯の學堂たる辟宮

豆

深衣

の圖六面を掲げ、併せて詳密なる説明を附し、最後の附録に於ては養老に大關係のある

鄉飲酒之禮

に關する周到なる解説を與へてある。要するに彼入江子園の大學養老篇は周代の養老禮典を研究する恰好の文獻であつて、本篇を階梯とし入門として、先づ養老の本意を明かにして置けば禮記周禮等の考究に進むことも頗る容易であるやうに思はれる。

さればにや瀧本誠一博士も本書を評して、日本經濟大典の解題に於て、

本書は禮記に在る支那上古の養老制度を講述したるものにして、此の制度は支那に於て禮教の最大なるものなり。凡そ年五十よりは此の養老の禮に與るものなれども、七十以上は特に之を重んじて大學校に於て之を行ひたるものなり。故に之を大學養老と稱す。近世歐洲諸國に行へる貧老保護の制度とは固より其の主意を異にする所ありと雖、其の老ひて困窮する人を憫れむ亦大學養老の目的の一なれば、東洋に於ける社會政策を研究する者必ず一讀すべきものなり。(以下略)

とあるは、最も簡明にして且要を得たる解題であり、又批評である。定めて地下の子園其人も二百年後に知己を得た感を抱いて居ることであらう。

第二章

二八

周代に於ける養老制度

一 緒言

支那の古文化史を考究して、先秦の時代にまで溯るであらうならば、周は二代に鑑みて郁々乎として文なるかな、我は周に従はんと孔子が讚嘆せしだけあつて、周初の文化は其の盛を極めたものと申して宜しからう。周が其の盛時を過ぎた東遷以後（周の平王元年都を東都雒陽に遷す。西紀前七七〇年）に於ては山澤漁鹽の利を占めて夙に富強を以て天下に鳴り、其の稷下一人も知る、稷とは齊の國都の城門の名で、（山の名であるとの説もあるが）下は傍近の意義、先づ赤門傍き位の處、維衍、淳于堯、田駘、接子、慎到、環淵等の學者が雲集し、ために各々邸宅を給はつて優遇を與へられたといふ史話が傳はつて居る位であるが——には以上の數名の外に數千に登るインテリが講學に従事し、一代の文運を隆興し得たのみならず、桓公の英武能く管仲を始め幾多の群雄を駕御し得て九合一匡の大業を成就した齊を以て其隨一に推さなければなるまい。多少の逸脱も紛亂もあるとしても今も傳つて居る管子の如きは齊當時の興隆と治平とを裏書きする政治的、社會的大經綸を筆にしたものであつて、殊に其の中にある「九惠」の如きは、場所こそ異なれ、時代こそ違へ、流石桓公を補翼して能く其の大業を挙げしめ得た彼れ管仲夷吾其の人の社會政策的手腕も窺ひ知られるのである。

管仲の立案に係る九惠即社會政策九要綱中の第一には養老の一事を擧げてある。それが非常に現實的で同じ養老でも

文、武、禹、湯、堯、舜時代にふさはしいユウトピヤ的面影に包まれて居ない丈けに却つて我等の受くる示唆は多いのである。我等が既に研究し得た通り、入江子園の大學養老篇は、瀧本博士の推獎もあるが如く、養老國策を研究する上に於て、缺くことの出来ない文獻ではあるが、寧ろ周初の大學に於ける養老禮典の實際施設及其れが風化の上に及ぼす影響を細説絮述したものに止つて、養老國策其の物の全貌を知らうとするには頗る遺憾の點が多い。周代の制度を重く見る上からいへば、管子のは傍系の學說若しくは施設としてしばらく之を後と廻しとするもよいが、今日に於て我が養老國策を樹立する上の必要から、参考として東洋傳來の方法を知らうとするならば立派な文獻が立派に存在して居ることでもあるから、さしづめ十三經に就いて、周易、尙書、毛詩は兎も角も、周禮の各篇は其の註釋ぐるみ検討する位のこととは絶對的に必要であらう。之に次いで春秋左氏傳、論語、孝經の詮索も是非やつて見たいのであるが、其の手始めとして此には大學養老篇に最も關係の深い、禮記上篇の王制の本文を引き出して一應の説明を加へることとする。かくすることは周初の養老國策を知る上に極めて必要であるのみならず、一面には間接に大學養老篇の理解を助けることにもなるのである。

初めに禮記王制そのものの組織から説き初める。

二 禮記王制

王制は其の名の通り王制である。周室の憲法であり、行政法であり、従つて周室最高の國法である。其の劈頭第一に來るのは、

班爵

であつて、王者及諸侯祿爵の制の大別を説明し、第二は今の所謂國を代表する大使公使、其の當時の卿大夫の位次及

其の數を明かにし、

- 第三 封建制度の立て方 (周は封建制度で國を立て宗室の懿親を己の藩屏として居つた)
- 第四 畿内及畿外の制
- 第五 天子及諸侯の大臣爵名
- 第六 民材の登庸及罪人の處遇
- 第七 諸侯の朝覲、禮遇及天子の巡狩 (行幸)
- 第八 天子の出征
- 第九 天子諸侯の田獵
- 第十 歲計、豫算、及蓄積
- 第十一 喪祭 (天子、諸侯及庶人を通じての)
- 第十二 公租公課及賦役
- 第十三 城邑都市の計畫
- 第十四 中國及蠻夷
- 第十五 教育及教化
- 第十六 軍事の教練
- 第十七 技師技手、技藝員
- 第十八 司法

を経て、最後に養老の制度となり、文章段節の上から見れば、之を他の事項に比べて長文に涉つて居るのみならず、

事の細目に及んで、頗る詳細の規定がなされてある。是こそ我等が最も面白く且有益に感ずる處であるから以下順を追ふて説明をせやう。尤も以上の王制の綱目分類は私見で作つて見たので原文に在るのではないから念の爲に申し添えて置く。

三 周時代に於ける養老の制度

本文を引くとすると多少前の記事と重複する處も出来るが、事の全體を一括して知る爲には、それは致し方がないとして置く。尙ほ以下の記事も亦必ずしも原文には拘泥しないから、其の奧秘を握らうとする方が若しあるならば、脚註に擧げて置いた禮記の本文を参照して戴きたい。文章は凡べて十三經所載の禮記正文に依つて達意譯をして置いた。

★

凡そ天子が老を養ひ給ふことを、古來の制度に依つて稽へて見ると、帝舜の時は燕の禮に、夏后氏の時は饗の禮に依つて行つたのであるが、降つて殷になつては食の禮を用ゐて居つた。周は前二代に鑑みて一層之を隆んにせやうとする考から、養老の禮典には燕、饗、食の三つを兼用することにした。

筆者私記(以下一字下げのものは皆私記であつて本文に對する註釋以外の何物でもないことを申添える)。

老といふても五十年以上のものを凡べてといふ譯には參らぬ。此に於て大學養老篇中にある三老五更(更を叟の誤りとすれば、五更説が起つた。是が養老の大典に列り得る老人の資格である)。

凡養老、有虞氏以燕禮、夏后氏以饗禮、殷人以食禮、周人修而兼用之。

燕は即宴で、肴を備へて酒を飲むの式、饗は單に爵サツケを給はるので、我が國の古にての御流
れを頂戴するといふのに吻合する。燕、饗の二つは酒は備へるのみで飲まないが、食は肴と
共に嘗め味ふことを允されるのである。周人は三禮を兼ねたといふのであるから、酒も飲
めば、飯も食ひ、肴を併せて味ふといふことになつたので、世が進んで禮が具はるといふ
ことになり、腹に這入るものも餘計になつたのである。

養老の禮は地方廳や公會堂や天子の宮殿で擧ぐるのではない。凡べて學校で行ふのである
が、五十歳以上のものは郷校、六十歳以上は國都の小學、七十歳以上は同じく大學でやるこ
とになつて居る。

學校に關することは子園が養老篇に反覆丁寧テイネイに説明したのであるから、此には一切省略す
る。

併し八十歳以上の老人となると待遇も亦格別で老人側の答禮を簡略にし、一切拜禮は行は
ず、跪いて首を二度下げればそれで宜しい。天子のお招きを忝カシうしてもこれ丈けの事で済む。
序にいふが、盲人の年寄りには年齢に關はらず、八十歳以上の老者に準ずる。老人其人が更に
十年を加へて九十となれば、自身出頭に及ばず、一切代理で宜しいことになつて居る。

天子にして既に然る以上は、老者に對しては、其の周圍の者に於ても篤く意を用ふべきは
勿論で、五十になれば日常の糧も之を精且美にし、壯者と異なる所あらしむる。六十は一夜
を過して其の肉織緯の柔軟になつたものを選んで之を饗し、七十以上には口に適したものを
常の膳部に添へることとする。齡八十に達すれば人の口にせざる珍味嘉肴を嘗めしむるを

五十養於郷、六十養於國
七十養於學、達於諸侯

八十拜君命、一坐再至、
誓亦如之、九十使人受

五十異糧、六十宿肉、七
十貳膳、八十常珍、九十
飲食不離寢、膳飲從於遊
可也

怠らず、九十歳以上のものは家庭に常備する食堂などへも出ず、今日のホテルや船中でやる
様に自室で便、衣樂居の儘で賞味させる。外出して飲食する場合には成るべく目先きの變つた
食物を饗するやう特に意を用ゐる。

高齢者にあつては素より今日の生は明日の死を期し難いので、送葬具も棺槨の如き何歳を
も費して初めて出来るもの、衣服物品の一月一月にて制されるもの種々あることなれば、年
齡に依つて先づ容易に得られざるものを豫め準備し、然らざるもの、例へば經帷子の如きい
つでも出来るものは之を後と廻しにする。一切のもの、準備出来れば後は之が修繕を怠ら
ず、臨終に際しイザとなつた場合に不用意の事なからんことを期するのである。

當時は勿論保險といつたやうな制度がない。随つて保險をせよといふ如き制はないが、萬
一多くの民衆中に、隱居は目をつぶつたが、寒貧にして喪祭を得爲ず、弔ひも出来ぬとい
ふ不用意があつてはまことに大變なり。本節は這般の注意を疎かにさせない爲の用意であ
る。今日に於て周初養老の行き届いた精神を擴充して現代の需用に適合せしむる方法を講
ずるのが何より大切である。徒に古書堆裡に頭を没して調査に苦勞するは畢竟するに今日
に順應する制度を考按する一步三五歩手前の仕事である。

老者に對し、種々格別の待遇を行ふの必要は畢竟するに生理的機能の衰頹から來るのである。
五十にして始めて其の衰へを覺へてより、六十に及んでは肉を供せられるに非れば味の美し
さを感じざるに至り、七十には軽く且暖かな絹布と眞綿を身に着るに非れば暖氣を感じず、
八十ともなれば人肌に接して始めて寒さを覺えず、高邁九十に達しては如何なる採温保暖の

六十歲制、七十時制、八
十日制、九十日脩、唯絞
擲衾帽、死而後制

五十始衰、六十非肉不飽
七十非帛不煖、八十非人
不煖、九十雖得人煖矣

方法に接しても緩を覺えざるに至る。老者に事ふるには宜しく其の年齢に應じて之を接待するの法を誤らざるべきである。

随つて人臣の齡高きものに對しては亦須らく其の待遇の宜しきを得しむべきである。五十は一家の中

支那の家居は日本の様な疊敷ではないから轉倒を防ぐ爲には杖をつく必要がある。

にても杖つき、六十は都邑の中にも杖を放さず、七十は國城、八十は朝廷の中に於ても尙杖つくことを許さる。人臣九十に達し、天下國家の宿老として天子や國君の諮問に應對するが如き必要が生ずれば、車駕は親しく其の居所に臨みて意見を徴し給ひ、其の際には必らず珍品嘉肴をも下し賜ふを例とする。

もしそれ彼等にして七十に達するときは國政に參與することあるも執務の時間に拘泥せず出入進退共に自由である。八十のものは月毎に御見舞を賜はつて安否を尋ね、九十歳に至れば常食に味の口に適するものを日毎に給はることを欠かさない。

我が國の嘉例である宮中杖の如きも亦かゝる典故に基くものたるや疑がない。昔から誰も知るハトノツエは高齡を賀する爲にやごとなきあたりから下賜又は贈進相成つた杖で、我國では已に奈良朝時代に其の例があり、支那の後漢即東漢の朝に年七十なれば之に授くるに玉杖を以てすといふ明文が後漢書の儀禮志にあるさうである。我が國の例もそれに模したものであらう。鳩杖とは鳩が杖頭に附けてあるからの名稱で、鳩は不噎の鳥といふ因縁から之にあやかる意味で附けるのである。今日でも宮中では八十歳に達した高官元老に優

待の思召で給はるのである。

又老人は普通民にあつても、國家に奉仕する義務を免除される。故に年五十に達すれば、夫役や勞力奉仕に與ることなく、六十歳に及びては如何なる場合に在つても幼者、少者、婦女子と同列に置かれて軍伍兵役の勞にも服することはない。七十のものは賓客接待の事に與らず八十のものは葬祭を親らせず、事の止むなき場合に於ては子孫が代りて之に服するのである。周初に在つては、男子四十に達するに非れば官職に任することはない。したがつて其の人が仕へて官職に在ること十年に及べる者は五十となる。五十となるものは命ぜられて大夫となる。六十に及べば學ぶに師に就かず、就くも弟子の禮を執ることはない。七十歳に達すれば衰老して職守に堪へざるものとして仕官を罷めて退耕隱居する。喪事があつても只衰麻即あらたへの喪服を着用するに止まるのみで、それ以上繁雜な喪の式服は身にしない。これより以下の一節は前の子國の學校説の所に細序してあるから、重複して解説するにも當るまい。只爰に其の直譯文のみを掲出するに止めて置く。

有虞氏は國老を上庠に養ひ、庶老を下庠に養ふ。夏后氏は國老を東序に養ひ、庶老を西序に養ふ。殷人は國老を右學に養ひ、庶老を左學に養ふ。周人は國老を東膠に養ひ、庶老を虞庠に養ふ。虞庠は國の西郊に在り。

次に養老の式を擧ぐるに際して使用する制服のことを述べてある。先づそのかみの有虞氏の時は皇冠を戴き、白色の衣を着けて祭るが、養老の儀も衣冠之に準ずる。夏后氏は收冠に黑色の衣を着け、殷人は冕冠に白色に縞のある衣を被り、周人は冕冠に玄即黑色の衣を穿

五十杖於家、六十杖於鄉
七十杖於國、八十杖於朝
九十者天子欲有問焉、則
就其室、以珍從

七十不俟朝、八十月告存、
九十日有秩、

五十不從力政、六十不與
服戎、七十不與賓客之事、
八十齊喪之事不及也

五十而爵、六十不親學、
七十致仕、唯衰麻爲喪

有虞氏養國老於上庠、養
庶老於下庠、夏后氏養國
老於東序、養庶老於西序、
殷人養國老於右學、養庶
老於左學、周人養國老於
東郊、養庶老於虞庠、虞
庠在國之西郊

有虞氏皇而祭、深衣而養
老、夏后氏收而祭、燕衣
而養老、殷人冕而祭、縞

ち、以て養老典の服制とする。而して上に述ぶる所は多くは天子諸侯が在官有職者の耆老尊宿、即高齡者に對する養老の禮を擧げる際の作法式典であつて、彼等が一般民衆の老人を養ふの禮ではない。然らば民衆の老人に對する優待法は何うするか捨て置くのかといふにそれが即ち爰にいふ年を引くといふのであつて、夏、殷、周三代の何れに於ても天下四海至る所の一般老人―特に稱呼を與へて庶老といふ―に對しては、戸毎に人を遣り、家毎に構成員の年齢の多寡を調査して、恩賜する所があるのである。

而して五十、六十、七十の者は暫く之を措くが、高年八十以上に及べば庶老に對しても格別の待遇を賜はることになつて居る。家に八十歳以上のものあれば一子は残つて家に在り、力役を免ぜられ俸養扶持の事に當る。爲に、もし九十歳以上であれば全家一人も力役に出づることではない。假令老人に非るも、家に廢疾不具のものあれば、老人に準じて、誰であれ、家内にあるもの一人は力役を免除される。父母の喪に服するときは、亦三年に亘つて力役を免除される。齋衰一年の喪、大功九月の喪も亦同じ。但し其の期限は短くして、僅に三月である。若し諸侯の國に移り行かんとするもの、若くは逆に諸侯の國より移り來れるものあれば老人の有り、無しに關らず、力役を免れることが一年である。

以下は直接に養老とは關係ないが、何れも恤救賑急の事業であつて今日の救済救護上の公私諸施設に該當するものである。隨つて無論其の精神から推すときは、養老と其の軌を一つにすることは申す迄もない。且つ其の劈頭第一に定義を擧げたのは甚だ事の要領を得たものである。以下が即ちそれである。尤も初めに擧げた四つの無告の民の中で三つまでは

老人であるから、支那の古代に於ける救済上の諸制度、諸仕法は畢竟するに養老國策上から分派支流したものと考へても少しの差支はない。鰥寡孤獨、無告の窮民といふ文字が今日も尙頻りに、我が國で用ゐられて居るのを見ても淵源の甚だ深いことが知られるのである。

即ち幼少にして父なきものを孤といひ、老ひて子なきものを獨といひ、老ひて妻なきものを矜といひ、老ひて夫なきを寡といふのである。此の四種の者は同じく天の生した民衆蒼生でありながら、窮困の裡に在つて常に扶助の必要のあるものである。故に何れも君より一定の扶持米を賜はるのである。

イギリスの救済法、救貧法は古いといふが猶三百年來の法といふに過ぎない。デンマーク養老年金制は古いといふ。とはいへ僅かに十九世紀中葉の所産に止まる。然るに今より二千五六百年の昔し既に常時救與の制度を完備し、常備などいふテクニクさへ持つて居つた支那の文化は敬服に價する。にも係はらず、國勢陵夷して不振、山犬、野狗の咆哮するにさも似たる今日の狀態に支那を陥らしめたのは、知らず、誰氏の責にか屬するのであらう。哀れむべく、又痛むべきことではあるまいか。

是等無告の窮民に次いで王者の扶育保養に力を致すのは、物言ふこと能はざる瘠、啞者、耳聽くこと能はざる聾者、跛の隻脚なき者、臂の兩脚を失へる者、手足の斷絶せる斷者、矮小にして普通人の身長を備へざるもの、一藝一技に依つて衣食するも恒産を欠きて動もすれば衣食の安定平衡を亂され易き勞働者若しくは無産階級は何れも王道政治の對象者として天

衣而養老、周人冕而祭、
玄衣而養老
凡三王養老皆引年

八十者一子不從政、九十者其家不從政、廢疾非人不養者一人不從政、父母之喪三年不從政、齊衰大功之喪、三月不從政、將徒於諸侯、三月不從政、自諸侯來徒家者、期不從政

少而無父者謂之孤、老而無子者謂之獨、老而無妻者、謂之矜、老而無夫者謂之寡、此四者天民之窮而無告者也、皆有常餼

瘠、聾、跛、啞、斷者、
侏儒、百工各以其器食之

子の尤心を勞するものであるから、彼等に對しては其の器量技術に應じて、失職の憂なからしむるを期し常に俸米を支給されるのである。

伎藝百工のものを救済對象の最後列に置いたことは三代の政治家の達見であり、遠慮であり、又深謀の存する所であつて、今日に於て喧傳され、吹聴され、鼓吹され、獎勵實施される無産階級の生活安定を目標とする社會保險や年金等を含めて其の種子は已に古支那三代の昔に備はつて居つたと見て宜しい。

以下は交通の取締り及儀禮である。之も老人と弱者とを主眼として定められたものゝやうに思はれる。道路を歩く禮は男子は右側に由り、婦女子は左側よりし、車は其の中央よりする。父と等しき年齢の人と行く時は其の後に従ひ、兄の年齢の人とすれば其の傍を行き乍ら稍後れる。朋友と並び行くときは必ず先後を誤らず、輕き荷物は一つに併せて少者之が負荷の任に當り、重きものは二分して少者其の重きを負擔するも、年老ひて頭髮の斑白のものには忘れても重荷を提げたり、擔いだりはせぬ。そして位のある高貴の老人は途を行いて、徒歩せず必ず車を要し、民衆の父老高齢者は高位に居らずと雖、食事に肉を廢することはな

道路男子由右婦人由左、
車從中央、父之齒隨行、
兄之齒雁行、朋友不相踰、
輕任並、重任分、斑白者
不提掣、君子耆老不徒行、
庶人耆老不徒食。

四 洪範、孟子及管子

(一)

以上は入江子園の説を主とし、三代に行はれた養老施設の大概を叙述したのであるが、元來養老其の事は書經の洪範

に見える王道政治の一部で、周末亂離の世となつて天下は麻の如く亂れはしても、尙其の上みの盛時を夢想し之を實行に移さうとしたものは固より尠くない。孔子の如きは其の第一人者であつて彼が痛く推尊した詩、書、春秋はある意味に於て養老施設の註脚書と見れば見られるのである。孔子の孫子思を経て其の正統の遺志を傳へたといわれる孟子、孔子が彼微りせば我は被髮左衽して居たであらうと稱嘆した管子は二人とも養老中心の政治、孝悌一本の教化の要綱を書き残して之を今日まで傳へて居る。昭和の盛世にもふさはしい理想と、主義と定説と相並んで存在するのであるから、何もう古支那三代の事例などを事々しく引證するのも態とらしいといへばいふものの本冊は筆を大學養老篇の解説に始めた關係上、直接間接に關係のある尙書の洪範を一言し、それに因んで筆を孟子の王道と管子の九惠とに及ばさうと思ふ。

(二)

尙書の浩範を古經典の中から取り出して之を現代に紹介した近代的活眼家の一人は大正五六年の交岡山縣知事の在職時代に聖明の治を翼賛し奉らん一の便にもとて濟世顧問制度を我が國に創始した故笠井信一氏其の人である。

笠井氏は其の著者である「濟世顧問制度之精神」中の「知足」といふ篇に、

書經の洪範に六極といふことがある。極とは禍といふことで福の反對だ。人が善をなせば天、應ずるに福を以てし、不善をなせば極を以てす。惡に對應する極が六種ある。一、凶短折。二、疾。三、憂。四、貧。五、惡。六、弱と算へられて居る。之が自然の極刑であるといふ意義であらう。貧は極の四位ではあるが、貧の結果として名醫の診察を受くる能はずして、其の家族が若か死にをしたり、自分が疾を重らしたり、難儀したり、泥捧して獄に投ぜられたり衣食足らず、弱虫になつたり、誠に始末におへぬのが貧である。日本では四百四病の其の内貧より辛い病はないと云はれて居る。

といふのがそれである。洪範には六極の正反對である理想社會の實相を五福といふことで概括し、

一、曰壽。二、曰富。三、曰康寧。四、曰攸好德。五、曰考終命。

といつて居るが、其の第一に壽、即養老の結果を挙げたのは注目すべきことで、我等養老扶持に志あるものに取りては興趣の極めて禁ずべからざるものがある。「述べて而かも作らず」を一生の信條とし、理想として居つた孔子の事であるから、もし彼が追々として道路に老ひず、能く一代に志を得たならば洪範を以て施政の大綱とし、五福を將來して六極を克服する社會的な國家の現出に成功した事でもあらう。洪範の本文はうろ長いものではないし、之を註解したものに沈蔡の書經集傳の如き極めて得易いものもあれば、もつと雜作のない海保青陵の書いた洪範談といつたやうなものもあるから、一讀を吝まれないやうにお勧めをする。

孟子の説は梁惠王章句の第三章に出て居て、誰も知つて居るから、此には其の一部を抄出し、原文も極めて分り易いから、假字文に書き下して此に掲載するに止めて置く。

(上略)

農ノ時ヲ違ヘザレバ、穀勝ゲテ食フベカラズ、數啓^{ウツ}海池ニ入ラザレバ魚鱸勝ゲテ食フベカラズ、斧斤時ヲ以テ山林ニ入ラバ材木勝ゲテ用フベカラズ、穀ト魚鱸ト勝ゲテ食フベカラズ、材木勝ゲテ用フベカラザレバ、是レ民ヲシテ生ヲ養ヒ、死ニ喪シテ慼ミ無ラシムルモノナリ。生ヲ養ヒ死ニ喪シテ慼ミ無キハ王道ノ始メナリ。

と筆を起し、そして王道其物の内容及んで居る。王室は衰頹し、社會の安定は失はれ、兵車の多寡が國家強弱の標準となり、何んなボンヤリにも、すさまじい時勢の變遷ぶりが看取される春秋戰國の事であるから、社會評論家、政治家たり得べき十分の資格を備へて居るが上に孔子、子思子の學說の正系保持者である孟子として——彼には古人もいふ如く英氣があり過ぎて上古の賢聖の渾厚且莊重な佛げはないにしても——王道政治の筋道も組み立も、頗るクツキリして

居つて養老の一事は何うすればよいのかといふことが、明白に且簡潔に顯はされて居る。施行規則や、補助法令の規定などは無論御弟子の萬章や公孫丑の心配に委せるとして居たのでもあらうが、其の言に曰。

五畝ノ宅之ニ樹ユルニ桑を以テセバ五十ノ者以テ帛ヲ衣ルベシ、鶏豚狗彘ノ畜ヒ、其ノ時ヲ失フナクバ七十ノ者以テ肉ヲ食フベシ。百畝ノ田其ノ時ヲ奪フナクバ數口ノ家、以テ飢ユルコト無ルベシ。庠序ノ教ヲ謹ミテ之ニ申ヌルニ孝弟ノ義ヲ以テセバ頌白ノ者道路ニ負戴セズ、七十ノ者帛ヲ衣、肉ヲ食ヒ、黎民餓エズ、寒エズシテ王タルザルモノハ未之レ有ラザルナリ。

斯くの如くして養老思想を表にして生民の生活安定を主張する王道政治は孟子時代の支那には些し不向きで行はれなかつたが、二十世紀の今日に至り歐米の列強には、列強ならぬ國土まで、養老扶持制度の存立を見ないものが殆無く孟子の志が飛んでもない時代に飛んでもない地方に行はれることになつた。其の原因はよくよく検討する必要があるが例の老子が横から之に口を入れて、隣國相望み、鶏狗の聲相聞へ、民老ひて死ぬるに至るまで、(萬事に不足がないから)相往來することもない。是れ正に我が理想の邦土である。といつたのは、數千年の古に正しく養老の制度の整備した今日の北歐諸國デンマーク、ノルウエイ、スウェーデンの状態を活寫したものと見ても宜しからう。

(三)

古支那の文獻に依つて二、三の養老制度觀を窺つた上は、前に云つた孔子が先輩視して推尊荷もせなかつた管子のこゝに是非共言及する必要がある。管子の小傳を岩波の哲學辭典に宇野哲人博士が書かれたものに依つて略述すると、管子名は仲、字は夷吾で、齊の穎上の人であると傳へられる、であるから皇軍の一時盛んに活躍して今殆ど治安の其の緒に就いた山東省の一部は彼が當年活動した舞臺なのである。若い頃の管仲は貧賤の中に苦學を續けて居つたが、常に鮑叔と友とし善かつた。そうして鮑叔は公子小白に、管仲は公子糾に仕へて居つたが、齊の當時の君主であつた襄公は無

道にして殘虐、小白も糾も共に居たゝまれなかつたので、鮑叔は小白を奉じて莒に、管仲は糾を伴つて魯に、各々出奔した。然るに襄公は公子無知の爲に殺され、無知も亦亂に斃れた爲め、小白が莒より入つて齊に君臨することゝなつた。是が即ち桓公である。管仲は一意己の主と仰ぐ公子糾の爲に忠節を盡くし、糾を立てて齊に君たらしめやうとしたが、不幸にして事成らず、軍破れて桓公に囚へられた、併し管仲の親友であつた鮑叔は仲の一時の失敗を以て輕視せず、桓公に推薦して之を重用せしめたのみならず、桓公も亦一時の恩讐を忘れて其の示唆に順從し、夫の史上に有名な九合一匡の霸業を成就したのである。管仲の著書管子は八十六篇の大部であるが、今は其中の十篇が散逸し、残つたのは七十六篇で、内容も亦頗る雜駁を極め全部が管仲の自筆とは思はれない。併し牧民篇には彼の政治説の綱領と見るべきものが述べられて居て我等の目を惹いて居る。人も知る幕末の大儒日向飢肥の安井息軒は最も管子に造詣の深かつた人で、其の著はす所の管子參詁十二篇は管子を研究するものゝ坐右を離すことの出来ない書籍である。管子の意義は今の處息軒の解釋に従ふが一番適切且妥當であらう。

管子には九惠の教といふことがある。そうして彼が抱懐した、今日でいふ、社會政策上の意見ともいふべきものが、委曲其中に記載してある。是は相田良雄氏の示教に依つて始めて承知したのであるが、故澁澤子爵の如きも管子の所説に深甚の興味を覺えられた近代人の一人で、今いふ九惠の教を重視して社會事業家の坐右銘の様に自らも堅持し、印刷に付して人にも頒ち與へられたそうである。一時、養育院の月報に付するに「九惠」の名稱を以てし、其の綱目を表紙裏に刷り込んだのは院長たる澁澤子爵の考を重んじたからの事であつたに違ひない。

管子の「養老」説は右の九惠中の一條目であることは、トント米國が高齡者の生活の安定を現今社會生活保障法中の其の他の條目と共に加へたのと同様の趣がある。其の條目を一々掲げて見ると、(和譯して)

- 一に曰、老を老とす。
- 二に曰幼きを慈くしむ。
- 三に曰く孤を恤む。
- 四に曰く疾を養ふ。
- 五に曰く獨を合はす。

孟子と同じく劈頭第一に居るのが老を老として其の處を得しむるといふことである。但し管子は老を養ふとは云はずに老を老とすといつた。

これは國家の經營に成る結婚紹介所を設立して、夫婦の媒合を行ひ、嫁欲しや、殿御欲しやの思ひを若い男女の間から抹消させると共に人口助長政策に寄與する手段を取らうとする粹と實との一石二鳥の政策である。管仲の時代は丁度現時の國際狀勢と同様の有様で、外交交渉と戰爭との入り亂れて行はれた一寸も油斷のならない時世であつたから、彼の執つた社會政策上の施設は、多少どころか莫大の示唆を我等に與へるものがある。此の國營結婚媒介所の計畫などが現に其の一例である。

- 六に曰く疾を問ふ。
- 七に曰く窮を通ず。
- 八に曰く困を振ふ。
- 九に曰く絶を接ぐ。

管仲は窮と困との二つを貧の状態に於て區別した。窮とは普通の貧民で、困とは罹災者のことである。生江先生の所謂社會貧と自然貧との差別である。

今日の軍事扶助の一つである。戦役で死んでしまつて後の斷えた家を國家が世話を焼いて名跡を保たせるのであ

る。大に今日向きである。

是が所謂管仲の九惠の條目である。しかし其の一つ一つに就いて説明を行ふことは省略に付するとして、老を老とすといふ條下だけを説明する。

凡そ國郷には皆掌老(の官)あり。年七十已上は一子(力役の奉仕、徴發に)征くことなし。三月(毎に)饋肉あり。(羊豚肉の下賜)八十以上は二子征くこと無く月(毎に)饋食あり。(膳部、料理の下賜)九十以上は家を盡して(全家一人)も征くこと無く、日(毎に)酒肉(の下賜)あり。死すれば上より棺廓を供し生きて居る中は子弟をして膳食を精(美)にし、(其の)欲する處を問ひ嗜む所を求めしむ。

是に依つて見ると一人扶持を給して僅に事足るとした百萬石の御大名たる前田家の給付などを尻目に見下した贅澤千萬の遺り方と申して宜しい。齊の故地、即ち今の山東は古より富強の名があるが、夙に魚鹽の利を占めて居て國富み、兵強く、南方の楚、中央の晋と共に、全支那に雄張蟠居した國であつた丈けに養老の給付も頗る豊潤であつたのであらう。尙重ねていふが、最後の一要綱九の處で、戦歿士卒の家名の永續を圖り、且つ遺家族の老幼が困窮しない様に其の保護扶養の徹底を期したことなどは追がは管子の考案だけあつて、實に行き届いたものであつたのである。

第三章

我が國に於ける舊藩時代の養老扶持制度

一 緒言

斯の國日本が養老の一事に於て其の淵源が頗る深く因縁由緒にも富んだ國柄であることは曾て本研究所が公刊した養老年金制及養老施設資料

の中にもいつてあるし、全國養老事業協會の發行に係る雜誌養老事業中にも屢々之に關する有益の資料が掲載されてある。しかしそれは必しも年號があるとか、地名があるとか、老人文學が多いとか、其の時限りの慈惠恩賜の沙汰があるとかいふのではない。封建制度が安定して所謂儒者、經學者の中にも入江子園の如き學者が出で、治く之を天下に宣傳したといふ程でもなかつたにせよ、兎も角も大學養老篇の如き著述をなし、養老に關する觀念や實際の方策を史的に考證する人物も出づると共に、民政の完備に力を用ひた英明な君侯を出した列藩では、一の制度の形式を取つた仕法が、あち、こち、に出來たからである。現在の社會事業や社會法制といふものゝ多くは大概其の範を海外列強の施設に求め居るやうであるが、養老についての禮典、仕法、制度といつたやうなものに關する限りには、文献の公たり、私たるを問はず、典籍の史籍たると野乘たるとを論ぜず、地方地方の古老の口碑に残つて居る傳説迄も涉獵し、外國のものと比較對照して斟酌啓發する丈けの用意がなくてはならぬと考へるのである。

我が社會事業研究所は曾て日本社會事業大年表を公刊して、學者の爲の一のピイクトンを拵える準備を行つたが、未だ

之に點火した擧句に照射さるべき筈の閃光、點滅光、廻轉光にも相當すべき日本社會事業史の存立が、未完成の儘に残されて居るのは遺憾である。時局は緊迫し、事變はいつ果つるとも見えないが、古人の心を用ひた跡を探つて見ると、何時、何如なる處であつても、遠い古の事から、近い歐洲大戰後の今に至る迄、日本現下の情勢に對應する社會的施設の方面でやるべきことは大抵其の軌を一にして居る。而も必ず先づ養老扶助事業、高齢者扶持制度の如きか其の重要なもの一つに數へらるべきではあるまいか。

しかし之を社會事業史の上に求めて引證を捜査しやうとしても、近い徳川期などにはそれらしい養老制度の、事實は相應にありながら、歴史的に取纏めた記事が一つもない。今更ら急場の用を足す爲に何か書き列ねて見るにしても、盜を見て繩を縛ふの痴れ業に類し空しく遲暮の嘆をかこつのみであらう。聊か身の分を思はざるの暇もあらうが、上司の依頼のあるが儘に主として社會事業研究所所屬の圖書文獻圖畫の利用し得るものを考據として、養老扶持制度に關する限り、徳川期に行はれた舊藩中の施設の二つ三つを漁るが儘に得たのを記述して僅に從來の遺漏を裨補するのである。

二 金澤藩の養老扶持制度及其の創始者

追思すれば明治四十一年十二月のことであつた。侯爵前田家編修故近藤磐雄氏が丹精を籠めて修成し、稿脱するや、前田家に於て資を捐て、之を制剛に付し、「加賀松雲公」と題する上、中、下三卷の大部の書籍を公刊した。本書は即ち加賀藩五代前田綱紀公の正傳であつて、明治三十九年二月稿を起し、世に行はれる迄に無慮四年の時日と幾千冊の未刊既刊の圖書を参考して出來上つたものであるが、本文約二千頁、附録約百頁、大小の圖版(本書には之を挿賤といふ)無慮百餘葉、其の浩翰なる點のみを擧ぐるも、明治年間に於ける有數の出版物の一つに數へてよいもので多角形的にして萬事に徹底的な公の一代と其の事業を精緻して細に入り微を穿つの趣きがある。殊に今日の所謂社會事業方面——其

の中に農業植民、司法保護施設、刑事的社會事業、全面的救護施設を含んで居るが——の發達進暢に努力されて、幾多の美績を残された公の行事を傳へるに至つても亦餘蘊がないのであつて、其の中の一節に

藩民九十歳以上のものに養老の資を賜ふの制

と題する記事があるが、是れ即ち松雲公が徳川幕府の基礎僅かに奠まらんとした當時に於て、夙くも藩内に養老扶持制を實施した一伍一什を談るものに外ならない。依つて以下本書に依つて其の事實の一斑を陳ぶることとする。加賀藩の封土は約百萬石(實は百貳萬貳千七百六十石)といふことになつて居るから、是を一石金參拾五圓の相場で換算して、參千五百萬圓の經濟實力を有する一小國の施設と見るも差支ない。加賀、能登、越中三國即當時の加賀領の人口はしばらく約四十五萬人見當に推算して宜しからう。昭和十年の國勢調査の際の人口は七十六萬八千四百十五人であつた。

綱紀公は前にもいふ如く前田家五代の當主で、父系に於ては實は利家公四世の孫であるが、母系よりいへば徳川家康四世の孫に當り、父光高公の配で綱紀公の母たりし大姫は水戸藩祖徳川頼圀公の第四女であることを注意したい。徳川前田兩家の血液とが合流し其の間に出來たのが綱紀公であることは何事にも遺傳に重きを置く我等社會事業の學徒にあつて極めて興味のあることである。松雲といふのは其の法諱であつて、寛永二十年十一月江戸藩邸に生誕、八十二歳の上壽を以て享保九年五月御國許で薨去された方である。

別項に引援した大田錦城の言にもある如く、松雲公は生れ得て強建無比の體力を備へられた上に、身を持する所極めて謹嚴、大名は勿論、民間にも比類稀な上壽を保持された方である。年八十に及んで、尙参考書を支那に求め、一意明律の研鑽に餘念のなかつた如きはなまじなまなかの學者を以てしては到底及びもつかぬ精力である。斯の人が上に立ち幾十年の久しきに涉りて倦まず、怠らず、又誇らず、一意に藩治に精勵された努力は轉々想望するに堪へたものがある。松雲公のことに關しては、井上友一氏著救濟制度要義中の記事最も簡にして要を攫んで居るとすべきであらうが、

前田松雲公と相前後して藤岡作太郎博士の著、高木亥三郎氏の發行に係る松雲公小傳といふのが公刊されて居る。是は主として加賀松雲公に材を取り、傍ら加賀藩史稿を以て補綴したものであつて、固より加賀松雲公の詳細には及ぶべくもないが、社會事業學徒としての我等が一閱を怠つてはならない典籍の一である。

三 金澤藩の養老扶持制度の内容

加賀松雲公中に引用せる侯爵前田家所藏文書中の記事に依れば養老扶持の制度實施の事は決して一朝一夕の思ひ付きから起つた出來事ではなかつたのは明白である。寛文十年五月二十五日（公入部の後十年に相當し、公時に年二十有八歳）公は親筆の書面を老臣奥村庸禮に與へて藩治の要綱を示された際、藩内の恤救施設に關し六箇條の項目を掲げて恤救施設の振興方を所望されたが、其の時の初筆にあるのが一般民衆中の九十歳以上の者に對しての扶持給與のことであつた。其の全文を左に抜抄する。

- 一 國中九十以上之者扶持方遣候事。
是は當年中に可申付かと存候事。
 - 一 非人扶持之儀以來は申付可然事。
 - 一 諸役之内其役をゆるし、諸人くつろぎ可罷成品は免許可然候。外にくつろぎに指して不罷成分も今度儉約依被仰出、商買とほしく令迷惑品は用捨可然事。
- 第三が少し分りにくい。依つて一寸現代語に換へて置く。
- 從來徴收して居る公祖公課の内免税されて諸人其の恩澤に浴すべきものは免除差支無く、格別功果なしと認められるものありても、新に行政費の節減取計ひ、免除の餘地を生ずべき筈に付、營業上利益の薄きものに對する課税は

無税の事に取計ひ然るべく。

といふ意味である。

残る三ヶ條は士分中の輕輩の生活安定に關するもので、即ち、
 侍分せがれ無之、名跡斷絶之者、其母妻娘共可據方無之、可及飢寒者、大形定置扶持可遣之、但筋目有之品は扶持可超給、又他國へ可參望み有之者は品により路銀遣之可然事。
 譜代の者又は筋目有之者どもせがれ多（く）所持、進退不相成體の族は少扶持に成共可召置事
 與力知之事、近年は跡目申付候節大形は指除候。向後は故有之義は各別其外は其儘付置可然候、右申譜代又は筋目之者のせがれ多く候者與力望次第召置可然候。近來無故者多く與力に罷成儀不可然事（中略）
 右の外にも惣様助成に罷成儀それく仕置は餘多可有之儀に候。乍然先指當たる仕置存付分書記候、萬端其本さへ治り候へば餘事はおのづから可相立儀勿論に候。以上。

五月二十五日

（句讀、讀み方等、筆者）

此の外士分關係のものに關する規定中、七十歳以上のもの、隱居に就いて述べたものがあるが、此の方には格別養老の意味は含んで居ない様である。

是につき松雲公の編修者は左の如くいつて居る。

按ずるに元和變遷、世治平に歸してより以來奢侈儉安の風漸く盛んにして、海内士民概窮乏に陥らざるはなし。將軍家光公屢々禁令を布き、士民華奢の風俗を改めんとせらるゝを見て之を知るべし。爾來明曆の大火あり、萬治の飢饉あり、風水災害亦荐りに臻る。前田氏封内の士民、獨り其災を免るを得べけんや。是時に當て松雲公親から庶政を視、

其曾て學びて得る所の古來聖賢世を利し民を安ずるの道を行はんとす。公寛文十年の凶歉に際して始て老臣に政綱を示さるゝの書に、上記六條惠恤の計畫を載せられたる、尤其の宜しきを得たるものといふべし。而して公悉く六條の計畫を遂行し、永く藩の成法となるに至りたり、以下次を逐ふて其事實を叙すべし。

とある。是に依つて見ると、加賀藩で制定した養老扶持制度も、畢竟するに、可なりの大大名でも恐れをなしてよけて通した幕府の旗本を向ふへ廻して一揉み揉んでも尙且之を辭せざるの概があつた潑刺たる松雲公の改革精神の一つの顯現とも見れば見られるのである。以下「前田松雲公」の本文に依り養老扶置の制度に就いて記載しやう。尙一字下げに記入したものは凡べて自分の私意であつて、中には不急無用の辯もあらうが、畢竟するに養老制度研鑽途上の道草でないものはない。

公寛文十年八月三日

庚戌かのえいぬの年、皇紀二三三〇年、(西紀一六五〇年)、今から貳百六拾八年前の事で、英國養老事業史上に一時期を劃したチャアルス・ブウスの大著「倫敦市民の生活及勞働状態」の公刊に先つこと實に貳百參拾餘年の昔しである。

藩民九十歳以上のものは男女貴賤を問はず之に一人扶持を給ふの制を布かる。是の時有司に檢勘

檢勘、即小河博士の指摘された支那の明時代に於ける「審戸」と同様のものであつて、先つ今日に所謂「ファミリー・リサアチ」、又「ファミリー・ケエス・ワアク」に該當するものである。戸籍の整備されず、生年月の不明確のものゝ多い當時に九十歳以上と限定しても、果して當の本人の稱する年齢が正しくあるか、ないかを調べ上げることは容易でない。これが藩侯の意志に出づる恩典丈けあつて其の實施を誤つた場合には責任の所在が六つかしい事になる。檢勘の一事は松雲公當時の我が社蓋し我が社會業史上見通がすことが出来ない事實と考へてよい。を命ぜらるゝこと左の如し。

改作所舊記

前田家所藏の古文書。前田松雲公編修資料中の一つである。(句讀は筆者。)

一 九十歳以上のもの有之候へば勿論其の身に相尋、歳附記可申事。

「相尋」は尋の字の下に「ね」を補ふ。可申はいふ迄もなく「申すべき」である。「其の身」は本人。

一 其身之申迄にても人により不慥に成儀も有之候間、其一門又は町人に委細承り書付を取可申候。町人一門共も年わかきものに候へば、不存筈に候へ共、其者之親など常に物語をも可承候間、其段委曲書付させ可申事

一 九拾歳以上のもの何町何村誰と申ものゝ親にて、せがれ何人孫何人所持仕候段書付いたさせ可申候。但わかき時分他國より参り、當地に居住之ものに候はゞ是又甚段書載させ可申事。

町年寄、十村、肝煎等は御藏米を賜はる者の子孫若くは親戚を召し、左記の旨趣を體して、君命を傳宣する。

首君雜錄

御領國に罷在候九拾歳以上之男女今度御吟味の上御扶持被下候義助成計ばかりの之ために而無之候。老後身も不自由に可罷在候。子孫彌々孝行を加へ養可申候、其身も年寄諸事ひがみ有之者に候へば心立嗜子孫純熟いたし、養ひを受可申ため一人扶持宛被下候間其身并子孫共へ此趣き可申間旨被仰出候事。

寛文十年戊八月三日

「計」の字の下に、「り」の字あるべき筈。「嗜」の字に「なみ」の二字つく。

以上

かくして毎年正月四日諸頭しよがしをして檢勘して得たる所の者をば、老臣に申告させ、之に御藏米下賜おくらまいの手續きをさせる。是に於て士分の者は諸頭、一般民にあつては其の者の居住地の町年寄、村長等むらぢやうに命じ、養老扶持制度施行に就き、藩侯の意を體して領内に諭告して、子孫は勿論の事老人側にも、折角の新しき仕法が無意味にならぬやう戒飭するのである。純熟といふのは和合輯睦といふ程の意味であらう。爾來本制度は金澤藩に於ける定制となつたが、やがて百歳以上のものに對しては別に金帛をも添へて下賜されることになり、天保五年に於ける備荒倉の創設と同八年に於ける徳政の實施を以て其の名が高かつた第十三世藩主齋泰卿（溫敬公）の如きは特に藩吏を派して高齢者の見舞迄も行はれた。能く創始者たる松雲公の意を完うし得たものといつてよい。左の布令文を見るべしである。

布令留

御算用場奉行へ

御郡方等之内百歳以上に及び候者奉行人等時々安否を尋ね少々宛とらせ物いたし可然候、巡見等之節は立寄安否を尋ね保養方之義をも申付候様郡奉行等に可申渡候事

七月（天保九年）

扶持といふのは一人分の口糧であつて、一日玄米五合を標準とする。赤穂義士中にも輕輩のものが居つて彼は僅かに年五兩三人扶持だなど、心無いものから屢々輕侮されたそうだが、三人扶持といへば月に玄米四斗五升、年に五石四斗の藏米を支給される譯である。金澤藩の養老米は日に玄米五合、月に一斗五升、年に積れば僅か一石八斗であるから、今日の相場に換算すれば辛く六十圓前後の金子を支給されるに過ぎない。併しその給與は、一應の社會調査を行つた上支給する養老米であつて、其の支給を貧困者にのみ限定せず、假令それが商人であらうが、農夫であらうが、小前、

地主の差別無く、四民を通じての給付である丈けに意義に富んで居る。ましてこれが約三百年前のことであるだけに、我等わが國社會施設の史的研究に心あるものゝ湮滅に歸せしめずして、廣く傳へざるべからざる事跡である。金澤藩のみならず、是等の良制度の所々に在存した封建時代の民政は、規模の大小は兎に角、世界に對し、誇るに足るべき十分の史實を提供するのであつて、我等は之を閉却するに忍びないのである。

四 會津藩の養老扶持制度

それならば、此の高齡者に對する扶持方制度は松雲公や溫敬（即第十三代齋泰公の法諡）公のやうな無比の英主を出した金澤藩のみが實施したものであるかといふに、決してそうではない、一加賀松雲公（二）の編修者は本制度の由つて來る所を調べて左記の通りいつて居る。曰く。

按ずるに松雲公養老の制は保科正之君に之を得られしものなるべし。公常に正之君の善政を學ばれしこと前に之を記す。而して寛文三年秋正之君藩内會津の弊風を革めんとせらるゝや、火葬の禁、外二條の禁令と共に此の制を布かれり。會津の人著す所の書に左の記事あり。

千年乃松

此の時（寛文三年秋）に町中は申すに及ばず、御領中御藏入まで九十以上のもの人數相改め、百五十五人壹人扶持づゝ下し置れ候。此れ以來毎年御改にて下され候。此度老養被下候義、前代未聞之御善政廣大之御慈悲候とて、諸人無限悦び、百五十五人之者共之内歩行叶候者は少々若松へ參り御禮申、其の外之者共は子共兄弟差越、いづれも感涙を流し難有奉存候由申候。

右の文中「御改にて被下候」の下の此度。が原文にては此庄となつて居、老。養。は。養。老。の誤ではないかと思はれるが、何れにしても意味は通る。正之は將軍家の命を啣んで師傅の大任を負つて、常に公を補佐した人であつたのみならず、公の夫人摩須子姫は正之の二女であつて、公は正しく正之に取つては其の駙馬即女婿であつたのであるから、會津の制度が加賀に移し植えられるのは極めて自然の事と見做してよいであらう。

加賀松雲公の編修者が引用した此の會津の古記録には人数が出て居るのに加賀の方にはそれが缺けて居るのは、遺憾である。しかし封録の多寡に依つて類推計算を施すならば、大抵数百人前後ではなからうかと思はれる。兩者とも降雪の多量にある地方ではあり、寒地であり、温泉に富むで居るといつたやうに自然の状態を同うする點から見ても、此の推計は滿更間違つたものではないと思ふ。

松雲公の一般民衆の高齡者に對する優遇はやがても十分に其の範圍を及ぼすこととなり、左記の如き取扱が彼等にも與へられることになつた。即ち「前田松雲公」に、

其他功勞ありて致仕したる士を厚遇し、特に之に隱居料を賜ひ、又普く五十歳以上駕籠に乗ることを許すの法を定めらる。是等も亦貴徳尙齒の旨趣に本づくが如し。

とあるのがそれである、會津金澤兩藩の制度としての養老扶持のことは此の邊に留め、次ぎは米澤藩のことを妙しく述べることにする。

五 米澤 鷹山 公

嚮頃端しなく山形縣史に就いて舊米澤藩内に施行された諸民政施設を取調べて居るうちに鷹山公の行事に觸れるやうになり、公が養老の事に一方ならず心を用ゐられたことが明白になつた。米澤藩のは時代が少し會津や金澤のとは後れ

ては居るが、其の行き方は略々同一であつて、現今歐米に行はれて居る様な社會的の意義を多分に含んで居る制度といふよりも、敬老の精神や教化的要素を具備したものであるから、其の淵源が矢張り古支那三代相傳の敬老尙齡の遺訓に基くものたるや明かである。

鷹山公の事は小學校の國定教科書にも載せてある位で、誰も其の行實の大概は承知して居るが念の爲に新版大日本人名辭書掲載のものに依り、松雲公を傳へた程度で其の小傳を一言して置く。

上杉治憲、鷹山は其の號で、重定の養子である。實は日向高鍋の藩主秋月種美の二男、直丸勝興が其前名であつた。

明和三年元服して従四位下彈正大弼に叙任し、將軍家治に謁し、片諱を賜りて治憲と改め、四年四月家を繼ぎ侍從に進む。平生學を好み、細井平洲、瀧長愷、澁井老徳等に就いて常に講讀を聞く。城下に興讓館を建て俊秀貳拾人を選びて教誨の任に當らせ、養成し得た上足——優等卒業生といふ程の意味であらう——貳拾人を拔擢して、其の郷里に差遣し民衆の教導にも、地方の風化にも當らせた。又尙武の風を隆んにする爲に、武道訓練の目的を以て武館を設立し、其の道の師範九十人を擧げて、日を期して各種の武技を教授もし、訓練もさせ、文武の兩方面から滔々たる一世の隋風逸俗を廓清するに努めたのである。そして鷹山公自らも群臣に先ちて之が實行に努め、其の手段として、藉田法を學び特に田一町餘を定め、親ら盛服して泥中に入り、以て鋤耕の範を示し、老臣以下も亦斯くの如くして、以て農民を奨勵した。安永二年老臣竹俣當綱に命じ、士民一般に糶を貯へしめ、又町奉行荻戸善政、長井高康と謀りて商人より毎年金若干を醸出せしめ、糶を購ひ貯へ、蓄積して凶荒に備へたが、同六年に至り市内川井小路裏に倉庫二棟を建てた。義倉といふのは即ち是である。

時々親しく國中を巡視し、孝子ある毎に田園を給して賑給し、俸養に遺憾なからしめた。茲に於て庶民其の徳に化し農圃を勤め、孝悌を勤め、囹圄爲に一人の囚人なきに至つたといふことである。

天明五年仕を致し、隱居して越前守と改めた。鷹山を號とするのも此の時からである。文政五年、七十七を以て逝つた。法諡は文心、元徳院が其の殿號である。明治四十一年九月從三位を追贈せらる。

藉田であるとか、義倉であるとかの制度は三代若くは古支那の遺法であつて、自ら泥中で耕作をしないまでもそれに倣つた施設をした侯伯は勿論少くはないが、三人までも高德博識且識見の超邁なる碩儒を招聘して其の意見を採納し、一代を警醒せんずる程の意氣込を以て初入部の時から「このわろは只者ではないわい」と心ある臣下に思はせた程の期待に背かず、庶民の復活更生に資する新制度を着々導入した鷹山公其人は、時代が模範的の濁悪政治の横流氾濫した際であつただけにそゞろに世人をして目を刮はせるものがあつた。

藉田とは支那の古制度で、天子自ら田地を踏躐して耕鋤し、米穀を收穫し其の得たる所を以て祖宗を祭るのをいふのである。畏れ多いことであるが、今の宮中の御田植は藉田の制に能く似通つたものである。

前にもいつた如く鷹山公は日向高鍋藩主秋月家の出ではあるが、無論御國腹でなく、且江戸の藩邸で人となつた彼には南國人に普通な境遇の特有感化があつたとはいはれない。徳川三百年の間には、誰も知る如く、津輕にも、加賀にも、會津にも、熊本にも、岡山にも大名種の鳳雛麟兒は相當に多かつたが、中に伍して少しも遜色を見ず救荒の對策は論無く、濟民恤救の諸施設を始めとし、殊に養老扶持制度の實施に一の特色を示し得た鷹山公を研究する爲には、秋月家の血統調べからして取り懸りたい氣持もする。

しかし差當つた處では、信憑の置ける典籍として詳密精細に公の一代を傳へるものに、

池田成章氏纂 鷹山公世紀

甘糟繼成氏輯 鷹山公偉績錄

の二著がある。

殊に後者は明治十一年五月

叙慮且御いさぎ被遊

との難有き御沙汰の下に上杉伯爵家より 明治天皇陛下へ獻上に相成つた名譽の文獻であつて、鷹山公の行事を研究するものに在つては、鷹山公世紀と共に一日と雖坐右に缺くべからざるものである。

六 米澤藩の養老扶持制度

以下鷹山公の養老扶持制度に言及しやう。

鷹山公世紀卷五安永六年九月十四日の記事に

今歳豊穰諸役人に餅酒を賜ふ

とあり、それに續いて十一月六日の條に、

「九十歳以上の老人を召し親しく養老の典を舉行せらる。諸士は御城に召し、御中之間口まで駕籠を免され、表御座敷に於て御對顔あり、公及重定公御二之間に出御、老人を御四之間に召し、御近習頭披露御懇の御意を賜ひ、兩公尙御三之間に下りて親しく御對話あり、公より時服一、重定公より金百匹を賜ひ、又其席にて御料理を賜ふ。君公の御前に拘らず、老人の心を安んずる爲とて其の介抱より御料理、拜服の給仕まで各自の子孫、婦、娘をして常の如く取扱はしめらる。町在の分は代官所に召し、兩公御列座其の式諸士に異なることなし。但時服を廢し、米三俵を賜ふ。公親しく

朱頂自全千歳壽

の七字を大書し、大廣間の床に掲げ、其壽を祝せらる。士民合せて貳拾貳人なり。

爾後度々老人を勞することの心ならずとて、諸士は其の組頭、百姓は村長、商家は檢斷をして其の家に就いて賜はる。當初は年末に式を行はれしも、朝夕を計らざる老人其の年死して賜物に洩れんことを氣遣はれ、正月元日を例日と定め、諸式に先立ちて第一に是を行ひ、諸士は時服と一人口、町在は扶持米一人口を賜ふの恒例となれり。」

鷹山公世紀の記者は以上の記事に附記して左の如く言つて居る。
公老人の子孫が親しく父祖に事ふる様を見て欣羨せられ、若し此の有様を見ずば大名は只斯るものと安んじ、遂に孝養の道を知らずに過ぐべかりし、御殿の隔りて朝夕に事へ難きこそ遺憾なれ、責めては御招請の時ばかりも自らの心を盡すべしとて、重定公の辭せらるゝを強いて願はせられ、是日よりして御自身に給仕し進ぜらる。

とあり、この記事に依れば、
初めて此の大典に與かりし九十歳以上の老人は士民併せて都合二十二二人なりしこと。
賜物に士民の別ありしこと。

爾後毎年の恒例となりしこと。即一の制度となりしこと。

上下平等、士民の別無く、鷹山公及隱居重定公が共に親しくその式に與りし給ひしこと。

が分明である。同様の記事が鷹山公偉績録卷の十三にも出で、居るが、此の方には「九十以上老人御手當」といふ標頭が附いて居て、大同小異ではあるが、多少の趣の變つた處もある。即ち、

九十以上の老人を召して養老の禮行はせ給ひしは安永六年の事なり。諸士は御城へ召され御中の間口まで駕籠を免され、御座の間へ召して逢はせらる。公御父重定公と御二之間に列座ましまし、老人共を御四之間まで召され、御小姓頭御取合はせあり御懇の御意下り、猶御三之間へ下らせ給ひ、何彼と親しき御尋ねあり、公より御時服賜はり、重定公より金子賜はり其の席にて御料理賜はる。此時も臨ませ給ひ、御勞はり御意いと御懇なり。御前と雖、其の取扱の

常に變らぬ様にとの御痛はりにて子、子共の内付き添はすべき由、御料理、拜服の給仕も、子、子共にさすべしとの御事にて、或は子、或は孫、或は嫁、娘など各二三人づゝ付き添はせて、常の如く給仕し扱はせ給へり。斯かりしかば此の御席に侍りて親しく見し人はいふにや及ぶ。聞きける人々老をば安んずべし、父母には能く事ふべしと既往を悔み、未來を勤むる心起さぬはあらず。

さて此の禮は特に諸士のみにあらず、町在の老人をば代官所に召され、御父子様御列座にて其禮行はせらるゝ事大抵前に同じ。只時服賜はりしを米に換へられしまでなり。年々召して逢はせらるべきことなれども、寒き折老人を遙々召さるゝは御心なき事なりと思し召し、以後は其の家に就いて賜はるべしとて、其の後藩士には其の頭を以て賜はり、百姓には村長の者をして其の家々に就いて賜はることゝはなりぬ。初めは冬の末に賜はりしが、朝夕を計り難き老人なれば、もしも、其の年死して賜に洩るゝ者のあらんかとの淺からぬ御沙汰にて春早く賜はることゝなれり。是の後正月元日御例として九十以上の老人は諸士へは時服と養老米一人扶持づゝ町在及び御預所の者へは養老米ばかり年々賜はる。明和七年八月公赤湯へ御入浴遊ばされし折新田村に九十五歳の老人ありと聞かせられ、御野合の序に其の家へ立ち寄りせられ、御直きに昔咄杯御尋ね遊ばされて御顔前にて御酒下され、又御祝ひとして、扇子、御樽肴下されき。これ老人居宅へ御枉駕の初にて以後御野合御先きにて折々かゝる御事ありけりとぞ（翹楚編、南亭餘韻附尾）赤湯入浴の砌り古老親見の記事は鷹山公の常日頃の用意の程が顯はれて居て公が養老扶持制度實施の精神も偲ばれるのである。安永六年は公入國以來の八年目に相當し、公が二十七歳の時の事である。

老人共御夜話の事

と題する一條があつて、左の逸話一節を傳へて居る。

御年若にましましながら、老人を寵せられしは齡を尊び給ふこと淺からず、古りにし事など尋ね問ひ給はん爲なるべし。いつも御在國の時は近習外様の差別なく年老ひて其の人柄も相應なる、何れに勝れたるなど聞ゆる老人をば御夜話として召させられ、口に適へる御夜食の御設けより、菓子、茶、酒などの御もてなしありて話させ給ひしなり。召させられし老人多き中にも、新屋長藏、國の故事を能く識り、岩瀬滿養、地の理に委しく、穴澤杏齋、經史の學に通じ、笠原有兵衛善く家を治め、關口東嶺、和歌を善くし、吉田一武、武藝に達し、鳳臺寺鐵心、書を能くする等最も異能ある者なり。其の御取扱の渥き事限りなく、極老の者へは駕籠を下されて召させられしとなり。

(魁楚編、平洲小語、鶴城叢譚)

とあるが、尙世紀卷八寛政元年二月二十六日の條下には、

重定公七十の賀に付御家中七十以上の者へ御祝として御樽を給ふ。男女總人員七百參拾八人。

とある。是は一般民に及んだ譯ではないが、公の意の常に養老尙齒に存することは分るであらう。超へて文政三年二月二十日鷹山公が古稀の賀を擧げさせらるゝや、御部屋御豊の方も亦八十の高齡に達したので、壽宴を餐霞館に開かせられ、御子息治廣公より鳩の御杖、毛織御羽織、同齊定公より眞綿五十把を公に、御部屋へは小判三十枚其他烏臺、御祝ひの印等様々進ぜられ、御嘶子の催あり、遠近の御方々來館終日歡を盡くされた記事があつて、其の末に

是日御領内士民の年七十以上の者に御祝として各々御樽三升を給ふ。總人員四千五百六十人。

といふ記事がある。是等に何れも人員の記載があるのは頗る有益で、他領の老人數を推計する好材料となる。即ち、三回に亘る養老典の記事に於て、

九十以上のものは (四民を通じて) 二十二

七十同

(家臣のみ) 七百參拾八人

同 同

(四民を通じて) 四千五百六十人

であつたことが譯る、尤も七十以上のもの人數は兩者其の時を同うするものでないことは知らねばならぬ。

以上の記事は何れも時に取つての催しの其の場限りのものであるが、鷹山公偉績錄卷五政教編中に、

老幼窮民御惠恤の事

と題する一節があつて、其の寛政四年十一月條下に、

老幼の養ひ窮民の御世話は御仁政の本なりとて、新に命令あり。左の如し。

一、年老ひたる者をば心を用ひ、力を盡して大事に取扱ふべき事也。仍つて七十以上の者には村方申合せ、孰れも勞はり、手當してやるべし。九十以上に至つては又格別の心遣ひあるべし。九十以上の者へは一人御扶持を下さるべく候

とある。遺憾なのは、七十以上の者は村方申合せ手當をしてやれとばかりで、何んな手當なのか、具體的の記述がないから明確なつかまへ所がないのである。しかし七十以上の者に在つては町村在々で世話し、九十以上のものは領主の方で之を負擔するといふ原則は頗る要領を得たやり方であつて、何處かに直江山城守的經濟制度の香りが漂ふやうである。是と關連して直接老人とは交渉はないが、幼者、未婚の壯丁、多産多子の家庭に對しても、種々助成の沙汰があつたことは注意に値する。無論當時のこととして西洋諸國のやり方が分る筈はないのであるから、荏戸、竹原等老臣の思案に基いたものであらう。養老年金と關連して必ず不具廢疾者失業者、無業者の扶養にも之を及ぼす今日の情態も思ひ合される次第であるから、爰に併記して參照に資することとする。

一 幼稚のものは父母の慈しみにあらざれば成長を得がたし。仍つて十五歳以下の子五人持ちたらん者へは末子五歳

まで一人御扶持を下さるべく候。

一 妻持たん年齢に妻なく、夫あらん年ばへに夫無き者あらんに村方心遣ひし、女はせてやるべし。

但し其の父田畑少きとか、又は家内夫婦多にて婿を取り、娘を取ることなり難き者あらんには遠近在割地等の内を渡すとか、或は荒野開發をなさしめて別家となすべき仕方もあるべし。かゝる者には家作料下され、三ヶ年の貢御免なさるべく候。

右に付尙又郡奉行をして、村役の者共懇に申合はせて、男は十七より二十日までの内、女は十四より十七までの内に、匹偶を取り結ばせ、嫁娶の後れざる様致すべき旨諭さしめられ、且、極貧の者へは時服代として三貫文づゝ御恵借あり、又五人子扶持の儀はたとひ五人の内他へ嫁娶に遣はし、又死滅致し候共、末子五歳になるまでは屹と下さるべき旨定めらる。尤も町家へも同様町奉行をして達せしめられ、永く御國の規則となし給ふ。

(郷村手引御式目)

舊きを温ねて新しきを知るは、我等の一つの仕事である同事に、至樂とする所であるが、我が社會事業史上に鷹山公のあつたことは養老年金制度實施の上に心強い史的根據を與へられた氣分が湧くのである。

七 松雲公の側面

人物のよしあし、小大が事の凡べてを決するのではないが、英國に於ける養老年金制度の本末終始を知らうとするならば、一方に之を實現させた社會情勢を詳かにすると共に、他方に之が研究に精根を費し、あれだけの大著を完成し、死して而して一毫も怨みざるの態があつたチャアルス・ブウスの人物を明かに心得て居ることが必要であらう。敢て養老制度のみではない。民衆の爲に其の智徳の發達を沮害し、福祉の享受を拒否しやうとする非社會的原因の芟除に

懸命の努力を拂つた者に對しては我等は常にそういふ態度を持つて居なければならぬ。

加賀大聖寺の本草家であつて施與陰徳の行爲に富み、仁人として其の名の一代に高かつた東岩先生大田玄覺の季子と生れ、刻苦研鑽、京都に於ては皆川洪園、江戸に於ては山本北山に業を受けて、遂に意に滿たず、轉じて博學洽聞其名關東に高かつた幕府の侍臣多岐桂山に就いて業を修め、終に一世の鴻儒となつた大田錦城は其の著書梧窓漫筆拾遺の中に、種々松雲公の逸事を記録して、公の人となりを稱揚したが、其の何れもが松雲公のプロフヒールを描けるものとして公に對する我等の關心を深うする有益の記事であるから以下之を抄出する。

「吾藩の先公宰相綱紀卿が御前にて中庸の性道教の一節を講じ給ふ事は木下順庵が錦里文集、加賀管侯奉旨進講中庸記に詳かなり。元錄五年壬申六月三日の事なり。

綱紀卿の五十歳の正月に醫者共を召されて、養生の第一は何ぞと問ひ給ふ。醫者共僉一同に、房事を謹むを攝養の第一と存する旨を申したり。綱紀卿の仰せに、「吾も左様に思ふなり。吾今年五十なり。此以後は房事を斷ずべし」とて、五十以後は奥へ入り給はず。如此の修養ゆえ、在位七十九年、壽八十二歳にて薨じ給へりと。是吾が先老東岩府君の物語なり。

綱紀卿は、先公陽廣院光高君の早世し給ふ故、三歳にて家督を承け嗣ぎ給へり。實に正保二年にて大猷院殿の御時なり。是より嚴有院殿の三十年を経て、又常憲院殿の御榮華をも見果て、文照院殿、有章院殿の御二代、天下の正統の斷絶して有徳院殿の紀州より入りて、大統を嗣ぎ給へるを見て、享保九年に薨し給へり。仙家の七代の孫に逢ふなどいふに比すべきか。さて周公の無逸に殷の中宗帝大戊の在位の長きを稱美して、七十五年とあり。夫にも優り給へり。まして秦漢以後には、在位五十年を越えたるは、漢武一人なり。近代清朝の康熙乾隆六十年の在位は、三代以後是なき偉事なり。夫れにも十九年まし給へり。天の大徳に報ずるの偶然ならざるを知れり。

昔漢書を読みたるに、漢の宗室に在位の長き人ありたるを覺ゆ。夫れも吾が松雲公には及ばざるか。

綱紀卿は文武の二道に練達の御方にて一時の名士を召し抱へられたり。木下順庵、室鳩巢、稻生若水の類是なり。新井白石も召し抱へらるべきを、岡島忠四郎と云へるものに譲りたること白石の折焚く柴の記に詳なり。鳩巢は十四歳の時只者ならざることを知り給ひて召し抱へられたり。順庵は常憲院殿御代に、江戸へ辟めされ、鳩巢は文照院殿御代に江戸へ辟めさる。當代の學問文章は加賀を盛とすること見るべし。さるが故に四五十年前までの學者、此卿の御事を加賀の綱紀、加賀の松雲院と云ひ、知らぬものなかりしに、近來の學者は浮華にのみ走りて、此卿の御事も知るもの多からず。

光圀中納言、學を好み給ひて、多く書を集め藏し給ふ。其の後大日本史を撰修し給ふ故、殊に國書を多く集め給ひて、藏書の富盛なること一時の冠冕なりと云ふ。されども華本の多きことは綱紀宰相の集め藏し給へるには遠く及ばざりしと。水戸の箕塚吉田坦藏の物語なり。(華本、漢書のこと、筆者)

水戸の史館彰考館には綱紀卿の御直書の手簡多くあり。皆水戸の御家臣の名當にて恭遜の御事なり。多くは書籍を御貸し借りの簡牘なり。其の内黄門卿へ書を借し給へる手牘に「此書は當時借り寫せる時、他見致すまじき約束にて借りたる書なれど、御懇望故無據入御覽候事なり。故に一日御借し可申、二日とは相成り不申」と云ふことありと故の史館總裁翠軒老人立原萬の物語なり。

綱紀卿を生み給へる清泰院と申し、は大猷院殿の御養女にて實は水戸の頼房中納言の御子なり。されば光圀卿と綱紀卿は舅姪にておはしますに、共に學を好み給ふ故、殊に御親み深かりけるにや。

近藤登之助は、一代の俠者にて大小の神祇組と云へる其の一人にや。其の徒と河合又五郎をかくまひて、大なる騒動を起し、事世人の知る所なり。綱紀卿の御若年の時にや、登之助家僕を放し打（放し囚人を打ちはなすこと）にせんとて打ち損じ、家僕は本藩邸

の門内へ逃げ入りたり。兩度まで使者を以て歸し給はるべき旨を申し入れたれども、綱紀卿の御答に、此方屋敷を憑もしく存じ候ひて駈け込みたるものに候へば指し出し候事は致す間敷候。御宥免候ふべしとなり。三度目に登之助自身にて來り申すは拙者小身者の家僕を大國の太守の左程までに御憐愍被下候は忝なき御事なり。さて此小者（この）も、大國の太守の左までに御憐愍を蒙りしは冥加の者に候へば、此以後は士に仕り、召し仕ふべし。御歸し可被下との事なり。綱紀卿も左様の事に候はゞ歸し遣すべしとて歸し給へり。さて登之助右の家僕を己の家敷内にて縛り、本藩の火の見より能く見おろす處へ引き居（す）えて首を打ち落せり。綱紀卿此の事を聞き召されて、以ての外に怒り給ひ、惡（にく）き登之助の振舞や、小身者に欺かれては一分立ち難し。さらば登之助を打ち取るべしと下知し給ひ、在邸の諸士、諸卒に命じて甲冑を被り、南の門の内に群集す。今一相圖にて南門を開きて打ち出でんとひしめきけり。光圀公追分の御屋敷に居給ひしが、本藩邸中の騒動せるを聞き給ひて、何か加賀屋敷は騒動するが、見て來るべしと昵近の人に仰せ付けらる。其の人馳せ歸り、何かは不存、加賀屋敷の内、馬、物具の普仕り候と申上ぐる。光圀公さればこゝと鞍を置き給ふ暇なく、裸馬に打ち跨り、加賀の屋敷へ駈せ込み給へば綱紀卿六具を固め、將机に腰かけ、采幣を把りて指揮し給ふ體を見て、馬より飛び下り、是は加賀守殿には物に狂ひ給ひしか。如何なる事にてかくはし給ふぞと御尋なり。其時綱紀卿登之助の不埒を逐一に仰せられて、此趣に候間只今人數を差し遣し登之助を打ち取り可申と仰せらる。光圀公の仰せに、夫れは以ての外の僻事なり。登之助は小身の事なり、御自身手を下さるべきものに非ず。縦ひ打取られたりとも大國の太守の小身ものを打ち取ること武勇にも候はず、拙者へ御所存を仰せ聞され候へば御本丸へ申し上げ、登之助事は縛り首にも切腹にも自由に可相成事に候へば、今日の御企は、強ひて思し召し止り可然と仰せられたり。此理に屈伏し給ひけん、綱紀卿頭を低れて、暫時黙し給ひたり。やゝありて仰せられ候は、此れは加賀守が誤りにて御座候、登之助を打ち取ること仰せに従ひ思ひ止まり申すべしとなり。光圀公も大に御喜悅にて、さらば

思し召すまゝを不包に御語り候へ。御本丸へ申し上げ、如何様とも取り計ふべしとなり。綱紀卿の仰せに、此の上は何の所存も候はず、筒様の事の出来するも、登之助の門と拙者の門と相向ひ合ひ候より事起れば、此以後は彼が屋敷の門を、此方へ不向様に御取り計らひ可被下となり。光圀公それは易き御願なりとて仰せ上げられ登之助の門は北の大通りに明けずして、南の隠屈なる所に明けたり。今に登之助の表門は傘谷の方に附けたるは此時よりの事なりと、是も吉田垣藏の物語なり。虚實は不知、面白き物語にて、今の世の屏柔なる風習とは事替りたること故、記録して傳ふるのみ。

綱紀の社會事業、民衆生活の維持向上策等の認められたるは、恐らく井上友一博士の救済制度要義以來の事なれども、日本の養老扶持制度に先鞭を着けたる彼綱紀の半面には壯年時代に於ける遅拙かくの如きものありしを知るものは少ないであらう。錦城はよい事に着目し、よい事を書き留め置いたものである。

八 徳島に見出されたる養老に関する文書

阿波の國徳島の城下は即ち今の所謂徳島縣徳島市であつて、そのかみの蓬庵蜂須賀家政即采配採つては大闇の臣下に一人として引けを取らなかつた大名其の人の子孫が二十五萬石の提封を宰領して、會津からは大きく、加賀からは四分の一の領土に永く安住した處である。地方の特産に藍玉あり、砂糖あり、鹽あり、阿波縮みありて、外様大名として生産方面には豊饒富貴を以て其の名の聞えた藩であつた。

大正四年十一月 大正天皇が御即位の盛儀を挙げさせ給ふた際、其の記念の爲にと當時の縣知事末松偕一郎氏は民政資料展覽會を開催し、縣下の各地よりあらゆる資料を蒐集して展覧に供し、御大典奉祝協賛委員會を設置して資料の編纂を行はせ、總出品點數四千八百餘點を整理して翌大正五年三月に至り上中下三卷に分ちて印刷に付し、廣く之を公刊す

ることになつたのである。古くは南北朝室町時代より廢藩の際に至るまで前後六百有餘年に亘る文書を蒐集したものであつて、貴重なものは無論尠しとはしないが、遺憾の事には治安、風俗、救恤、恩賞等の社會事相や福祉施設に關係するものは割合にすくなく、僅に五六十篇足らずのものである。其の中に救恤の分類に屬するものゝ中に

高齢者取調指出方達書

といふのがある。數に於ては僅に一篇ではあるが、それに依つて當徳島にも養老制度施行の事があつたことだけは明白である。但し是が果して實施の緒に就いて居たものであるか否か不明であるのは残念である。且年次も午とある丈だけで、其の年號を詳にするに由ないが、種々文例、用語等を比較して色々に調査した結果、本文書は明治三年庚午のものであることだけは判明した。して見ると本文書に養老典御施行とあるのは徳川時代に本藩が施行した其の例を追ふて執り行ふといふのか、更始一新後の新制として養老典を實施するといふのか判明しないが、廢藩置縣の發令がまだ出なかつた、舊藩時代とも附かず、維新政府確立時代とも附かない頃の計畫を筆に上ぼせたものであることだけは確かである。それにしても、會津、米澤、金澤何れに在つても、養老の恩典に俗し得るものゝ年齢は九十歳としてあるのに徳島に限り之を八十八歳即米壽の年に引上げたのは何の理由か頗る興味がある。其の本文は、

高齢者取調差出方達書

(徳島市森政一氏所藏)

市郷共八十八歳以上之者兼而養老典御施行相成候へ共來未年より更に御評議の品も有之候に就ては百歳以上は勿論八十八歳以上の者村町無遺漏取調の上來正月十日迄に郡中は大里長、市中は大年寄手許へ取都可被差出候也
但従前名面申出に相成候内死亡之者も可有之ニ付夫々取調の上可申出候也

十二月十四日

北 民 政 掛

大 年 寄 中

右之通御布告被仰付候條丁々取調來る正月五日迄に拙宅へ可被差出且廻濟より可被差戻候也

森 直 次 郎 印

六 番 組 丁 々 年 寄 中

右御布告奉長候

二 丁 目 年 寄

米 津 源 兵 衛 印

一 丁 目 年 寄 補

山 口 友 吉 "

古 物 町

後 藤 利 兵 衛 "

大 工 町 三 丁 目

金 澤 久 次 郎 "

二 軒 屋 町 年 寄

富 藤 宅 兵 衛 "

第 四 章

我が國に高齢者保全の新制度を移入する其の前に

一 社會問題の對象としての老人

宋の文天祥の筆であるといふ忠孝二字の石刷は廣く我が國に行はれ、學校若くは箇人の家の床の間に軸物として懸けてあるのが今に能く見受けられる。徳川期に於ける偉大の社會事業人の一人であつた白河樂翁公にも其の七十一歳の時即ち文政十一年戊子つものまねの年に自身筆を執つてもせられた同じ忠孝二字の書がある。さすがは樂翁公のものだけあつて生氣潑刺、墨色飛動、絶えて老筆の狀がない。其の複製が最近財團法人樂翁翁遺徳顯彰會より發刊された澁澤子爵藏版の樂翁公傳に載せてあるから、志のある方々は御覽になるのも宜しからうと考へる。

文天祥は忠孝兩全の名士で、今の支那の將領の様に部下の將士を陣後に委棄して逃げ出したり、徒にデマ宣傳ばかりやつて一時の勝ちを糊塗する如きことはしなかつた。従つて自己が筆にした忠の字の下へは

上事於君 下交於友 内外一誠 終能長久

(上、君に事へまつり、下、友に交るに、内外(共に)一誠ならば、終に能く長久たらん)

と註文を加へ、孝の字の下へは同じやうに

敬父如天 敬母如地 汝之子孫 亦復如是

(父を敬ふことは(天を敬ふこと)の如く、母を敬ふことも地を(敬ふが)如くし、汝の子も孫も亦た復た是くの如く

ならしめよ)

七〇

と書いたのである。我が日本は姑く置く。支那は上古から教は忠孝に限ることを主唱し初めた本家本元でありながら、兎角其の實行が懈怠勝に流れ、宋末には殊に其の風が甚しかつたのを慷慨して筆端に所信を托したのが宋の名臣の随一と唱はれた文天祥の心事であつたのであらう。老人といふは我が家庭から見れば我が家の父であり母であるのであるから、孝行の教の能く實行されて居る郷土ならば君主や政府が直接手を出さずとも養老の事などは其の實績が擧る筈である。西洋には見當らず、そして日本にはあり餘る程あるものは孝といふ倫理觀念である。我が國では從來英譯する場合に孝に Filial Piety といふ字を當てがひ又、「孝行」をするとそのを discharge filial duty などと譯し、佛語の方では「爾臣民父母に孝に」とある教育勅語の本文を Vous, Nos sujets, soyez fils pieux. としてはあるが、西洋人同志の日常の會話や訓戒に Filial Piety などといふことが言ひ交はされたことは、自分の如き十有餘年を外地に過して居つたもので、一度も聞いたことはない。つまり言葉はあるが、事實がないのである。

であるから、家族の構成分子の中に我が家の老人即父母といふものは全然這入つて居ない。よしや這入つて居ても、生産能力を失つた家族の荷厄介物に過ぎないので、そつといふ見方ばかりから失業者の救済同様の心持で彼等の措置を講じやうとする傾向が泰西の社會に強いのは致し方もない次第である。

今から十年ばかり前のことになるが、ボストン大學の教授で社會學殊に家族問題、家庭問題を専攻して居たエルネスト・グロウヴ博士 (Professor Ernest R. Groves) が、家族の社會的諸問題 Social Problems of the Family を著されたと聞いて、自分も多少かゝる方面には關心を持つて居つたし、ボストン大學はバウン博士以來の昔馴染でもあつたしするので、早速一本を求めて熟讀したのであつたが、所謂博士が問題として力を注がれた方面は、左記の如きものである。

一 家族といふことの社會的意義

- 一 家族といふもの、原始的状態
 - 一 家族の存在と組織との必要下に在る人間生活
 - 一 家族的の生活に及ぼす經濟的影響
 - 一 家庭生活の發展充實を抑制された家族
 - 一 求婚、春機發動及成婚等に關する諸現象
 - 一 家族構成の理想と兩立し得ざる男女の同棲生活
 - 一 結婚生活破綻の諸現象、離縁、夫妻の別居及妻子の遺棄
 - 一 家庭の離散、分解、瓦崩及それ等が持ち來す社會的影響
 - 一 家族生活に對する近代的の觀方並批判
 - 一 間違へる家族生活の矯弊及是正
 - 一 兒童と父母の關係
- 是の最後の問題は原語でいへば乳幼兒、學童及彼等の保護者としての父母に對する諸問題を取扱つたものであつて、決して廣い意味での老人迄を含めた親子關係まで及んで居ない。是は教授が本問題練習の目的を以て本書の末尾に掲げた標目を一覽すれば直ぐ判明すること、念の爲めに左に掲載することにする。
- 一 小學教育に顯はれたる家庭問題取扱の著しい變容
 - 一 家庭生活の維持及其の存続に對して教育の持つ全面的の協力助成及援護
 - 一 容易に衝動に驅らるゝ兒童の生活
 - 一 兒童發達の停止、固滯、癡着の諸現象及其措置

七一

一 獨子を有する家庭の危険

一 異常なる優越疾視の觀念が家族生活に及ぼす悪影響

兒童と父母の關係に次いでグロウヴ博士は、家族生活に關する幾多の社會問題と題して劣等惡質の兒童の發生、オクタビヤ・ヒル女史の住宅改善事業、農村若しくは邊鄙の地方に於ける不良住宅、紐育市に於ける住宅問題、自動車が住宅の領有保持に及ぼす各種の影響、隣保事業と間借生活者、米國社會衛生協會の實施事業、精神衛生運動、投胎制限の目的に供用さるゝ藥劑の最近の進歩等を論じて居るが、自分の考へとは違つて老人問題の發生を重要なる社會問題の中へ含めなかつたのは私見に依れば、博士の觀察が至らないのでは毫しも無く、文天祥の人物や彼の忠孝の文字などは眼にだに入らず、明治天皇の聖旨に依りて公私學校は勿論社會生活其の者の中に迄浸潤して國民教育の根幹となつて居る教育勅語の存在などは夢想だもしない米國に生れた學者のことゝて致し方もないことである。

家族の保存維持

を、最後に本書の大詰として、

教育及家族に關する諸考察

を論述して、本著を終つて居る。

かくいへば、グロウヴ教授に關する限りに於てはそうであらうが、家族問題を取扱つたのは彼教授のみの事では無論あるまい、教授以外の人の著書は果して何うであらうといふ疑問には是非共逢着する譯ではあるが、自分が老人問題を取扱ふことの必要から調べた數冊の書物よりいへば、それ等の全部は大率グロウヴ教授と其の軌を一つにし、敬老尙齒といふ禮節上の約束や孝養といふ倫理的立場から出發して高齢者處遇の問題を取扱はうなどとしたものは一人もないこ

とを確言もし又、斷言することも出来る。成程、養老といふことを英譯すれば前にもうつた通り、*The Care of Aged* となる。獨逸語でも、佛蘭西語でもそれを通じるから、譯字はそれでよいといふことになつても、其の意義内容は全然違つて居るから西洋傳來の語では本統にそれを顯はし得ない。内田遠湖氏であつたと記憶する、莊子を英譯した外人の中に内篇逍遙遊中に見える陽炎、絲遊を意味する野馬を文字通り野に狂ふ駒 *A wild horse* と譯して在るのを見て、覺えず噴飯したと談られたが、孝に於ける *Filial Piety* も、養老に於ける *The Care of Aged* も多分に同じ趣きが認められると自分は思ふ。日本に於ける養老を奨励せさせ給ふ詔勅は今より約千五十年の昔桓武天皇の延暦六年春三月に下し賜はつたのがある、既に續日本紀卷之第三十九に明文もあるのであるから、其の内容の詳細に關する仰せ言と共に、少しく國史に心得のある諸人の知つて居る所とは信するが、歐米の列強が *The Care of Aged* を言ひ出したのは近代産業の犠牲者の始末が識者の心頭に上り來つた十九世紀の中葉で、之を云爲し始めたのは毎々申す如く例の回船問屋の親方で相當のブルジョアとも見らるべきチャアルス・ブウスが出てからのことであるから、櫻咲く大和島根、しき浪の打ち寄する大八洲は、外のことは兎も角も、養老の一事にかけては先輩であり、先進であることの名譽を荷つて居る譯けである。であるからには延暦以後にも毎々養老の仰せ言があり、養老の瀧が迸り始め、養老の年號が出来、養老の謠が成立し、翁、媪の能面が打たれ、下つて徳川紀に在つては會津加賀兩藩、米澤藩徳島藩に於ては養老扶持の制度が成り立ち、龜井伯爵家を藩主とした舊津和野藩では養老の二字を以て藩學に命名した程である。

我が國は現に時局の急需に應じて、經世安民の國策を樹立し民衆も生活の安定を企圖する必要から色々の養老扶持の制度を洋の内外に亘つて研究調査することは必要であらうが、心すべき一事は、棉花をアメリカ、埃及、印度に求め、羊毛を濠洲に購ひ、石油を露西亞、アメリカから舶載すると同一般の態度を取ることは出来ぬ。従つて之が研究の初めに當つては、何事を措いても敬老尙齒の床しい風俗の流れ絶えせぬ我が國に於ては從來老人の生活を保障する措置は何

うして居つたのか、百事に舊習古風が廢滅し行き、新しい風俗習慣がめまぐるしい迄に採り入れられる今日老人に對する考へが何んな變りを見せ、何んな傾向を示して居るのか、若し歐米列強の殆ど凡べてが實施せざる處とはなき高齡者保險制度、養老年金(強制制度のものたる否などを問はず)、等の制度を採り入れんとする必要があるとせば、我が國在來の遺風遺習(疑ひもなくそれは大に變化もし、破壊もして居ようが)へ、何ういふ工合に融合させ、調和させるべきであらうか。それには又そこに摩擦はないか、衝突はないかといふことまで十分に、且周到に考慮する必要があるのであらう。

二 グロウプ博士に依る老人觀

前節にグロウプ博士の「家族の社會的諸問題」を例に取りて其の著書が老人といふものに家族構成上の重要素としての關心を拂つて居ないやうに見受けられることを指摘したのであるが、さりとてグロウプ博士が彼の著書中に全然一言半句をも費さなかつたといふのではない。老人に對する西洋人一般の通念をグロウプ博士一人に代表させるといふ意味では尙更ないが、家族の問題に關する限りに於て、筆者が平生彼に親炙して居る關係上、著書全體の紙數の分量から見ても其の何百分の一にすらも當つては居ないが、

家族問題の對象としての老人

の一節を譯出して見やう。

★

近代生活の諸情勢が大變化をした實證は家庭生活の上によく現はれて居る。そうして其の最も著しいのは老人だとか、幼年だとかいふ經濟生活の能力を欠いて居る人々の身の上である。家屋の構造は廣くて大きいから、小さくて狭

くなり、田舎に居つて瘦せても枯れても生産的勞作に従事して居たものが單なる都市の消費階級に移行轉落したり、動作、衣服、及其他の社會的作法が急激に百八十度の大回轉をしたりすることが一家庭内に於ける少壯男女と已に斑白、皺面の老人の仲間入をした兩親との間に踏み躪えることの出来ない溝渠を作つてしまつた。子供はあゝすべし、かうすべからずと主張する老人一流の抱懷やマンネリズムの外の何物でもない意見やは現時代に生きる少青年男女の不滿を惹起し、其の甚だしきに至つては兩者の間に偏執憎惡の感情さへ醸成されるやうになる。社會的にも經濟的にも一家の荷厄介に過ぎざる老人其物はよしやそれが腹を痛めて生んで、そして育て、呉れた大恩のある親であつても娛樂の隨喜者であり、享樂の渴仰者であり、自由自在に自家満足の天翔ける羽ばたきの欲求に余念の無い若人の燃えるやうな眼からは小五月蠅い、そして一日一日其の程度の増長する老惚れの外の何物でもあり得ないのである。

北米合衆國聯邦中には卑族親に依る扶養を得られない老人保護の目的を以て州法制定の意志を有するものもないではないが、立法者側にはそれ相應な立法者の意見もあり、容易に其の實現を望み得ぬ現狀に在る。此の頃マサチューセツツ州裁判所に提出された老人遺棄訴訟の事件などを見ると、老人保護法制定の必要は遺憾なく認められて居るのである。事件はかうである。

男女の成年期に達した子供は居るには居るが、兩人共揃ひも揃つて母たる老婦人の扶養は一向に顧みぬ。男の子の方ではもし私が母を家庭に引取るといへば折角一緒になつた最愛の妻が眞平御免と逃げ出すであらうから、出来ない相談だとがんばる。出廷して傍に居る妻なる女は、全く以てそれに相違ない。其の理由は彼の女が家内に於ける風波の攪起者であり、低氣壓其の物である以上は、よしや、それが亭主の母親であらうが、一日半刻たりとも同棲などは眞平御免と斷言する。妹か姉かは不分明ではあるが、女の子の方は自分の家とても未だないことであるから、引取らうにも母は引取れぬと主張して是亦實母の扶養といふことについては些も考慮の余地を與へることをせぬ。結局男子は母への仕送

り金の若干を負担することを承諾はしたもので、それだけでは雀の涙程の少額で何ともしやうがなく、結局関係者数名が各自何十時間を法廷に費すに止まつただけで何等の成果を得るに至らなかつたが、此の如きは敢てマッサチュウセツ州に限つたことではないのである。

此の如き場合が頻發するのは老人其の人の爲には氣の毒千萬ではあるが、老人が時としては——無論心あつての事ではないが——少額収入に衣食する家族を重壓し、結局生活を分散する爲の一因子となるのは、余儀なくも、亦悲しむべき時勢である。中には老人の爲よかれかしと焦慮した擧句あたら將來の望みを持つ若人達^{わがこ}が其の犠牲となつて前途を誤るものも少くない。近代醫學の進歩は實に結構ではあるが、一面には生産的經濟的の方面には些しの生存價値を見出さない老人連を命ち長からしめて、却つて徒らに彼等扶養の責任ある家族の重荷たり、試練たるに止らしむる結果となる。これも亦己むを得ないことかも知れぬ。

前の例とは全然反對ではあるが、男女何れにせよ、老人が多少の蓄積あるを奇貨とし財布の紐の伸び縮みを固に使つて、少壯男女が全然關心を持たざる、又持ち得ざる種々の習慣、風習等の微が生えたやうな事柄の實施を強制するのを屢見受ける。かゝる不自然の家族の仕來^{しきた}りを押付けられる結果は一方には辛抱の無理強となり、不正直となり、過度の心神緊張となり、愛情の喪失となり、他方には猜疑となり、横暴となり、家庭の爲に好ましくならぬ且悲しむべき影響を與へることとなる。

最近に於ける科學の進歩は人壽をして長からしむる結果となり、人口の構成上老人の總人口に對する比は近年著しき増嵩を見たことは明白なる事實であるから、善くも悪くも老人と家族との交渉問題は日にまし月にまし、多數となる傾向にあることは覺悟して居らねばなるまい。家族的の拘束も老人への氣兼ね日に薄く且弱くなり行く傾向は目に見えて著しくなり行き何事にも自家欲望の満足のみを追求する現下の世情に在つては、家族内に於ける老人扶養の問題

は、何れの家族にあつても、あらゆる意味に於て其の重要性を加へ、且激増の一途を辿るものと見て差支ないと信ずる。

★

グロウプ博士の記述は此處で終つて居る。そして頗る其の要を得て居ると考へられる。萬事に於て社會情勢が世界の至る所に同一若しくは似寄りの軌道に乗りかゝつて疾轉しつゝある今日の事であるから、アメリカでの評論は即ちエウロツパの評論で、日本と雖蓋し其の適用を免れることは出来ないかも知れぬ。免れない處ではない、そつくり其の儘移して以て我が國に適用すべきものもあるには違ひないが、一國の最高裁判所に假にも親と子と名の付くものが對決して、それでも扶養の決定を見るに至らなかつた場合を例に執つて、それだから養老年金法を施行する外に方法があるまいといふ結論は、將來は知らず、目下の場合に於て多く我が國にはなからう。若し我等が周圍にかういふ場合が起つたとする際に、形ちを取つて世間に顯はれる一つの現象は身を憐む余りに出でたる老人の自殺であるが、その際に於ける子供の方は手こそ下ださね、間接に親殺しの汚名を被つて我と我が身を浮き世に狹める結果を生ずるに違ひなからう。

三 問題は元へ、ノース教授の老人觀

以上は家族間の問題としてグロウプ博士の扱つた老人扶養に絆はる一二の現代相を摘記して見たのであるが、英米兩國で社會事業や社會調査に従事する學徒及實際家の間に可なりの聲價を贏ち得たオハイオ州立大學社會學教授哲學博士セシル・クレエア・ノース氏 (Prof Cecil Clare North) が、

社會問題及社會的企劃指針

と題する書に於て、同博士が老人の扶養を一箇の社會問題として取り擧げた發表があるから、前掲論文が觸れなかつた點を追論する目的を以て、以下にそれを譯述しやう。論點を一般社會問題の立場に置いて老人を眺めた處にノース氏の

特色がありといへばあるのである。

原書第十五章

社會の激變に對應する爲の

家族構成の變革工作

中の第七節

高齢者及老衰者の養護

高齢者及心身兩機能の衰殘に依り、自身で自身を始末することが不可能になつてしまつたものに對する措置は絶對的に其の人々の屬する社會の負擔に歸するのである。それが保險であり、年金であるとを問はず、又、救済救護の形を取ると取らざるとに論なく、彼等に對するあらゆる生活安定の施設に關しては上來之を論述し了つたことは讀者の既に諒とされる處であらう。さりながら、不幸數奇なる彼等高齢者の箇人に就いて、之を介抱養護することを目的とする計企のさまざまは近來特に著大なる發達を示し、統制ある機構として其の相互の間に一の體系をさへ整へつゝあるとはいふものゝ、彼等扶養の義務は本來當該家族の上に存することは法の明示する處であつて、苟も彼等高齢者の歸屬する家族に相當なる經濟能力の存在せん限りに於て、これを忌避する口實は見出されないものである。現下に於ける世相の激變は何人も之を容認せざるを得ざるにも拘はらず、老衰廢殘者養護の責任が其の程度に於ては必しも一樣でないとしても、大部分が家族に在ることは依然として昔も今も何等の相違はないと斷定して其の不可を見ないのである。事實高齢に依る生活機能の減衰者が今以て其の晩年を家族的ホーム（ホームといふ名稱を社會事業、救済施設に準用するものが多くなつた今日であるから著者は家族同様自然に出來上つたホームといふ意味で家族ホームといふのであらう、譯者）に過ぐすものが多いのは云ふ迄もない。養老の目的を以て設備された公費の施設が近年頻に其の數を増加するのも、現在の生

活状態を以てしては、家族そのものが其の本分の適當な遂行を爲し兼ねる餘儀ない事情から派生する御目出度くない事象と見るが妥當である。養老施設として養護上に特殊の新しい經營や、處遇上に特色を新に發見した場合に於ては、精神薄弱者や精神病者の收容施設同様に必要な收容機關を新設若しくは擴張する必要があらう。併しかゝる場合に於ても當該人物の屬する家族に於て、其の不可能なる場合は兎に角、之が經費を負擔するの正常なることは論を要せざる所である。

★

以上ノース氏の所説の大概を紹介し終へた。

社會的施設が完備充盈し、薄命な喘ぎに喘ぐ幾多の民衆に、それが老人であり、婦人であり、少年者であり、又壯年期にある人達であるとを問はず、變に應じ、難に處し、救援の手が色々の方面から差し延べられることゝなると、社會構成の最大要素たる、そして其の成立に無理のない、人爲的の痕跡の見られない、従つて其の責務の極めて重い家族、及其の中心に位する家族主、世帯主といふものが本來の任務の遂行を故意に放漫に付し、これを社會施設の方へなすりつけて、うまい肩代りをするといふ淺ましい行爲をするものが續生するのは有り勝ちの事である。社會施設といふものは無ければ無くも濟む、寧ろ無い方が社會としてはノウマルの情態であるといふ意見が有力なのは、畢竟するにかゝる傾向があればこそその沙汰である。その點から見てノース氏の所説は、社會的施設の妄用者、濫用者の痛い處を突くと共に、斯業の實際經營家の上に深甚の理解を持つものといはなければならぬ。鉛筆を削るにトツサキを手前へ向け、人指指を一本、是も手前へ向けて屈めたり、延ばしたりして御出で／＼をする西洋人の頭から生み出した施設は、模倣することは立派に出来るが、之を正當に且上手に、効果を豫期通りに擧げることが、我々日本人としては先づ不得手と思はねばならぬ。昔の哲人は一利を興すは一害を除くに如かずとさへ云ふて居る。高齢者保全の新制度を、もし輸入する

必要がありとしても、利弊の相依る處、得失のからみ合ふあたりを能く攻究研鑽する必要がある。かゝる意味に於てノース氏の所説は大に聽くべきものがあると考へる。

四 銃前銃後の經營事業の一としての養老利用ホーム

横暴なる支那政權を打ちのめして高遠なる理想の下に東洋永遠の平和を將來する爲に膺懲の大旗を掲げて我國の起つたのであることは言を俟たない。是に對する銃前銃後の備へは蓋し一にして足らざるものがあらうが、遠い三代の昔から、孟子管子の中ごろを経て、近く歐洲大戰後の今日に至るまで、必ず戦役に伴つて高齢者保護の事業は影の形ちに添ふが如くに進展する。改版の「倫敦市民の生活及其の勞働状態」にも大戰が社會状態に及ぼした影響を細叙して、各權威が犯罪、院外救助、人口の過密、交通運輸及賃金等に及んで居るが、其の一閱は何かの形に於て老人問題解決の一つとなつて現はれるに違ひない。ブウスが生存時代に國會に提出した大戰の終期に於ける養老年金といふ報告の抄出と欽定調査委員提出の論文の抜萃を一纏めにして之を養老年金制調査資料と命名した十數頁に渉る文献の複製がアメリカで老人年金制實施の聲が八釜しかつた一九三〇年の六月に米國社會事業評論誌(シカゴ大學プレス発行)の資料欄内に登載されて世人の注目を惹いたことのあるのは斯業に志のあるものゝ熟知する所である。

我が國が時變後經營事業の一つとして高齢者保護の完備、充足といふことを取り上げると假定することは何の點から見ても異議のないことに様に考へるのであるが、若しその充足を應召及出征軍人遺家族の上から初めるとするならば果して何程の規模を備へ、何程の設計及調辨の費用を準備すべきや、其の數字的目當ての定らぬ今日に在つては計算の立て方のないのを憾みとする。本冊の筆者と同じく高齢者の保護問題に深甚の興味を有し、専ら其の研究に余念のない年

壯の社會事業人某氏が、此の頃筆者の許へ寄するに、某氏の考按に成る「養老の家」と呼ぶ高齢者收容ホームの設計を以てされ、其の批判を求められた。時節柄甚だ有益且緊切の計畫であつて固より之を私藏すべきではなく、又妄に未熟な意見を加ふべき筋合のものではないから、著者の諒解を経て爰に之を本冊に収録し廣く江湖諸賢の高覽に供することゝした。要するに高齢者保全の新制度を輸入する其前の參考資料の一つでも多くしやうとする微意に外ならない。

★

時變後の經營事業の一としての「養老の家」

日支事變に伴ふ社會施設の一として左記大綱に依り標記事業を新設し現在養老事業の完成に向つて一步を進むる爲の計企とするは頗る其の時を得たるものと思考す。粗製濫造に渉らざる限りに於て全國に星散分布するも亦、此の際として、差支なしと信ず。江湖の社會事業は勿論、斯業の振展の衝に當れる官公私事業者の一考を煩したし。

計畫理由

目下應召又は出征中の陸海軍下士官兵又は傷病兵の家族等にして軍事扶助法該當者たる老者(六十歳以上の)に對し、之が保護に任ずべき家族無く、又は適當なる家庭を欠くものに對する養護の施設は目下皆無の状態に在り。而も現在の集團的收容救護施設たる養老施設は之を利用し難き憾みあるを以て、此の欠點を補ひ、上記の不遇高齢者に對する養護の施設を新設し、以て國家の殊遇を表明するは目下の情勢に徴し、社會の要望に對應するの企畫として極めて緊要且適切なるものあるを信ず。

設備概要

一 經營主體及設計

公共團體

場合に於て維持經營に困難を感じるの虞なき場合に於ては特設の公益法人又は私團體たるも亦妨げなし。

本施設は獨立の家屋として設計建築せられたる建物を本屋とし、之に軍事扶助法に該當する高齢者を家庭的に養護するを目的とし、一室は四疊半若しくは六疊の廣さを有するものとし、之に二名を收容することとし、一戸三室を越ゆることなからしめ、戸毎に玄關、佛壇、台所、浴場、便所、炬燵等を附設し、主たる炊爨、食物及洗濯、浴場等は共同とするも、多少戸毎に生活の自由を與へ、各人の趣味を満足せしむるを期圖する集團住宅に依る保護施設とす。

二 收容者は

軍事扶助法に依り、生活扶助を受くる單獨又は配偶關係に在る男女の高齡者五十名

同上の母子、祖母、子二十名

合計七十名とす。

三 一棟内に於ける家族は三家族を限度とし、人員は六名を上らず、但し建築の都合に依り五家族舎、即五軒立て長屋とすることあるべし。

四 一日の利用料は一名に付金五拾錢とす。

但し軍事扶助法施行細則第四條所定の金額の範圍内に於て本項の金額を増減斟酌することあるべし。

同一家族よりする利用者數名ある場合は年齢の差別に依り利用料を削減することあるべし。春夏若しくは冬夏の別に依り同上。

五 收容力に餘裕を生ずる場合に於ては正當資格者にあらざるものと雖本ホームの利用を許可することあるべし。

六 收容者にして疾病に罹り又は傷害を受けたる場合は本ホーム附屬の病棟を利用するものとす。但し之が爲に生ずる費用はホームの負擔とす。

七 本人の意思もしくは所屬家庭の希望に依り退所を求むるものあれば、傳染性疾病の罹患者にあらざる限り、直に之を許可す。

八 長きに亘る疾患等の場合には施療病院、養老院等に轉入せしむることあるべし。

九 本ホームの利用者にして利用料納付方不能に陥りたる場合に於ては一ヶ月乃至三ヶ月の期限を以て之を猶豫し、尙納付の見込なき時は之を他の社會的養老施設に轉入せしむるの止むなきを認むるものとす。此の場合に於ける未納付利用料は之を本ホームの損失とす。

十 本ホームの利用者に銷閑及少額の收入を得しむるの目的を以て輕易の投産施設を附設するものとす。

十一 一時に取纏めて利用料を納付し、之を月拂に換ゆる希望を申出づる場合には其の意に従ふことあるべし。

十二 死亡に際し、本人所有の金錢、證券、物品、資財等あるときは、本院所定の葬祭を行ふに必要な金額の支拂に充當し、其の有餘は之を本人の關係者に交付す。

交付すべき關係者無之ものは死亡の日より五年間之をホームに保管し、尙關係者不明の場合は之を本ホームの收入とす。

十三 本ホーム事業援助の目的を以て本ホームに養老ホーム事業後援會を組織し、内外公私の寄附を受く。

經 費	金二〇、〇〇〇・〇〇
建設費總額	
内 譯	
建築費及設備費	一八、九六〇・〇〇
初度調辨費及雜工費	一、〇四〇・〇〇

規 模
用 地 府縣市もしくは國家より無償交付を受く
面 積 五百乃至七百坪

内 建物に充當すべき分二百五十坪乃至二百七十五坪

建物内容

職員舎 三八坪二五 八、七五 三棟 一二坪 一棟

事務所 二〇坪

洗濯場、炊事浴場 三〇坪

病 棟 二〇坪

其 他 仰筒置場物置等 一五坪

寮 舍 残余の建物總面積

全部木造、瓦屋根、土台廻りは石若くは煉瓦とし、通風孔を有し、防虫に注意し、屋内の採光、換氣、防温
屋根裏は天窓付ゲーベル式とし適宜の利用を計る。

經 費

年 收 入 一三、六〇〇圓

内 譯

事業收入 一二、六〇〇圓

一人一日五十錢七十人、三六〇日分

補助助成金 一、〇〇〇圓

支 出 内 譯

給料及手當 三、四八〇圓

事務員 月七〇圓 一人

寮 人 母 月五〇〇圓 二人
月三〇〇圓 四人

賄 費 七、五六〇圓

一人一日當り三〇錢七十人分

雜 費 二、五六〇圓

修繕費、保険料、電熱料等を含む

以 上

★

右の金額を以て従前の類型に陥らざるホームを經營し、能く所期の目的を達成することが出来るか否かに就ては素より疑ひなきこと能はずと雖、茲に記載せる各項を通覽すれば、本施設に對する一應の概念を得ることが出来やう。勿論僅に事務員一人の能力と手腕とを以てしては多少の責任觀念を以て臨むにしても立派の成績は庶幾し得まい。此の點よりいへば年俸千貳百圓の程度の俸給者をホームの主腦として持ち、且醫員、看護婦の招聘も必要となる。もし之を従前已に高齢者の養護に従事しつゝあつた經營團體の新なる方面への進出として企劃すれば、萬事に於て好都合となるであらう。市町村の經營とし、國庫、道府縣の補助を見込むのは蓋し最良の一案に數へられる。兎も角も時局の迫切は一新施設の實現の爲に自奮自動を關係當事者に希望して居るとも考へられる。随つて本設計に就いては本冊を一閱せられる各位に於て十分の考慮を煩はさざるを得ぬ。

一 中井竹山と其の養老説

徳川期三百年の治世中には經世済民の大策と綱常扶持の意見とを懐抱した權威、即ち今の言葉を借つていへば社會政策的、社會事業的、社會教化的の、更にもう一層碎いていふならば且民衆を指導し、且政治家をも相當にリードしようとする計企を胸に蓄へて居つた學者、儒者は尠しとせなかつたが、大阪の懷德書院即ち享保頃に於ける程朱の學說思想を根本とし講學の様式を極めて平民化(若しくは民衆化)した私設の單科文科大學とも申すべき懷德書院を主宰した中井竹山の如きも所謂養老施設に就ては畏敬すべき一家の識見を具備した當時の名流と目すべきものである。竹山の弟に履軒があるが、是亦兄の令名を恥かしめない學者であつて、兄と手を分ちて別に水哉館を興し、自ら之に主となつて、道を異にしたがらも同じ中井一風の學風を闡揚し、蘭菊各々其の美を擅まにするの概があつたのである。大學養老篇は我が國に於て書かれた體を具へた好箇の養老文獻ではあらうが、汎く養老に關する一家の見識を具有した達識者は決して入江子園のみではなかつたのである。

大日本人名辭書に登載してある竹山の小傳は、弟履軒のものと共に、續近世叢語、續諸家人物志に依つたものであるさうだが、竹山の人物の輪廓だけは十分それで分ると思ふから略々それによつて先づ彼の人と爲りの概略だけを傳へることにして置く。

小傳に依ると、彼は文化元年二月二日年七十五で歿したとあり、日本文庫収載の先哲年表に依ると、同じ文化元年甲子の記事中に

二月五日中午井竹山歿年七十五

とした一項があるから、歿日に於て二三日の相違はあつても、文化二年が其の歿年であることは一致する。それに依つて逆算すると其の生年は享保十五年庚戌であらねばならぬ。此の年は懷德書院の創始を思ひ付いた竹山の父中井覺庵の鑑識に依り書院最初の督學であつた三宅石菴の歿した年で、同時に堀河學の頭目として關西儒流の領袖を以て目された伊藤東涯の閑居筆錄、盍簪錄、同興錄等が出來上つた年である。荻生徂徠は既に二年前の享保十三年に死に、弟子の林東溟が大阪に移つて年二十四の若年を以て大に師説を宣傳し、徂徠の子の金谷が幕命に依りて遺著度量衡鈔録を幕府に奉り、白石の子の明卿が、父の遺詩を輯めて白石餘稿を公にしたのも此の前後であつた。

竹山は號で、名を積善といひ、子慶を其の字とし、通稱を善太と呼んだ。竹山の父覺庵は播州龍野の人で亦一代の鴻儒であつたが、大阪に出づるに及んで父の命に依つて弟履軒と共に程朱の學を五井蘭州に受け、兄弟は一は寛弘、一は卓落、互に多少の性格を異にする處はありながら、學問に於ては共に出藍の譽があつた。

父覺庵の死後寶曆八年竹山は懷德書院學問所預りとなり、天明二年更に推れて學主となつた。徳川時代に於て學校學舎の名を冒し多かれ少かれ子弟の薰陶に當つたものは六十余州に星散暮布するの概があつたのであるが、純然たる私學であり、郷費であつて民衆的色彩を濃厚に備へたものは恐らく懷德書院の外になかつたであらう。その事に就ては前に乙竹岩造博士が日本庶民教育史(同書第二篇第三章第三節中井竹山及淺川善庵)の教育普及策中に之を指摘し、後に菅野和太郎博士が近世社會經濟學說大系中の中井竹山集の卷頭解題に説述されて居る。菅野博士の書かれた文中に書院章創の際の記事が(同書四頁)委曲載つて居るから、其の主旨を引援して考據に資することゝしよう。

抑々懷德堂の興起は我が國に於ける儒學發達史に大なる意義を有し、又、同時に徳川時代大阪に於ける學問の發達に對しても、多大の功績を遺したものである。

初め三宅碩庵（弟觀瀾と共に儒者中の氣慨家を以て名を世に知らる。觀瀾が僅に民間の一學者として潜龍知られざるの状があつたが時に端しなくも作る所の一篇の文章の爲に水戸義公の知を忝うし二十六歳の壯年を以て二百石の高祿を以て史館に聘せられ、累進して其の總裁となつた事は當時に在りて異數に屬し道塗目を持てたのである。碩庵は其兄として豪快卓落、家に剩す處の十金を弟と兩分し盡く書を購ふの資に充て以て相共に大丈夫たるを期せるの一事は偶々以て觀瀾の兄たるを恥かしめなかつたが、學成りて懷德書院を統率するに及んでも、常に一綿袍を着けて寒素自ら持し、老年に至るも改めなかつた。彼が著はす所の先哲叢談最も世に行はれ、學壇の風氣を鼓舞作興するところか至大であつた。生前の功業を録されて大正八年正五位を追贈された。（筆者挿記）

が經を講ずるに當り、門人中井登庵、三星屋武右衛門、道明寺屋吉左衛門、舟橋屋四郎右衛門等を糾合し、正徳三年安土町二丁目に講舎を建設し、之を多松堂と稱した。後高麗橋筋三丁目に轉じ、享保九年三月の大火に類焼した結果、前記武右衛門、吉左衛門、四郎右衛門に備前屋吉兵衛、鴻池又四郎等が主唱して同志を糾合し、同年十一月新講舎懷德堂を尼崎一丁目（後の東區今橋三丁目）吉左衛門隠居屋敷表口六間半奥行二十間の地に建設した。時恰も八代將軍吉宗が儒學の興隆に力を致して居た時で江戸には既に學問所の設立あり、又吉宗は大阪にも其の設立を許さんとする意を有した。茲に於て登庵は江戸に下つて、其の事を議し月番町奉行を経て學問所の設立を願ひ、享保十一年六月七日幕府の許可を得たので、従來の懷德堂敷地の東隣尼崎屋の敷地に學問所を建設し、舊校舎を右塾、新校舎を左塾と稱し、同年十月五日開校した。學主即ち教授は碩庵之に當り、並河誠所、井上赤水及五井蘭州の三人が助講となり、登庵が學問所預に就任した。學問所預は學校に關する一切の事務を、年行司は財政を總轄した。日講の書は四書、書經、詩經、春秋胡氏傳、小學、近思錄等で、朱子の學統を越ふこととし、學問所壁書第一條には、學問は忠孝を爲し、職業を勤むる等の上に、有之事にて候。講釋も唯右の趣きを説きすゝむる義第一に候。

とあるを觀れば其の學風は頗る町人に適應したものであつたやうである。

爾來數十年を経て書院も幾變遷を経て、竹山が推されて學主となり、白鹿洞學規の大額を講堂に掲げ大に學風を振起したが、寛政四年五月の大火に依り學校の建物が烏有に歸するに及び其の再建の爲にした竹山の奔走は至大のもので、終に幕府より三百兩の補助を得て門下有志の醵金を并せて再建に着手し、七年七月起工、八年六月工を竣つた。學識人格と經營の才とを三備した彼の事であるから、執政定信も平素其の名を稔聞して居て、上京に當り特に竹山を相見して、諮問する處があつたのも理由のあることである。懷德書院は實際の情況に於ては官學の待遇を受け、其の位地は江戸の昌平阪學問所に匹敵し、大阪城代は學主を聘して講義を聞き兩町奉行は其の子弟を學問所に送りて教授を受けたのである。かゝる所より草茅危言が出現し、而かも其の中に有力なる養老の議が見出されることは、後學に在つては三び思を致すべき處である。

二 草茅危言

草茅危言の名は學者の間に藉甚されて居ること、其の社會政策的識見の見るべきものゝ多いことも既に定論がある。瀧本法學博士が、本書を日本經濟大典の一つに收載された時本書に與へられた解題中に述べられたことは最もその要領を得たるものゝ一つに見ることが出来る。未だ本書を手にしたることなきものに對しては、殊に其の内容を了解する便宜ともなることであるから、其の全部を茲に掲げることにしやう。

x

x

x

本書は徂徠の政談、春臺の經濟錄と共に我か邦の法制及社會制度に關する一大著書なれば、經濟學に志あるものは熟讀を要するものである。

書中最も注目を要するは、第一卷の國家制度の事、第二卷の參觀交代の事、受領の事、諸侯分地の事、諸侯大借の事、第三卷の御麾下の事、奉行代官の事、第四卷の外舶五市の事、第五卷の地理の事、水利の事、金銀幣の事、第六卷の錢幣の事、物價の事、常平倉の事、社會の事、第七卷の戸口の事、第八卷の養老の事、窮民の事、第九卷の米相場の事、寺社富(籤)の事、第十卷の米仲仕の事、町中馬方、仲仕の事、身上限の事等にして直接經濟に關係なきものもあれども、要する所經濟上重要な記事多し。殊に徂徠、春臺などは、何れも江戸の儒者にして、其の論する所、常に幕政を庇護するの傾きあるも、本書の著者は其の立場自ら異なるを以て、政談及經濟錄を閱讀するものは必ず併せて本書を閱讀せざるべからず。(下略)

とある。本書の斯界に於ける地位も是に依つて想察されるのであるが、茲には本書に述べてある養老及之に關係する諸方面の事に就て竹山其の人の所見を窺ふことにしやう。竹山が當代に重視せられ、其の名聲が關東にまで藉甚して居つたことはいふ迄もないが、併し養老に就ては、其の大本が、周初の制度を編み出した古精神を搦んで實施しやうとするにある事は古學派と程朱派と學統を異にして居つても、入江子園も中井竹山も其の間格別の差違があるのではない。何よりも物をいふのは本文であらうから以下其の全文を引用することにす。

草茅危言 卷之八

x x x

卷の八は旌表、養老、窮民、祈禱及年忌の五事を論するのであるが、窮民を論する一條は、事實多少の關係を養老の上に惹いて居るから、便宜の爲之をも併せ録することとする。

養老ノ事

一 養老ノ禮ハ虞、夏、殷、周ノ古ヘヨリ重ンゼラレタル事ニテ、禮記中ニ散見シ、其ノ後歷代ノ帝王賢明ナリト見ユル時ハ必ズ講ゼラレ、我ガ邦ノ古ニモコノ事行レタ事ハ國史ニ存スレド、名ノミ流(レ)テイツノ比ヨリカ養老ノ瀧ノ音ハ絶テ久シク成(リ)來リタリ。是ハ上ノ孝徳、孝治ヲ宣揚シ、下ノ孝順ノ風ヲ化成スルノ要義ナレバ、斯ル有文ノ御時ニハ再興在(ラ)セラレタキ御事ナリ、古ヘ上壽ハ百歳、中壽ハ八十、下壽ハ六十トモ見ヘタリ。王制ノ篇ハ五十歳ヨリハヤ養フコト見エタレドモ、王制ハ漢儒ニ出デ、三代ノ書ニテモ無ケレバ、其ノ年限ヲ堅ク信ズベキニモアラズ。何分六十内外迄ハ下壽ノ内ニテ、左ノミ保チガタキ齒ニテモ無(キ)ナリ。又未ダ致仕、退休ニモ及ヌ内ナレバ、コレマデヲ粹ニ加ヘテハ、チト繁雜ニアル方ナレバ、今日再興アランニハ、隨分事ヲ簡ニシテ、七十以上ヲ養老ノ部ニ入ルベシ。

又王制ニ國老、庶老ヲ學校ニ於テ養ヒ、又郷ニ養ヒ、國ニ養フ年齢ノ差等モ見ヘタレドモ、是又一々ニハ遵用シガタシ。今ニテハ宜キヲ揣リ時ニ叶フノ式ヲ設ケテ、唯先聖王ノ大意ヲ遠(ク)存スベキノミ。

試(ミ)ニ其制ヲ設ケ見ンニハ、凡(ソ)大小ノ諸侯、關内ノ萬石以上以下ヲ、五位以上下カ何

①有文有武と續く。文武の治が皇張した時世
②王制は云々漢代儒者の捏造にして古制にあらずとするの説。竹山は是を定説と斷じたるなり。
③下壽ニ本卦歸りのことにて、左迄の長生にあらず
④致仕退休ニ罷役隱居

格迄卜定メテ其ノ七十以上致仕ノ老人ヲ年々一度ヅ、殿中ニ召サレ、酒食ヲ賜ヒ、器物、金帛、御衣服ナド夫々ノ差等ヲ以テ恩賜アラセラルベシ。是ハ齒ヲ尙ブ事ニテ、爵録ハ問フ所ニ非レドモ、格別ノ尊卑モアルベケレバ、大抵、三段ニモ五七段ニモ分チ、席ヲ同クシテ苦シカラヌ程ハツマメテ同席トシ、此ノ日ニ限りテ其ノ一節ノ分ハ齒ヲ序テ、座ヲ賜フベシ。モシ老病(ニテ)出(デ)ガタキ分、並ニ婦人ノ正嫡ノ老者ハ使命ヲ以テ其ノ(ノ)第宅ニ就イテ賜ハルベシ。

殿中ニ召レマジキ格以下、府吏胥徒ノ末々マデハ、酒肉繚帛又ハ酒肉ノ料ヲ賜ハリ、或ハ其ノ頭々へ受取テ頒チ送ルナド簡便ニ從フベシ。モシ殿中ニ召サル可キ老人甚タ多クシテ、餘リ煩雜ナラバ、諸侯ノ内ニテ八十内外老人二三人ヲ撰(シ)デ上賓トシ、士大夫ノ内ハ八十以上五六人ヲ撰ンデ次賓トシ、各々齒ヲ序テ饗應アラセラレ、格別ノ御優待ニテ、何ニモアレ、一ツハ君上ノ御手ツカラナド申ス程ノ御事アリテ、儀ヲナサセ給フベキカ。是古ヘノ三老五更ヲ養(フ)ノ遺意ナルベシ。斯クアラバ其ノ餘ハ殿中ニ召ル、ニ及バズ、皆宅ニ就テ賜ハリテスムベキカ。何分人数ノ多寡ニ就(イ)テ斡旋ノ方アルベシ。右ノ賜物ハ尊卑ニ付(イ)テ差等アル可ケレドモ、其ノ同席ノ内ニテ十年ヲ節トシテ、齡高キハ厚クシ、低キハ減殺アルベシ。

サテ民間ハ三都ハ申スニ及(ベ)ズ、諸國公領ノ端々マデ其(ノ)官府ヨリ坊長、里長ニ命ジ、遍ク吟味ヲ遂ゲテ、八十以上ノ老人、年齡ニ儘(カ)ナル。證據ノアル分ヲ書キ出サセ、三年ニ一度ヅ、酒肉ノ料ヲ恩賜アリ。九十以上ハ其ノ家ノ子孫一人ノ夫役免許有リテ、老人

⑤第宅ニ邸宅住所

⑥府吏胥徒ニ下役、足輕等

⑦三老五更ニ大學耆老篇に見ゆ。

⑧三都ニ江戸、京、大坂

⑨公領ニ幕府の所管地

⑩町役、村長、名主、庄屋の輩

ノ介抱專ニセヨト官命アルベキカ、古ニ一子不從(ヘ)政ト有ル例也。九十六歳以上ニハ當人ニ扶持ヲ賜ハルベキ者ナランカ。

年齢ニ證據明ラカナラヌハ此ノ數ニ入ル可カラズ。ソレモ詳カニ知レズトモ、大抵、八十ニハ近カルベシト云(フ)マデハ儘カナラバヨク記シオキテ、二度目三度目ノ恩賜ニハアズカラシムベシ。右尊卑トモ天下ノ老人ノ全數イカホドノ事ニテ費用イクバクカ、ルベキヤ。若(シ)宏潤ノ費ニモアラバ、萬石以上ハ毎年、萬石以上ハ二年目、ソレノ格以下ハ三年目、萬民ハ五年目ト云(フ)ヤウニ立ルモ然ルベキカ。モシサマデノ事モ無(ク)バ民間ノ酒肉料ワヅカノ鳥目ニ定メテ、七十以上ヨリ賜ハリ、八十已上一子無役、九十以上扶持ト有(リ)ナバ尙更美事ナルベシ。是ハ初年老人ノ數ヲ調ベタル上デ概知スベキモノナラン。賜物ノ多少、年限ノ淹數ハトモアレ、何ブン此ノ禮行レナバ、天下一統ニ老ヲ老トスルノ義ヲ曉シ、不孝不順ノ子孫ヲ感化スルノ機アルベシ、總ジテ賤民ナド家々老人アルヲムヅカシキモノニ思ヒ、殊ニ衰病ニテ朝夕扶ケモイレバ、尙更厭フ心ヲ生ズル様ナル凡情アル者ニテ、此ノ風情ハ士大夫迄モ無學ニテ至性(或ハ至情)ノ誤リナランカ。筆者ノ薄キアタリヘハ登リ來ルヲ免レザルモアリケンカシ。今、右ノ如(ク)ナラバ、老人故ニコソ身ノ榮エトモ、家ノ規模トモナレト思ハ、往昔ヲ恥テ大切ニ思フ心モ、ナド動かザラン。因テ諸侯並ニ采邑アル士大夫ニモ命ジ、コノ意ヲ推(シ)テ、カノ領内ニモ行ハシムベシ。斯クテ年ヲ重ねバ風化スル所必ズ廣ク且大ナル可(シ)。是レ一世ヲ陶鑄シテ仁壽ノ域ニ及(ボ)スナリ。明王孝ヲモテ天下ヲ治ムルノ深意愛ニアリ。豈迂遠ニシテ事情ニ潤ナルノ事

⑪夫役免許ニ勞役の公課を特免する

⑫一子云々ニ大學耆老篇に見ゆ。

⑬鳥目ニ錢

⑭淹數ニ遲速

⑮家の規模ニ一家の面目

⑯采邑ニ所領地、知行所

⑰陶鑄ニ教化、感孚

寡鰥孤獨といふ文字の面てには老人、高齡といふ意義こそ顯はれては居らね、「孤」を除いた他の三つには何れにも、齒に老けた、春秋の高い薄命者といつた意義の含んで居ないものはない。そういふ意味からいふなら鰥寡獨の三つは貧困高齡者を指すものに外ならないのであつて、竹山が養老の事を論じた跡へ鰥寡孤獨の措置を取扱つた窮民の事といふ一文を挿んだことは意味が深い。以下は即ちそれで、一種の養老施設を論じた好箇の恤救對策と見て毫も差支がない。尙竹山は節を改めて「邊古遠裔の窮民子ヲ擧ゲザル者夥シ」と書き出して、墮胎間引の弊害を除去することに就いて縷々論述して居るが、この事については當所が會て公刊した墮胎間引の研究中に高橋東山氏が其の周到な研究を發表されて居るから、今は重ねて絮説することは止めて置く。

窮民ノ事

一 鰥、寡、孤獨ニテ告ルナキノ窮民ハ文王仁政ノ先ズル所ナリ。既ニ四ツノ名目ヲ立テ又、無告ノ字ノ添ヒタルハ味アルコト也。平民(ニシテ)コノ四ツノ内ノ不幸ニ逢(ヒ)タル者、田、宅、産業サヘアレバ、誰ニテモ助(ケ)ヲトリテ、サシテ難義ニモ及バズ、タトヒサシタル業モナク、貧約ニテモ慥カナル親類、縁者アルカ、又ハ親方ト頼ミヨルベキ庇陰アルハ皆告ル所ナルナレバ、コノ四目ノ内ニテモ窮民トセズ、タゞ誰ニ告(ゲ)訴フベキ便リモナク、困難身一ツニ迫リタルモノハ、マコトニ憫ムベキ者ナルユエ、是ヲ名ツケテ

⑩事情ニ潤ナル事ニ事情に逆ひ、事由を解せざる迂潤の措置。

②〇告ルナキニ訴ふるに所無キ
②①先ズル所ニ第一の對象
②田宅、産業ニ地所家屋
②助ケテ取ルニ世話をす
②④貧約ニ貧苦
②⑤四目ニ四種

四ツノ窮民トスルナリ。コノ四ツヲ擧グレバ罷癘殘疾、顛連ノ民モコノ内ニコモリタリ。是ヲステオケバ少シ廉恥アルモノハ捨身ニモ至リ。廉恥ノナキハ往々ニ乞食トモナリ、又盜賊トナルモ有(ル)ベシ。今日先キニスルハマツ坊長里長ニ命ジ、吟味ヲ加へ、其(ノ)所ノ者ヨリ衣食ヲ與へ、歳ノ終リニ一長ヨリ數ヲ具ヘテ所々ノ官府ニ達シ、官府ヨリ其(ノ)所ノ浮物成ニテ是ヲ給シ、不足ナラバ支配中ノ町ノ役ワリ、村ノ高ワリニシテ總ガ、リトスベシ。是ハサマデノコトハ有マジ。其(ノ)出納ハ所ノ者立(チ)合フテ一長ヨリ虚數ヲ設ケテ自カラ私スルカ、又ハ夫食ヲ抑損シテ自カラ利スルコトノ無キヤウニ能(ク)改ムベシ。都會ノ地ハ人多ク費ストコロ少ナカラザルベケレバ年分ノ籍沒金、過料金ソノ外征賦ノ金ニテ、コレヲ給スベキモノ品々有(ル)ベシ。是ミナ追々用ヒカタアリテ、コレニ足シ、又ハ不足ノ分町ワリニナリテモ宜シカルベシ。若カノ度牒ノコト行ハレバ牒金ヲ以テ是(ノ)費ヘ並ビニ上文ノ民間養老ノ資トスルニ十分ナルベシ。サテ此(ノ)四民ヲ撰ムニハカノ告グルナキ窮民ノ年來子ナクテ夫妻ノミ室ニ居ルモノ夫六十以上妻五十以上ニテ配ヲ失ヒタル是(レ)鰥寡也。夫妻中年(ニシテ)配ヲ失ヒタル者再娶再嫁セズ、一人ノ子ニカ、リ居タルニ、六十以上ニテソノ子死シタル、或ハ子不肖ニテ逐ヒタルカ、出亡シタル類是獨ナリ。外ニ養實トモ女一人ニテモアラバ獨ニアラズ。男女子十二歳ヨリ内ニテ父ヲ喪ヒタル是レ孤ナリ。父母トモニナキハ勿論ナリ。十三歳ヨリハ奉公ニモ出ツ(ベ)キモノナレバ、ソレ迄ノ年數ヲ撫育シ遺ハスベシ。母亡ビテ父存スレバ孤ニ非ズ、又父亡ビタル後ソノ母繼父ヲ入レ、又ハツレ子トシテ再嫁スレバソノ日ヨリ孤ニ非

②⑥罷癘ニ狂疾、セムシ
②⑦殘疾ニ疾、疾
②⑧顛連ニ狂疾、三を併せて不具廢疾者と見て大差なし
②⑨捨身ニ自殺
②⑩二長ニ坊里の二長
②⑪浮物成ニ公課公租の余利
②⑫町役ワリ村の高ワリ
②⑬虚數ニ事實に非る數
②⑭夫食ニフジキと讀む、賄ひ
②⑮籍沒金等ニ政府への沒收金、罰金
②⑯征賦ニ公課、公租
②⑰度牒金ニ俗を出で、僧となるとき官府に納付すべき許可金、竹山これに表あり、
②⑱出亡ニ逃亡
②⑲侯國ニ大名の領分

ズ、大抵ノ右ノ年限ヲモテ定ムケレドモ衰病、廢疾ナドハ年限ノ外タルベシ。是等ハ其ノ輕重ナドモ所ノ者立(チ)合フテ定ムベキノミ。此ノ令ハ侯國ニモ傳ヘテ心アラン諸侯ハ追々修舉アラレタキモノナリ。兼テ此ノコト行ハレタル侯氏モアルカニモ聞及ベリ

④修舉ニ實施

附記

此に抄出した草茅危言の本文と別項の序文とは何れも拙修齋叢書と標題する木版活字本に依つたもので、近來刷行される活字本とは大層な相違があり、活字本の誤植を對校する上に非常の便を得た。只拙修齋の意味と刻成の年月を知り得ざる筆者の不學は赤面の外はない。

三 草茅危言成りし日の竹山

以上「草茅危言」中に竹山が披瀝した養老扶持の意見を見るに、成程單なる古支那の成法を模倣した點も見受けられはするものゝ、入江子園の學究的立場に立つた養老制度の鼓吹などとは全然其の選を異にし重要なる一國策として之を實施しやうとする見地に居つたのであつて、大名の領分であらうが、將軍の封域であらうが、郡交代官の支配の下に置かるゝ地方であらうが、總てに亘つて其の實施を期したのであるから、差當つては先づ全國に亘つて七十以上の老人の數を調査する必要を力説し、實施の際に於ける經費支辨の財源の捻出に注意を拂ひ、終に今日の所謂公共團體其の物に之を割賦すべしとの議をさへ立てたる如きは、流石算勘の土地といはれた大阪に父祖二代三世七十餘年に亘つて帷を下して居つた中井家の學統を繼承し、且之を顯揚した竹山其の人の人となりも想はれるのである。徂徠の政談も彼に特有する經世の眼光を當時の社會の全局面に放つて持え上げた天晴れな論策ではあるが、之を江湖に提供して在上者は勿論知識

階級の支持の下に其の實現を求めようとした經綸的の氣魄と用意とは危言の方が大に優つて居るやうに思はれる。竹山が本危言を書いたのは寛政元己酉年のこと、彼實に六十歳、知徳識見凡べてが老熟の域に入つた時の著作であることも亦考へなければなるまい。危言の取扱つた問題は上皇室の事に始まり、社會の組織中央地方の政治の運用、經濟財政の根本より農工商事の經營、宗教團體教師、教導養成上の意見より生活改善、慈善救濟の方面に至るまで頗る廣汎に亘つて居つて、中には直接間接に養老扶持の運営にも關係を持つものが尠くない。依つて危言の全貌を知る爲め差し當り茲に其の目錄を歴舉し更に本書著述の眞意を竹山其の人が親しく卷頭に言ひ顯はした序言に依つて明かにすることにしよう。

草茅危言目錄

卷の一 (原文一々「之事」の字あり、今凡て省略に従ふこととする)

王室 謚號院號 年號 曆日 皇子皇女 公卿百官 國家制度

卷の二

宗廟 御上洛 諸侯室家 參觀交代 國替 受領 諸侯分地 諸侯大借 (末項は大名の大負債の事である。)

卷の三

御麾下 奉行代官 武門叙任 御番 城御普請 武門養子

卷の四

武門元服 衣服制度 學校 儒者 外船互市 朝鮮 琉球 蝦夷

卷の五

地理 水利 浮香(水泳に用ゆる浮き袋のこと) 龍尾車(水汲用水車) 別駕車(昔し關西にあつたペカ車のこと)

金銀幣 卷の六 常平倉 社會

錢幣 物價 卷の七

戸口 佛法 寺院 出家 淫祠

旌表 養老 窮民 祈禱 年忌

米相場 博奕 寺社富(佛寺神社が多く殿堂の起工に名を借りて擧催する富籤擧行のこと)

盜賊 隱遊女(密賣淫) 戲場

卷の十

神事、地車、練物 寺町僧侶 米仲仕 町方、馬方、仲仕 毛六(町奉行城代所司代等に從隸する下人下僕をいふ) 捨子 久離願(廢嫡及禁治産願) 身上限(身代限、破産處分) 町方婚禮 死後跡式

目錄中に於て、を附けたのは武家なり庶民なりを併せて生活維持の上に必要の事項であつて、大なれ小なれ、養老扶持の上に關係がありはすまいかと考へられる事である。以下の序文中連続して始めて其の意義の解釋の出来る文辭には一を挿み、難解且つ見馴れないものに對しては其の解説を脚註して置いたのは凡べて前例に依つた。

草茅危言序

愚の茲の編を腹稿すること久しかりき。

蓋し國家創業の際に、其の成を守ることの美はしき、以て儒術を崇め、文教を修むること實に前古に卓越せり。延いて享保の中興に及び、仁を深くし、澤を厚くし、以て一世を陶鎔す。猗與亦盛なり。時に徳意を以て、特に吾が先父に命じ、庠養を大坂に設け、用て後民を闢きて今に到ること六十有餘年なり。愚も也た先父の職を守り、頑鈍迂戾なりと雖、蚤歳書を読み、道を講じ、窃に與り聞けることあり。乃ち盛業を欽仰して其の風猷、制度に於て私に見る所を陳じて、以て太平を粉飾せんと欲することもありき。爾後承平日有り。綱維も亦少しく弛むことなき能はず、儉人抵戯し。疲弊多端一世(を擧げて)侈靡驕惰にして、以て上窮し、下困ず事に至り、風俗日に頹る。則ち屋を仰ぎ大息し、又私かに微衷を據べ、以て寸補を冀ふことあらんとす。然れども躬聞閉に居り、敢て高きを言ふの罪を犯さざらんとし、乃ち一書を撰び、子孫に貽し以て、異日の採用に備ふるに意あり。但庠務に執筆し、撰述も亦多緒なるを以て、日復一日、未た其の志を果さず。是を嗟くべしとせしのみ。

近歲に至り世道一變し、白川侯源公、國の懿親にして賢明なるを以て拔萃せられ、殊遇を受けて鈞軸に當り、以て伊周の業を脩め、不仁の者則ち遠ざからんとす。治教の休はしき四海風動し、以て言路を啓き下情を達す。實に挽古罕に比ぶとやせん。初めには求言録するあり。後には求龍説ぶことあり。意へば(公も)亦それ勤めたるかな。圖らざりき。(我

*木板活字本腹稿を復稿とす。蓋誤り。謙遜の辭。①愚。②自分の意。③謙遜の辭。④享保。⑤年號。⑥吉宗將軍の時。⑦徳川中興の英主。⑧陶鎔。⑨化育。⑩鍛造する。⑪世を治める。⑫徳意。⑬厚い御意。⑭先父。⑮中井家の家學。⑯徳書院の創立者。⑰竹山の父。⑱庠。⑲學校。⑳學塾。㉑後民。㉒少年。㉓若人。㉔書生。㉕蚤歳。㉖幼少。㉗教育。㉘教化。㉙政治。㉚經濟。㉛諸制。㉜民治の要義。㉝太平を粉飾す。㉞文化を神補す。㉟儉人。㊱云々。㊲小人が間を偷んで自ら恣にし、他を排して私を營むこと。㊳疲弊多端。㊴弊害百出。㊵閑閉に居る。㊶在野市井の無名人。㊷學校の事務。㊸撰述多緒。㊹著作多忙。⑩白川侯。⑪松平樂翁公。⑫鈞軸。⑬國家の樞機。⑭伊周。⑮伊尹。⑯周公。⑰古支那の大政治家。⑱求言録。⑲苦言を求め得て之を録し、英俊を求め得て之を説ぶ。

が) 身未だ朝露に先つことなくして、斯の盛世に遇へることや。且つ客歲戊申(の年)公の畿邦を巡るや、繆つて愚の虚名を録し給ひ、翹車^②の招きを辱うしたり。勢を忘れて士に下る乎、蕩然たるもの座に盈てり。垂問竄々として僕を更めて後に罷みにき。乃ち退いて嘆じて曰積年の蒞(蓄)は今にして傾けてこれを寫すべし。然りと雖、公の賢明なること此くの如し。愚の陋學非才を以てして、(微しく)涓滴を河海に添ふるも果して何の益かあらんや。抑々獻芹の侷は自ら以て至味ありとなす。(故に)是れ未だ以て己むべからざるなり。(然れども)事の機密に渉るものあるを以て、乃ち人を避け、間を偷んで徐々に起草す。既に成つて勅して十卷を爲し、命けて草茅危言といふ。其の書たるや。唯是れ隨筆貽孫の撰にして(僅に)宿志を成す所以のみ。(是を以て)文に縁飾の語なく、恭遜を主とせざるは其の體制(之をして)然らしめたるなり。故に未だ敢て古人の治安太平の諸策の公然として闕を叩いて(之を進むる)に擬せず、(暮夜)窃に之を公の左右の執事に致し以て進止を乞はまくするのみ。幸に(書中の言ふ所)一二の採るべきものあらんか。其餘狂妄の罪は皆自ら分とする所、所謂首を折つて悔ひずといふもの存するなり。傳に曰、邦にして道あらば言を危くし、行を危くす。邦にして道無くば行は危きも言は遜なりと。嗚呼、噫嘻、士たるもの言ふや遜ならずして而も危うすべきはそれ斯の時に在るか。其れ斯の時にあるか。(賢相上にありと雖、時局必しも安しとせじ。)

寛政紀元己酉之冬

竹山居士、中井積善、拜撰

草茅危言の作が出来たのは一つには懷徳書院六十年承繼の學風と樂翁公が竹山の風格と學殖を敬慕し、自ら枉屈して駕を廻らし、苦に時務を問ふ所あり、竹山も亦希有の禮遇に感激して當時の名執政の治道の萬一を裨補せんとするの餘りに出でたものであることが、此の序文に依つて明かである。筆者の意は素と養老制度に關係の深い一文献の立案者として彼竹山を紹介したのであるが、彼の長所は必しも養老制度に關してのイニシエイタイプの考を持つて居つたには止らない。時局の緊迫に極つたといふても過言ではない今日に於ては、正しい回顧と觀照とが過去の既設にまれ未設にまれ、往にし過去の社會的施設に對して要求されるのであるから竹山の所説の如きも全面的に新な檢討を加えられることを待つて居るのであつて、此の意味からすれば草茅危言の如きも迂儒の囋語視して空しく之を高閣に束ね置くべきではない。支那には人生棺を蓋ふて事の是非始めて定まるといつた意味の事が言はれてあるが、日本では贈位の策命使が墓中の枯骨を奠するを待つて終生の毀譽始めて分明なるに至るのであると然る高士がいつたことがある。大正元年二月竹山にも贈位の恩典があつて従四位の位記を下し給はつた。思へば四位は地方長官に該當するものが始めて拜し得る榮譽であつて、竹山生前の事功にして高く宮廷の秘録に上げせられたものがない以上は行はれないことである。竹山を談ずるにはかういふことにも亦三び思を致さなければならぬ。

四 中井履軒の恤傳及義嗣の説

堀河學を創立した仁齋の一門に伊藤の首尾藏と呼ばれた原藏東涯、才藏蘭嶋の兄弟が崛起して大に家學の皇張に寄與した如く、懷徳書院を創起した登庵にも竹山積善、履軒積徳の兩分身が出現して力を併せて經濟實用の學問を闡揚し、大に厚生利用の實を擧げるべく努力したことは能くも能くも似通つたことで、共に吻合の妙を極めたものである。履軒

②朝露に先つ身死せずして
③御迎を戴く
④勢を忘れて高位を顧みずして

著はす所に年成録がある。年成録は

朝服、恤俸、義嗣、系譜、歸宗(養子と定りたる諸侯の子弟を實家へ歸へすこと)抑佛、專神、(兩部神道の流弊を斷破改革すること)、退讓、刑名、馬政、營田、名字、禮、樂、遷轉、蝦夷、琉球、雜儀

の十八項に分ち朝野社會の諸制度を論評批議したものであつて、彼が一部の成書として別に公にした淺河、均田の兩茅議と相俟て履軒が經國濟民の識見を披瀝したものである。年成録の文章は所謂當時の雅俗該ね用ゐた一家の躰裁を具へた名文で、市井の出來事を借り來つて世態の動きを明示し、以て自家の主張を重からしめた處に實は非凡の手腕が見えらるゝといつて宜しい。

今爰に引證しやうとする恤俸、義嗣の二項は何も直接に養老扶持制度の必要を提唱したものではないが、全然經濟力が武士階級を離れ去つた化政度に在つては士分の輕輩中には家政が逼迫し、且那は長門筒、妻君は眞綿摘みの内職に忙がしく、先祖より持ち傳へた家名の維持にも支障を生ずるものが少くないのを聞見して、主人死後の救拯を圖る目的を以て新に

恤 俸

の制を設くることを主張し、別に義嗣の一項を添へて其の説の足らぬを補ふたものである。其の説は必しも紹述すべき古制度に依つたではなく、履軒其の人の一家言と見るべきであるから、獨創の點からいへば洵に嘉すべく、賞すべきものである。以下が恤俸の本文である。

恤 俸

鰥、寡、孤、獨を惠むは聖王の仁政なり。然るに(目下の問題としては是より他にも)急なる事あれば、こゝにいはず。(即ち)輕き士流貧窮に苦しみ、或は心得(を)た

がへて亡命したる、或は過あり罪をおそれて亡命したる其の家内老弱饑寒に困む(如きは)いとましきものなれど、亡命の罪あればそれを一々に惠みなば、亡命日々に多くなるべし。それにては過惡を勸むるやうになりゆくべし。故にこれもさしおく。但老年まで無事につとめて、子なくして死にたる時、跡目なければ祿なし。残りたる老弱饑寒に困むべし。是には恤俸あるべし。

恤俸の法、たとへば百石とりし家は十人扶持、大略(の人数)を定めて老弱五人なれば一人に二人扶持にて過不足なく、二三人なれば餘(り)あり。六人以上なれば不足(するも)上より余るを取りて不足を補(ふ)にて、大抵一人に二人扶持にて通行すべし。老女廢疾は生涯扶持なり。寡婦再嫁すれば其の嫁するまで、女子は嫁(する)年まで、(にて)嫁(する)年過(ぎ)て(尙)嫁せざれば扶持を留むる。人数は年を経て減あり(て)増なし。其の家に養女あれば、其の實方へ引き渡すべし。偽つて年をかくす者養子を實子といつはるもの糾すべし。この株を^②買ひ取り、冒して恤俸を受るものは嚴禁あるべし。かへす方なくて同居養育を願ふものあるべし。是をゆるすとも恤俸はあたへず。寡婦一旦恤俸をはなれて再嫁したるもの、其の後離縁して立ち歸りたりとも再(び)恤俸なし。

今迄恤俸の政なき老者は死後の事を慮りて養子をするなり。或は末期急養子といふ事あり。或は實子幼少なれば代番を立るもあり。此の急養子たとへば親族の選(び)もなく、出所をも糾さず、唯假親(養子となるべきもの)になる者だに相應なれば事をすまずなり。さて此の養子過惡ありて、罪にかゝれば、其の家斷絶するなり。(養子の)亡命にても斷絶す。其の老

①亡命は主家の下を離れて逃走し、踪蹟を晦ますこと。

②武士ならぬものが其の家跡式を金を出して買ひ取り、表向きは假親を設けて養子となること。これを株を買つて御家人となるなど、いつたものである。

弱の難儀いばかりぞや。實子にても不肖なれば是非なきことなれども、それはそれにて覺悟すべし。家をたてん爲のみにて他人を入れて家財をあたへ、其の人に家を潰さるゝは無念の至りなるべし。大抵養子には不肖おほし。家系を大切と思ふ心なき故なるべし。急養子はことさらなり。或る人「養子にてもよき人がらにて其の家繁昌するものあり、是はいかに」といふ。今富商大賈に至賤の女を愛してそれを本妻とするものあれば、其の家必ず衰微すべしと人皆いふなり。是れ違ふ事なし。されどおほき中には。至つてよき女ありてよく家をさめ、ます／＼繁昌するもあり。衰へたる家を再興するもあり。又禮をとゝのへて迎へたる女に家をやぶるもあり。善悪のかたはしをとらへていふは通論にあらず。

惡養子に出合(は)したる母の心になりて見よ。斷滅の禍目前にありて。それを逐出しても斷滅はおなじ事なれば、さもならず。恤俸を受けて老後安穩なるとは雲泥の違ひなるべし。罪ありて流死したる人も公罪或(は)連累なれば、家系は斷滅するとも、其の妻子は恤俸をあたふるもあるべし。

千石取つたる人の跡は百人扶持と大略を定めて、一人に十人扶持にてよかるべし。

大小ともに老弱一人なるは親族の家に寄住するも多かるべし。此の恤俸を持ってゆけば親族の顔つきよし。窮困を免かるゝのみにあらず。親族の勝手よきこともあるべし。とりかへ子といふもの元より國禁なれども今に絶すと聞く。嚴禁あるべし。

義嗣

無子絶といふことは古の定法にて道理に叶ひたることなり。さなくては新士を取り立る

③とりかへ子誕生の時
日と同じく男の子を女
の子と取りかへて家名の
立ち行きをはかること。

ことはならぬ算數なり。古家は其のまゝ子なきも必ず養子にて家をたて、又新士を年々取り立つる故、士流猥におほくなるなり。道理に叶はず。今侯家の窮困のわけ數箇條ある中の一箇條は養子なり。無子絶てふことをふときけば、何やらん、不仁なるやうに人皆思ふべし。其の跡の政に心づかぬ故なめり。(若し)恤俸だにあれば不仁の累はなし。有封關内侯以上は別論なり。こゝにいはず。
家柄によりて實子なくても絶えまじき家あるべし。其の身五十以上にて願ひ出づべし。跡目は親弟か、從子孫にかぎるべし。此を義嗣といふ。(此場合は)減録あるべし。もし孫ありて譲るは義嗣の列にあらず。(下略)

五 神惟孝の草茅危言摘議

草茅危言摘議は神惟孝の著はす所、危言の主張に對し各條目に付き一々克明にレヴユウしたものである。神の如何なる人であるかはよく之を詳かにすることは出来ないが、瀧本博士は日本經濟大典に收載した摘議の解題に於て

晋齋と號す。備前岡山の人なり。平生醫を業とし、兼て漢學に長じ、天保年間江戸に出で神田御玉ヶ池邊に住し、廣く文人墨客と交り、詩を善くし、又、繪を能くせりといふ。

或人の説に、本書は惟孝一人の筆に成れるものにあらず、烟柳坪成といへるもの、其の子と共に助力加筆したるものなりといへど、其の眞偽詳かならず、本書は柳條閣の活字本を底本としたるものなれども、其の著作及出版年月共に明かならず、恐らく天保年間のものなるべしといわれて居る。

④算數 勘定

⑤侯家 大名

⑥ふと かりそめのこと

⑦政 取り計ひ

⑧封地のある近き親族

⑨關 係ある大名にて主として徳川家のことに就いていふならむ。

中井竹山集

中に菅野經濟學博士(和太郎)は草茅危言に對する意見を公にし、且惟孝其の人に就ても云爲される處があつた。危言其の物の價値に就いては已に定評があつて牢乎たる存在價値を持つては居るが、本書の公刊當時既に之に着目して、其の内容を是非するものが尠くなかつたことも摘議の存在よりして推斷されるのである。此には菅野博士の所述を中井竹山集より抄出すること、しよう。(竹山集卷頭草茅危言解題十一頁)曰、

竹山は町人の都たる大阪の儒者であつたため、比較的商業の利害に對して同情を有し、當時尊農の意見を發表したる多くの儒者と多少趣きを異にした。之が爲、例へば神惟孝は、其の草茅危言摘議に於て竹山の説を以て例の大阪流の町人論とか、

竹山の利心

とか稱して批難した所以であるが、併し惟孝の反對論には直ちに首肯し難き點が少からず。未だ以て竹山の學識に對し鼎の輕重を問ふ迄には至らないやうである。

といはれてある。無論此には危言の全部について神の所説を聞かうといふのではないから、何うでも善い様なもの、危言の當時に與へた反響の大きかつたことだけは知つて置く必要もあらう。依つて茲には養老と救恤の兩つに就ての神の批評を紹介することにしやう。

x x x

養老の事

竹山云 養老の禮は虞夏殷周の古より重んぜられたることにての條

按ずるに養老の説徂徠已に此の説有つて粗く同じ。参考すべし。此(れ)先王孝を以て天下を治むるの意にて、尤然るべし。然し是れ迄無きことなれば、更^①に今唐風にして、唐土にても古三代、或は漢唐などの制あるとも、皆各々その時勢ありて詳略宜きに叶(ふ)べきことなり。然るに全體の政教制度をさしおき養老の禮ばかり、漢、唐、三代は致さんと云ふことも如何。然らば、竹山の説も時勢に於て行はれまじきか。

夫よりは今の上壽には必ず米穀を賜るの類を、中壽以上にも亦穀帛を賜はるやうに有(り)なば、此間に齒を貴ぶの教化自然に行はるべし。

窮民の事

竹山云 鰥寡孤獨にて告るなき窮民は文王仁政の先んずる所なり之條

按ずるに、竹山の説の如く、鰥寡孤獨を救ふの術なくんば有るべからざる也。然れども今此の太平の時にあたりて、鰥、寡、孤、獨と雖も律義^{リツギ}にて正路^{シヤウロ}にするものは衣食程のことは可なりに出来るものなり。然るに乞食になり、或は身を捨(て)、又は盜賊などに陥る輩は、自暴自棄のものにて、如何に引立て教育するとも、凶頑にして化せざるものなればなり。故に強て窮民無告のものたりとも、能く吟味^リなくては、恩澤を施し、教育せんと欲(す)るも、乗車を以て人を添着^{ソウシヤク}に渡すの類ならん。夫よりは上に仁政の本

①唐風にしての下脱字あるか。意味通せず。

立て教育の道あらば、凶頑にして化し難き輩は、是を四裔^①に退くと云ふとも可なり。只急に憐れむべきは四窮にして無告廢疾のものなり。此れはいかにも村役、町役の者に命有つて、稠^きしく怠らざるやう有り度きことにや、又是に付ても哀しく限なく痛ましかりしは丁酉の飢荒に、京師飢人の多き中に、三四歳あるは五、六歳、十歳、左右の兒、父母を離れ、家を喪ひ、街衢に迷ひ、溝瀆に轉死する者幾千萬といふことを知らず。余が如きも、面のあたり此れを見て、惻怛の心、中に發し、哀憐の情堪へがたく、行路是を見て過ぐるに忍びざるに至る。其餘門前に來り、食を乞ふもの相踵ぐ。故に一日投し與ふる所の錢若干と課を定め、少し宛遣したり。然れども余も亦貧處士にして、家に五斗米の餘なく、貧を守り、生をなすのみにして、殆と溝中の瘠を免れしを幸とす。實に忍びざる心にて一二孔の錢を施すのみにして、飢人一飯の助(け)もなり難く、不仁^⑤の仁に似て無益のことなれども、畢竟少しは惻怛不忍の情を恕するのみ。然して其の餓兒に問ふに、何通某町など云つて、皆平民の裏借屋に住するもの、兩親も餓死して、兄弟幾人皆巧兒となるなどにて、眞に告る所なき究民なり。かく巧者となるといへども、都會には平日巧仲間とて徒黨あること故、新巧のもの、得る處の鳥目衣食に至る(る)迄多く舊巧の爲に奪はれ、新巧の有にはならず。終に溝瀆に轉死するに至るといふ。又舊巧は少しの飢にも寒暑にも堪れども、新乞は雨露炎寒に侵されて死するも又多し。此如慘酷なるに、町々の役人などより官へも訴へず。又義難^⑦して餓兒を救ふこともせず、袖手にして斃るゝを見る。これ甚た殘忍のこと苦々しきことなり。然れども京師一般のこと故

①四裔に退く＝遠方に追放す

②天保八年丁酉ならん。大鹽の亂の時なり。

③溝中の瘠のたれ死に
④一二孔＝二箇、一二文、
⑤不仁の仁＝婦人の仁か
⑥云つて＝答へて

⑦義難＝施米

か、しひて御咎めもなかりしは、下情の上に通じ難き故か、余今此れを記するに至りても、慄ひ心を悸かし、再び惻怛の情にたへざるなり。

六 鰥寡孤獨の扶持制度及養老宴の提議者としての徂徠

徳川期に發表された儒教主義に根幹を据えた社會政策的の論策の尤なるものを數へ來れば江戸に出でたものに萩生徂徠の政談あり、大阪に出でたものに中井竹山の草茅危言ありといはねばならぬ。竹山のこととは竹山の條下に述べた通りであるが、徂徠は湯淺常山が自著の文會雜記に收載した種々の逸事に徴するに、貧賤にも屈せず、富貴にも淫されざる英雄の人物であつたことが能く分かる。豆腐屋の家に間借をして其の家が産出する卵の花のみに日々を生を續けて居つたのが、後年幕府の殊遇を受けて五百石の食録を受けるやうになつた時、昔日を追懷して終生二人扶持を其の豆腐屋に與へて恩返しをしたり、土藏に一杯あつた書籍を貯蓄を傾けて土藏ぐるみ一冊も残さず買ひ取つて、それが爲め圖らずも思想が一變した程の珍籍を手にすることが出来たりした事を見ると、彼が青衿帯に没頭して子のたまわくに隨喜渴仰する腐儒の亞流でないことがよく分る。柳澤吉保の失脚と共に冠を掛けて野に下つて置きながら、享保六年吉宗將軍が六論衍義の和譯を思ひ立つた時再び立つて命を奉じたりなどしたこともつまり彼が凡庸の人物ならねばこそである。政談に就ては常山が文會雜記に

徂徠の政談は稿を焚れたるなり。有廟へ獻ぜられたる書なり。春臺も見られざる由なり。とある。一旦焚毀された筈の政談がフェニックスのやうに何うして蘇つたのか自分は知らないが、政談を一貫する思想なり、立案なり、計企なりに潑刺なる徂徠一家の面目が飛舞躍動し焚いても焚けないあるものが存在し居ることは事實である。前來續述した大學養老篇の著者であつた入江南溟のやうな特殊性を備へた昭和の今日に多少なりとも回顧さ

れるやうな學者が其の門下から出たのも畢竟するに徂徠平生の意見に一脉の聯申した事實あることを認めなければならぬ。

徂徠一生を通じて當年の意氣少しも衰へず、享保十三年正月十九日天大に雪降るの日に病んで逝つたが、臨終に際し徂徠は鵝毛の如く散亂する雪片を襟裡に望み見ながら、

海内第一流の人、物茂卿將に命を隕さんとす。天爲に此の世界を白銀化するも宜なる哉。といつたといふことである。徂徠らしい態度である。

徂徠の政談は前後四卷より成り、當時の社會問題解決策に關する部分即浮浪者遊民の措置、江戸市の膨脹抑壓についての仕法、農村生活の涵養充實等に關する提案の如きは例令今日を以てすると雖、徂徠以上の方策を得ることは困難であらうとの批評がある。

政談中養老扶持制度に關係のあるものは卷の四の末の方に記載してある。

鰥寡孤獨の事

養老宴の事

の二條であると考へる。依て其の全文を左に抄出することにする。

鰥寡孤獨の事

一 鰥寡孤獨の者には御扶持を可被下事也。是は畢竟年七十に餘りたる者の誰も養ふ人無(き)を云(ふ)也。田舎杯にては二三百石の村にても一兩人ならでは無之事也。江戸は旅人の心の儘に集りたることなれば、ケ(箇)様の人多かるべし。一卷目に云ひたる如く、悉(く)人返(し)をして、餘る人を江戸の人と定(め)て、其の中にて(扶持米を)下されば、多くも有間敷、一人に米一俵宛も被下ば彼等が爲には大(い)成ること成る可し。九十(歳)、百(歳)に余る人々に

は、一年に一度程東照宮の御祥忌日杯に餅の一重も可被下。是亦養老の禮に可叶。道心者と云ふ者は畢竟(するに)鰥寡孤獨也。都も田舎も下々にては相應に鉢をも入る也。其(の)心根を問へば、強(たか)ちに佛法を信する許(り)にもあらず、鰥寡孤獨を惠む心にて取らすなり。下々に此(の)如くなるに上(か)にて其の御沙汰無(き)は如何なることぞや。御代々の御忌日に増上寺の裏門、東叡山の裏門にて公儀の御役人参り、一人に一升宛なりとも鉢を御入れあるべきことなり。文王の政は鰥寡孤獨を先とすといふ。文王は善く老を養ふといへり。是等は至極の御政道にて上の御祈禱にも是に過ぎたることは有る間敷く、御役人の文盲故(に)かくの如きことは取り興さず、一度に子三人生みたる者に米錢を下さる杯云ふ様なる衰世の埒も無き故實を執り行ふこと詮も無きことなり。

養老宴の事

一 惣じて貴人には朋友無きこと(は)闕(け)たることなり。貴人の學問も一切の藝も大名藝と云ふ物になつて一切に踏み込んで爲(得)ぬは是の故なり。殊に政務の道は下の情を能く知(ら)ざれば、行ふ處圖に中らざる者也。忍(しの)ぶ者杯を遣して遠國の事を見せ、近習の臣より下のことを聞くも善き様なれども、人々面々の了簡の程ならでは見も聞もならぬ者也。軍の物見を遣すに、武功の人を撰ぶことも、手前の器量程ならでは得見へぬ故なり。殊に人の情にて、下の悪き事計りを見出し、聞き出して申し上げて、善き事は申さぬものなり。されば下のことを見、聞(か)んとするにも心得有るべきことなり。殊に御用を承る筋の人は、手前の申立てたき筋の益になる様なることを多く申上るなり。之れに依り何としても下の情に疎きことは是れ貴人の身の上に闕けたることなり。願くは養老の宴杯と名を付けて六七(十)以上なる人の御旗本の隠居、儒者、醫者、出家、町人、百姓の内よりも撰み、二の丸杯へ一月に一兩度召して、御料理にても被下、餅、酒、菓子杯も下され、物に心得たるものを一兩人も亭主にして話を仕懸けさせ、御城下の事をも、遠國のことをも、埒もなく、益(えき)體も無きことを話させ、聞し召す様に有り度きことなり。問には落ちず語(る)

に落るといふことあり、無心なることより事の情は能く知れて、益有ること多きものなり。埒も無く、益も無き様なることに益は多き者なり。古の聖人、賢君には皆朋友有つて徳ある人をおとしめて君臣の會釋には(決して)仕給はぬことなり。是を布衣の交といつて貴賤の禮に拘らぬこと古の道也。學者杯に治道のこと御尋ね有るにも、其の仲間にて道理の詰合ひをさせて、側にて聞し召すに益多き者なり。惣じて上へ對して物を申すは人々指控へ無くては叶はざることなり。仲間にて(の)詰問にてあれば覺へず、遠慮を忘れて云ふことあるものなり。

x x x

前にいつた、神帷孝の草茅危言摘義中に彼か竹山の説を批評して、

按ずるに養老の説徂徠已に此の説あつて粗に同じ。参考すべし

といつて居るから、徂徠が之を筆にして世に傳つたものが政談以外にあるのであらう。無論、徂徠獨創の議論でなく、述べて作らず流のものであるとは信ずるか、纏つた養老の議があるならば、此の際一覽したいものである。只右の二ヶ條目に顯はれたる徂徠の意見中、後者の如きは政治の要道を養老の宴に引き寄せ、利用した趣きが多くて養老其のことは問題外に逸し去つたる如き觀もあれども、前者中のよるべき貧困高齢者に常扶持として玄米一俵を給與すべしとの議は理屈拔きの實際的方策にして、我等より見れば殊に傾聴に價するものがある。徂徠が幕府の臣下にして老齡にして仕を致したるもの、扶持其の當を得ざるものあるを指摘したるは是れ今日の所謂恩給及扶助料の制を提唱したるものにして一種の養老扶持であることには相違ない。偶々以て徂徠の社會政策的眼識を知ることが出来るから、序に抄出して爰に附載する。

一 隱居したる者、其の子或は孫に子無くて迹目斷絶する時、右の隱居天竺浪人に成る類多し。是れ等は其の身一代恙か無く御奉公を仕舞つたる者なれば、御扶持方下さるべきことなり。是等は大名の家にも有る事なるに、御家に其の

沙汰無きは不僉議といふべし。此の御手當無き故彌々下よりは隠くしてなりとも、束も無き者なりとも養子にして後を立て家屬の路に迷はぬことを謀るも亦餘儀なきことなり。

乾隆帝賀

乾隆帝當年八月十三日八十歳の賀被爲祝候に付、諸官府は一級進被申、天下罪科之者罪一等被減、諸省之諸運上免許有之、七十歳以上へ銀牌二枚并黃絹二反、八十歳以上へ銀牌二枚黃紵子二反宛賜之、唐國一統諸官府は勿論市中民間迄祝候様被相觸、家毎に種々饒燈籠、舞樂、酒宴を設、賑々敷祝申候、唐國十八省之外附屬の外國よりも祝義相演、首尾嘉儀相整、官民共萬年を唱候義に候

戌十一月 (寛政二年庚戌ノ年ノコト)

右之通戌四番船費清湖物語候

唐通事年番

(太田蜀山著半日閑話 卷四中的一節)

能 と 老 人

能は我が國特有の史的背景を有する傳統的藝術として、海外にまで夙に其の存在を知られ、現にエンサイクロペヂヤ、ブリタニカにも我々能の素人に於ては内地でも見たことのないやうな立派な圖版をさへ入れた數頁に渉る記事がある程であるが、其の能が老人を以て屈強の題材として取り上げたものゝ多くあることは、老人に關する幾多の生ける事實に關心を有するものに尠らざる興味を興へることを考へねばならぬ。現に浴風園横濱分園の園醫竹内芳衛氏が其の近著「長壽の科學」に於て深く、強く且正しく此の事實に就いていはれたのは美しくも亦意味がある。筆者が此に提示した。「能と老人」なる命題に就ては既に多くの人が手を染めて居なければならぬ筈であるのにまだその企は爲されて居ない。自分の知り得る範圍では、野上氏(豊一郎)の能に關する權威ある諸研究に於て「翁」を中心とする問題を始めとし、外にも多くの發表があるのは多とする處であるが他には能の老人に關する學的に價値ある研究のあることを知らない。それだけに又竹内國手が「長壽の科學」中に、

能の老人觀

と題して克明に且解析的に、

能の發見

能の老人

能の藝術的要素

翁の發展

能の崇老思想

老人の藝術的表現

翁の神性

能面の謎

老人表現の多面性

美女の老境

美男の老境

高砂の「長壽の科學」的意義

の十二項目に分ちて頗る精細にして且透徹した研究をなされて居るのは廣く紹介に價する努力といふて宜しからう。竹内國手が指摘される如く、能の中に其の重要な題材として老人を取り入れたのは、猿樂に特有な掛合萬歳然たる卑俚な臭味を取り去つて、艶麗にして且優美な若々しい稚兒舞の向ふを張つて、全然別箇な、否、寧ろ反對な藝境を開拓することが必要でもあり、得策であつたのが、能の大成に功績の著しかつた觀阿彌、世阿彌父子二代の時勢であつた。それが觀、世兩阿彌の意圖となつて現前し、世塵を彼方に逐ひやつて、物外に悠遊する老人の姿を借りて手ぶり床しい一曲を舞ふといふ境地の新開拓が完成されたのである。

さればにや、能にはあらゆる型の老人が扱はれて居て、老人といへば高齡に依り生産界を落伍した敗賤者の一色で塗りつゝすといふこと以外には能の無い西洋人づれには到底窺ひ得られぬ方面の消息を如實に幾十番の能の中に現はして居る一段の有様は我等のよく／＼認識せねばならないことである。是の事實は竹内國手が克明に拾ひ上げられた能の名

稱を見、逐一其の諷ひの文句を味ひ、出来るならば實生會にでも出掛けて行つて親しく材を老人に取つた演能其物を翫賞するならば、誰しも能の世界に於ける絶特な存在であることに想ひ到ることが出来やう。そして竹内國手と同じく其の奇蹟的存在であることに氣が附くであらう。科學者の何者でもなかつた子の世阿彌と親の觀阿彌も平凡な科學者以上に優れた藝術家であつたのである。「神舞閑全なる粧は老體の用風より出づ」とあるはカアメンといひチヨコレイト・ソルチャアスといひマダム・バタフライといつたやうな抱擁であるとか、鳴口であるとかいふ男女の相戀相愛の場面や情緒を得々として殆ど唯一の題材であるかの様にのみ取扱ふに慣れたるオペラ作者といつた西洋藝術家の倒轉蛤打つても覗くことの出来ぬ境界である。

老人を前ジテ即主人公とする能——謡曲といつても差支ない——は現行曲目二百三十五番のうち七十番、約三分の一を占めて居ることは我等のハツキリ且シツカリ知らねばならないことである。それに對し、老人以外のものにあつては、是も竹内國手の検討に依れば、

- 歴史上の人物を取扱ふもの 約五十番
- 里女 " 三十番
- 母性 " 八番
- 妻 " 六番
- 單なる女 約五番

で、跡は山伏、男、侍女、貴女、僧、蟹(女と男)、天狗、長者、獵師、舟人、草刈男、天女、京女、白拍子、巫、雪の精、鷲といつたやうなものが一つ二つ宛あるが、老人は斷然他を脱して其の第一位を占めて居る。さらに老人そのものを分類して見ると是亦頗る多種多様に涉つて居て、

種別 曲名

- 老翁 淡路、嵐山、雨月、雲林院、絃上、源太夫、逆鉾、實盛、道明寺、高砂、東方朔、難波
- 寢覺、放生川、松尾、松山天狗、御裳濯、老松、國栖、遊行柳、弓八幡、賴政、繪馬、小鹽、女郎花、金札、大蛇、皇帝、西行櫻
- 木賊刈翁 木賊刈
- 老社人 蟻通、代主、大社、春日龍神
- 御庭掃老人 綾鼓、戀重荷
- 老船頭 項羽、兼平
- 鹽汲翁 融
- 水室翁 水室
- 野守翁 野守
- 漁翁 阿漕、碗潜、江島、白髭、竹生島、白樂天、通盛、和布刈、八島、鶴飼
- 樵翁 志賀、須磨源氏、忠度、飛雲、龍虎、
- 老女 鶯鷓小町、關寺小町、卒塔婆小町、檜垣、當麻
- 老夫婦 嵐山(前出)、雨月(前出)、國栖(前出)、源太夫(前出)、高砂(前出)、繪馬、(前出)大蛇、(前出)昭君、
- 弦上(前出)

其他 孝子の父の養老に於ける、黄石公の張良に於ける、慧遠法師の三笑に於ける、祖慶官の唐船に於けるなど。四がそれである。其の描寫の方面も亦それこそ多様多種であつて、其の習性につき、特徴につき、感覺の状態につき、

追想追懐の種々につき、希望の有無につき、厭世の気分、樂天の心行きは勿論、狂人、老耄性色情亢進者の頗るエキサクトの心理描寫をさへ行つて居るのである。

四海浪靜かの高砂が祝言能として尤もポピュライズされた状況に置かれてゐるのは、今更いふまでもないことであるが、事實老翁老媪を借りてつぶさにあらされた高砂の理想境は新に妹背の契を結ぶ新婚新嫁のみが専有し、又獨占すべき筋合のものではない。其の名文中に取次に出現し來る「さす腕には悪魔を拂ふも、をさむる手には「壽福を抱く」も、曲中の尉と媪が持つて出る熊手も、杉等も、「四海波の靜か」なるも、「枝も鳴らすぬ時津風」も、最後に結びを緊めたる「千秋樂には民を撫で萬歲樂には命を延ぶる」も、洋の東西を問はず時の古今を論ぜず、凡千の社會事業家もあらゆる社會政策の謳歌者も、養老年金、養老扶持制度、社會保險の支持者も諸共に聲を一つにし、力を協せて支持するを憚らない、いとも高く、いともいみじいイデアでなければなるまい。

しかし何程觀阿彌や世阿彌が老人能に技量を現はさうとしても、又、謡曲を作製しやうとしても、先見の明を誇らうとしても、それが世間に應酬しないならば、歡迎を受けないならば、つまりは、名曲翁も現ぜず、名謡高砂も出ずに終つたであらう。さりとて日本には敬老尙齒の風俗が濃厚に社會に浸潤して居つたからといふことを契機として、幾多の老人中心の名曲名能、名謡が出現したと考へるのも大きな間違で、首肯の出來兼ねる場合もある。そして今一々にいふことは能うし得ないが、随分之を反證する事例が鮮くないやうに思はれる。

思へば我々日本人に凍てついた考の一つに無常觀といふものがある。檜垣の媪や、卒堵婆小町の主人公の境界は要するに「憐れむべし、無定河畔の骨、固これ春閨夢裡の人」とか、朝に紅顔ありと雖、夕には白頭を憐れむとかいつた様な事相の十歩前か一步前の有様を寫し出したもので、無常の迅速にして變遷管ならず、諸行の如露亦如電なる有様を具體化したものが、我々同様、これが當時の社會人に酷くアツピールしたのであらう。謡曲能樂の老人觀はつまりは平

家物語の書き出しを別様に持つて行つたものであるに過ぎないのか知れぬ。是を能の上に證據立てやうとするのは、觀阿彌、世阿彌の人物と彼の時代とを細觀した上に、尠くも花傳書一卷に新檢討を與へねばなるまいが、今自分はさういふことをして居る悠長さと餘裕とがないのは職掌柄、事務局致し方はない。

日本に於て發刊される高級評論雜誌の一である「思想」の紙上に(昭和七年八月)於て野上豊一郎氏が「能と敬老思想」と題する論文を公にされた時に該雜誌の編輯者は能の研究に於て独自の境地を開拓し得たものとして之を江湖に紹介したのであるが、如何にもさうであつて、恐らく能樂といふ前人未踏の領域に評論らしい評論の最初の足跡を印したものとして之を至大に價値附けしても溢美ではあるまい。

野上氏の論文は殊に前ジテの老翁を取り扱つたもので、五部に細分された精密なる一一の學術的批判は四百年に渉る時日を経て今日の狀態にまで發達せる能樂(謡曲といつても略々同一になり、野上氏の論旨の把握には少しも差支はない)の新しい見方を行ふに於て如何にもふさはしい態度である。

而して老人を取扱つた能樂の中に漂つて居る思想の由つて來る所を逐一尋ねられた擧句に、野上氏が、私は能作者の配役の最初の意向に於いて何故に前ジテに老翁を多く使用するかを理由を考へて、古代中世の敬老思想の遺物ではあるまいかと推定した。併し、それが承認されるとしても、それを以て直ちに能作者の敬老思想がその形式を選択したものであるとか、もしくは能の作成當時の社會狀態に敬老思想が行き亘つて居たとか、さういふ風に結論することは危険である。それは丁度能に佛教讚美の辭句があるからといつて、能が佛教思想の基礎の上に作られたものだと結論したり、敬神愛國の詞章があるからといつて、神道思想、國家主義を主題として作られたものゝ如く結論したりするのは道ひ得て正鵠を射中てた名言である。

我が國に於ける老人問題の研究は養老扶持の制度をさゝやか乍らも西洋諸國に先つて持つて居つた事實の認識から初まらなければならぬ。そしてこれが生産的落伍者保護の立場から來らないで、敬老尙齒の方面から將ち來され、更に此の敬老尙齒の床しい風俗及其の觀念は頗る濃厚に謡曲及能樂に反映されて今に存在を續けて居ること抔も附けて考へられなければならぬ。孔子の道は孝弟であり、孝弟の實行は敬老尙齒の習俗によりて培はれるといふことから徳川時代の藩學には養老の二字を冠せしものが存在し、現に其一つが、文學者で醫師と衛生學者の技能とを兼ね備へて一時に傑出した森林太郎、皇室に直屬した園藝の専門家で温室栽培の創始者として花卉の培養に天稟の妙手を發揮した福羽逸人、明治初年に於ける西洋文化の導入者として加藤弘之、中村正直、福澤諭吉と並び驅つて先きを争つた概のあつた西周等に細くも太くも多少の關係のあつた石州津和野藩主龜井家の藩學の養老館であつたこと抔も知つて置く必要があらう。事業も事功もつまる所は之を育成する空氣と環境との問題となる。養老事業の完成には我が國の歴史に於て“適”の要素があつたのか、“不適”の分子が多かつたのか、少なかつたのか、其の調査からさしあたり手を着けるのが何よりも重要であることを知らねばならない。能と老人との交渉に關する研究もさういふ方面から考へれば新らしい一箇の意義を有することにもなり又深めることともなるのであらう。

昭和十三年三月二十五日
昭和十三年三月三十一日

編輯兼 財團 中央社會事業協會社會事業研究所
發行人 法人

東京市麹町區霞ヶ關三丁目三番地ノ四
電話銀座 一六五二・一七九六

印刷人 東京市麹町區麹町五丁目二番地
杉 田 彌 太 郎

印刷所 東京市麹町區麹町五丁目二番地
杉 田 屋 印 刷 所
電話九段 五七四四 一一〇二

4 M 15

中華民國二十一年一月
 交通部
 郵政管理局
 特准掛號
 認爲新聞紙類
 登記證
 警字第一二二號
 郵政管理局
 特准掛號
 認爲新聞紙類
 登記證
 警字第一二二號

